

第59集

# 日本労働年鑑

1989年版

**THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1989**  
**VOL. XXXXXIX**

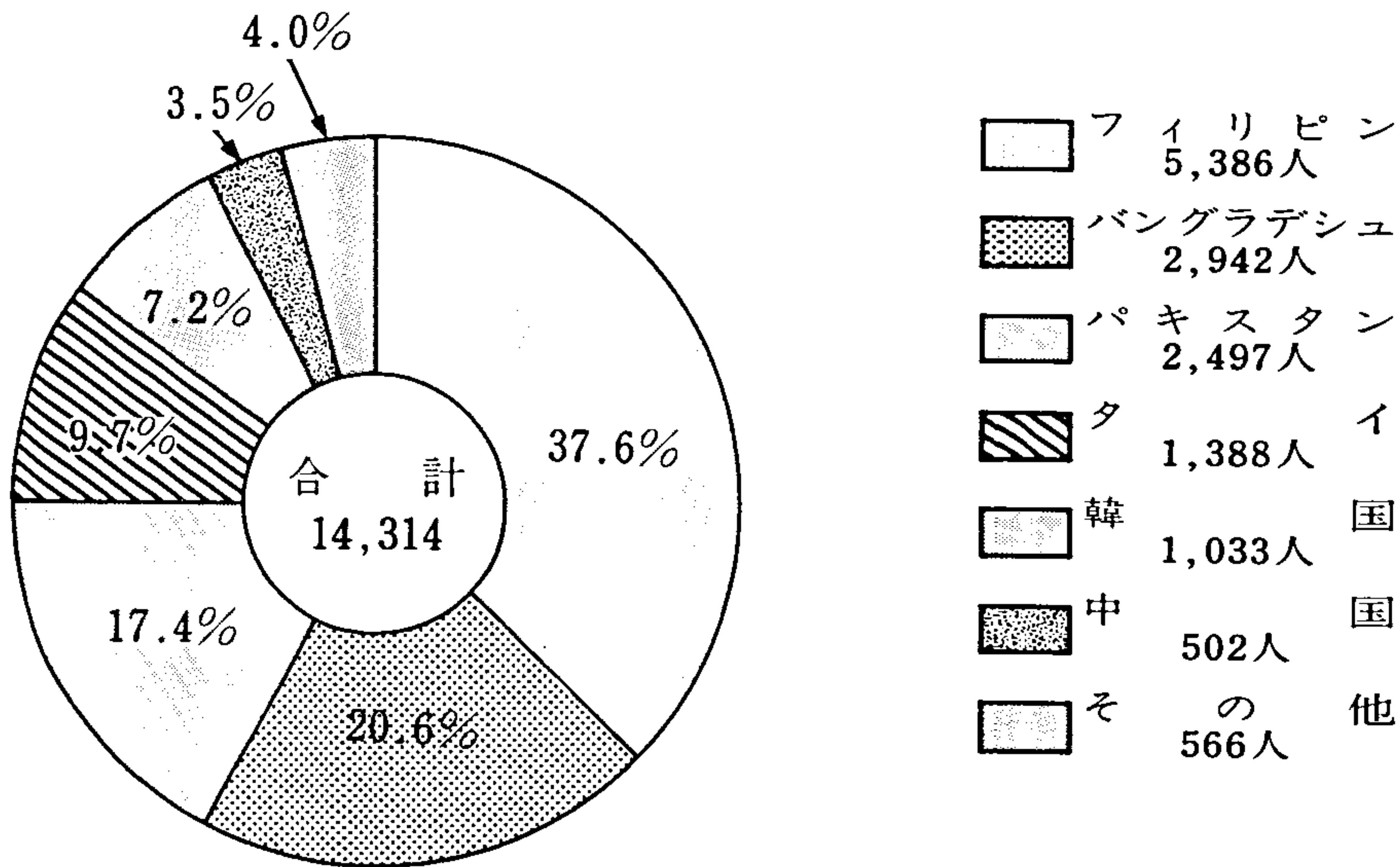
---

法政大原社会問題研究所  
大学

COMPILED BY  
**OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH**  
**HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN**

労働旬報社

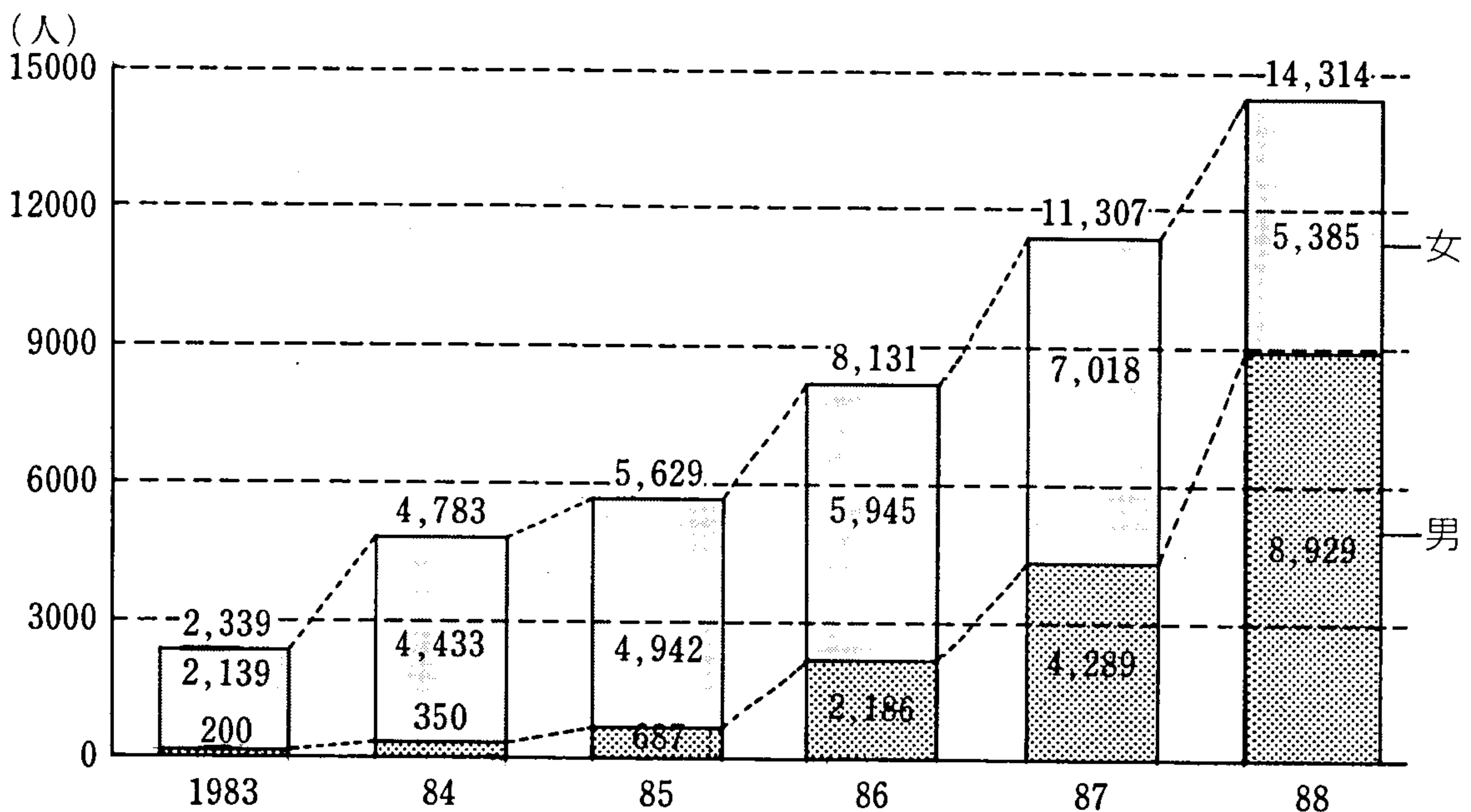
## 不法就労者の国籍 —— 1988年 ——



資料出所：財団法人入管協会「昭和63年外国人及び日本人出入国統計 上陸拒否者及び入管法違反事件概要」

\* 国籍別にみた不法就労者数は、1983年以来トップを占めているフィリピンが5,386人（37.6%）と最も多く、以下バングラデシュ、パキスタン、韓国とつづき、全体で32か国にわたり国籍の多様化がみられる。なかでも増加の著しいのは韓国であり、88年には前年比約5倍と急増した。

## 不法就労者の推移 —— 性別人員、1988年 ——

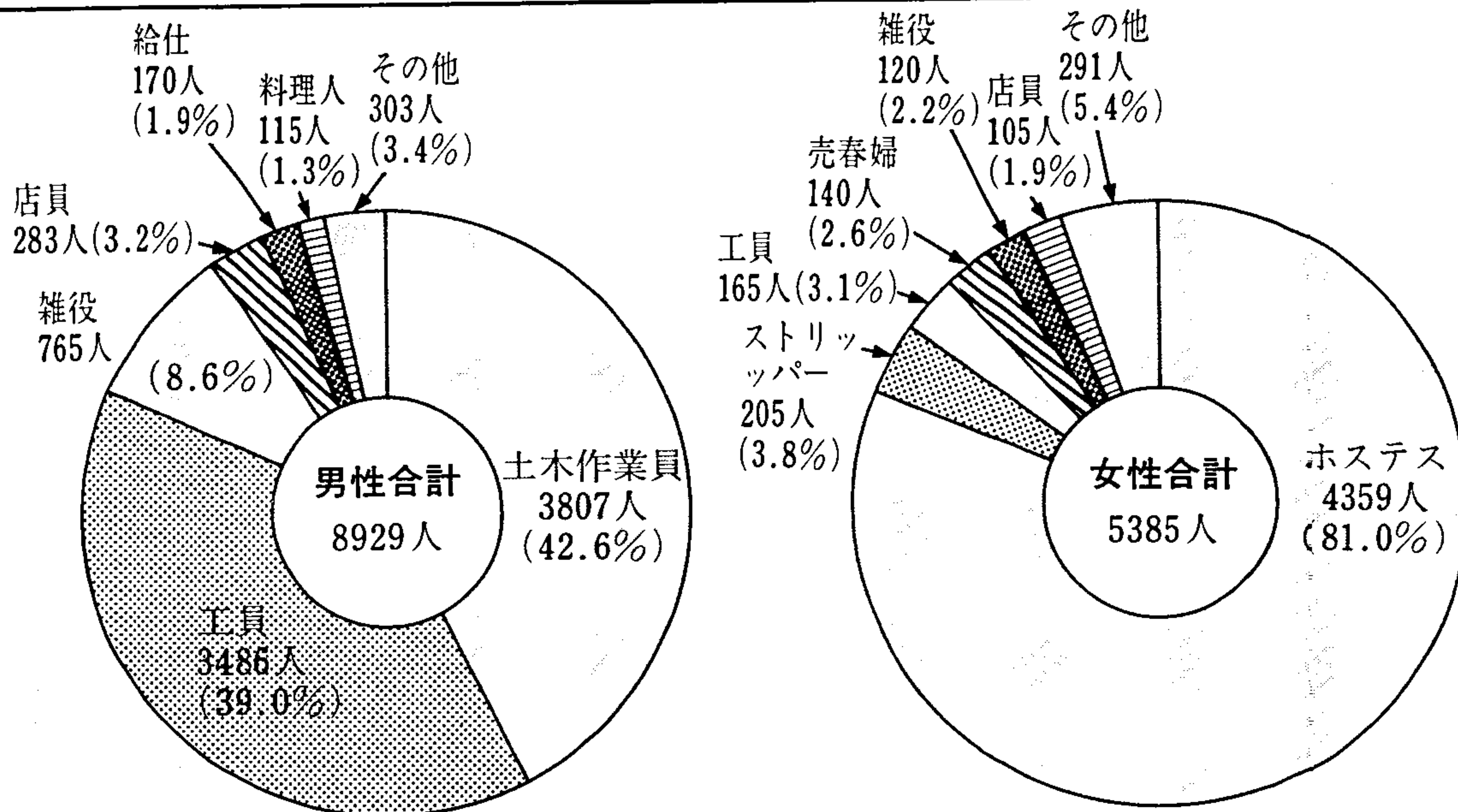


資料出所：財団法人入管協会「昭和63年外国人及び日本人出入国統計 上陸拒否者及び入管法違反事件概要」

\* 不法就労事件は毎年増加しているが、1988年は前年比26.6%増の14,314人に達し、5年前の83年と比較して約6.1倍となった。ことに男性不法就労者の増加は著しく、83年には200人にすぎなかったものが、以後毎年倍増をつづけ、88年には83年の約45倍となり、男女比が初めて逆転した。

## 不法就労者の稼働内容

—— 男女別、1988年 ——

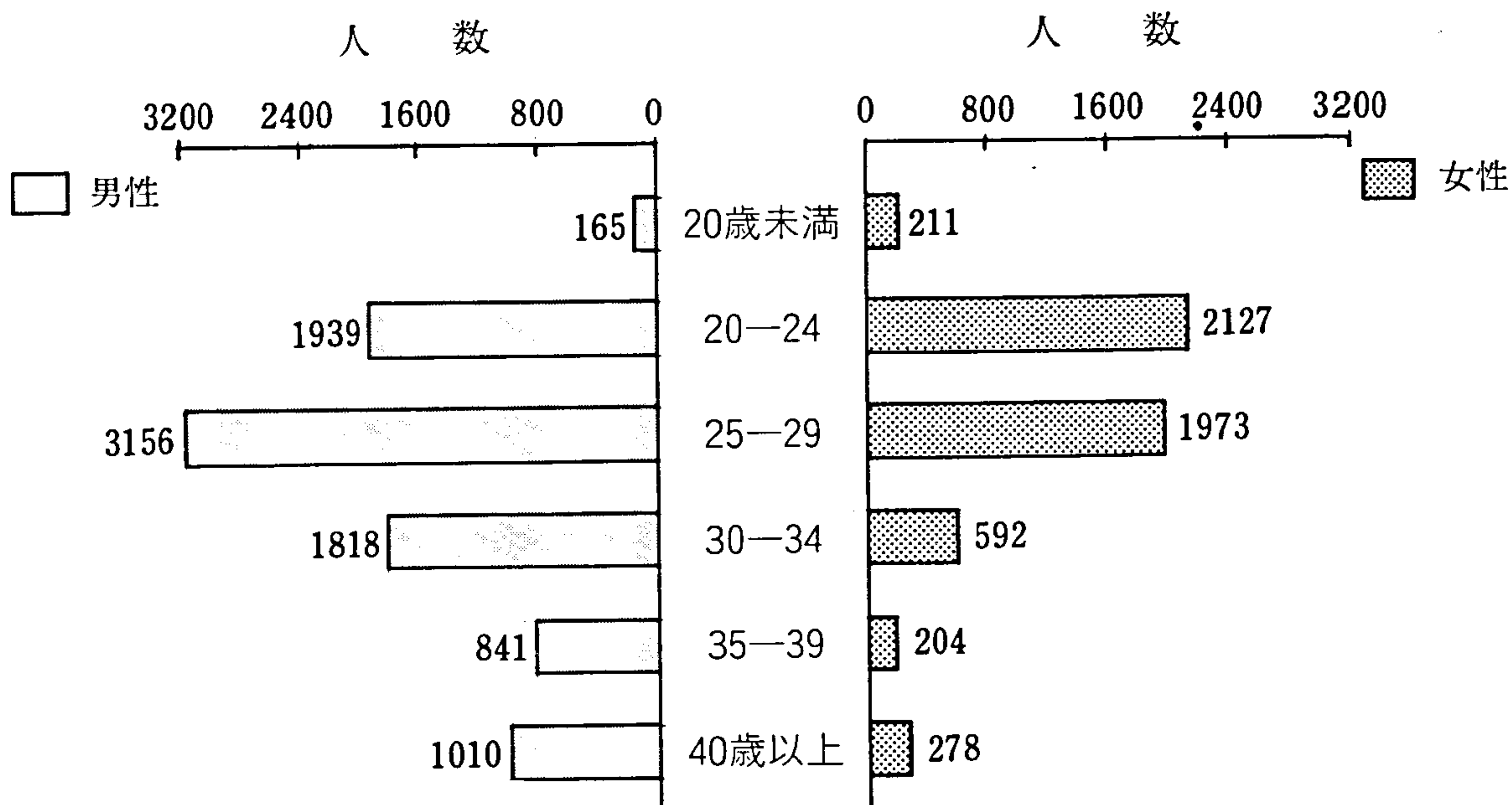


資料出所：財団法人入管協会「昭和63年外国人及び日本人出入国統計 上陸拒否者及び入管法違反事件概要」

\* 稼働実態をみると、男性は、建設現場などの土木作業員、機械部品製造業などの工員で全体の8割を占め、女性はスナックなどのホステスが大半を占めている。

## 不法就労者の年齢構成

—— 男女別、1988年 ——

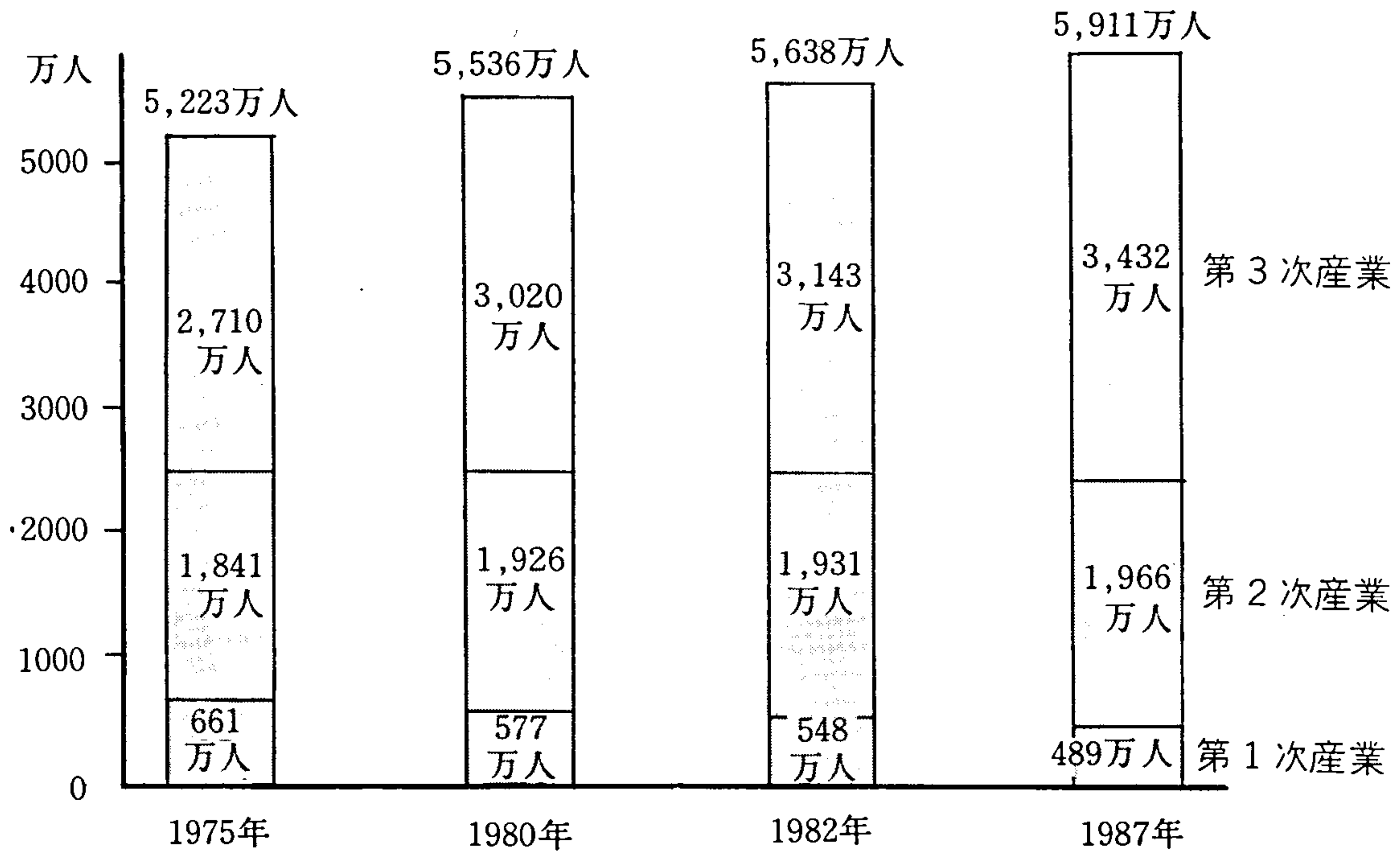


資料出所：財団法人入管協会「昭和63年外国人及び日本人出入国統計 上陸拒否者及び入管法違反事件概要」

\* 年齢をみると、男性は20代後半（35.3%）を中心に幅広い年代にわたっているのに対し、女性は20代（76.1%）が大半を占めている。ただ、韓国人に限ってみると、40歳以上（68.3%）が過半数を占めているが、これは同国の海外渡航の年齢制限によるものと思われる。



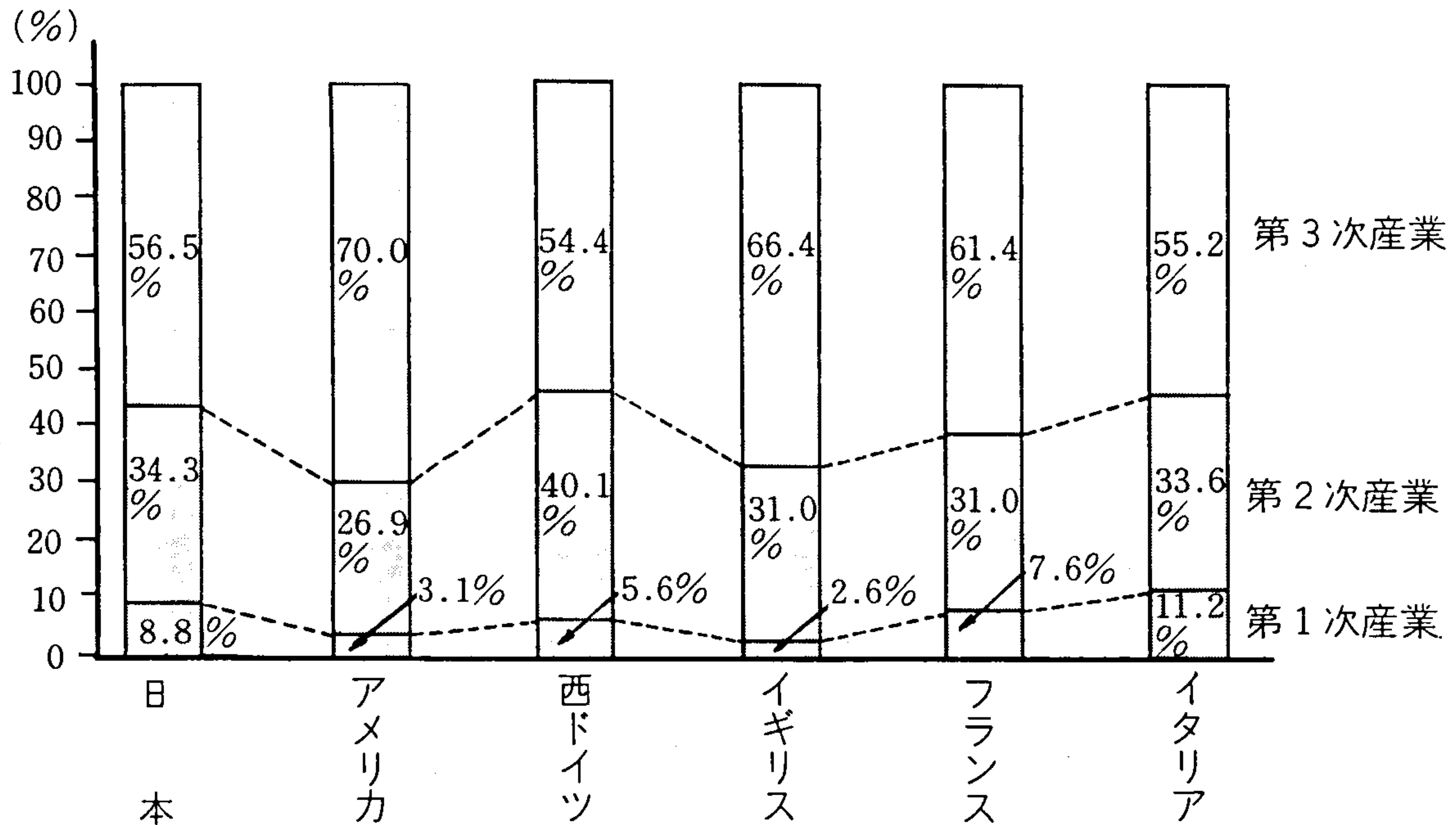
## 産業別就業者の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

## 就業構造の国際比較

——1985年——



資料出所：日本……総務庁統計局「労働力調査」

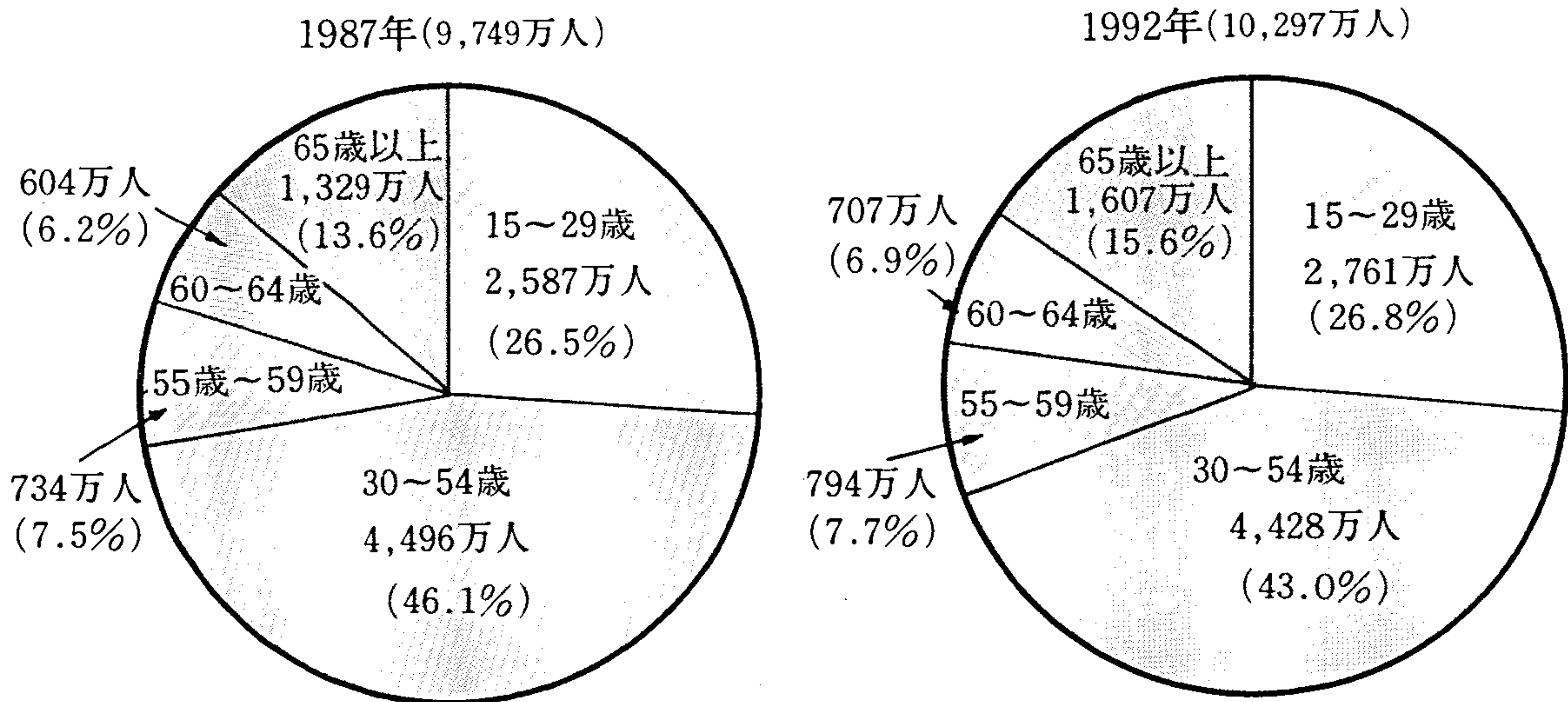
その他……OECD「Labour Force Statistics」

[注] イタリアの第2次産業には、電気・ガス・水道供給業をふくむ。

\*就業構造の国際比較では、日本は先進資本主義国のなかでは、イタリアについて第1次産業従事者の比率が高い。他方、第3次産業のうち、サービス業の就業者割合では日本が低い。

# 年齢別15歳以上人口の見通し

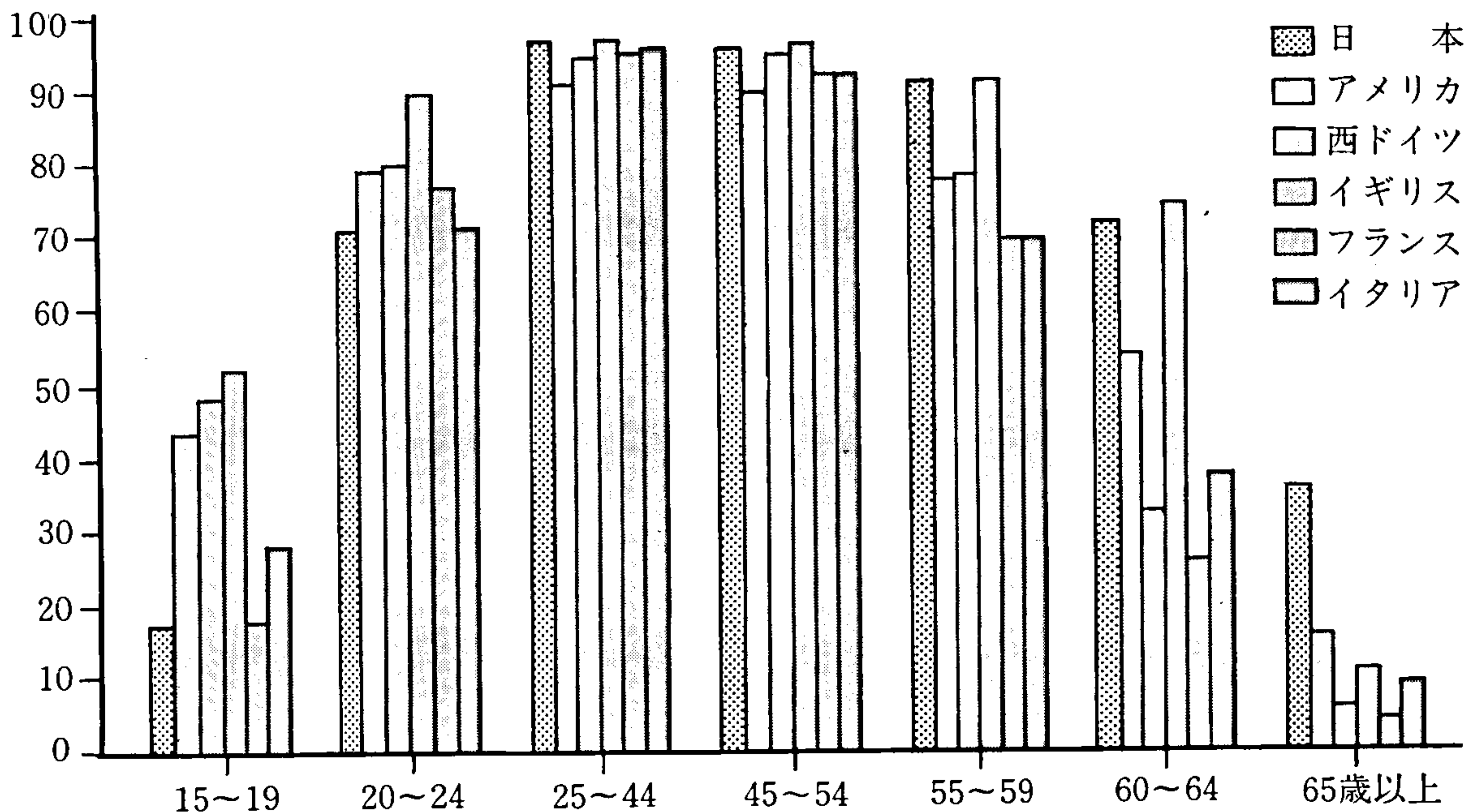
—1987年と1992年の比較—



資料出所：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1986年12月)

\* 年齢別15歳以上人口の見通しでは、1987年に比べ、5年後の1992年には、とくに55歳以上の高年齢者の比重が高くなると予測されている。

# 男子労働力率の国際比較



資料出所：日本……総務庁統計局「労働力調査」

その他……ILO「Year Book of Labour Statistics」

[注] 統計年……日本：1987年。アメリカ：1986年。西ドイツ：1985年。

イギリス：1981年。フランス：1986年。イタリア：1986年。

上記年齢のうち、アメリカは16歳以上の者を対象としている。イタリアの15~19歳欄は14~19歳。



## はしがき

本書は『日本労働年鑑』の第五九集で、一九八八年一月から同一二月までの日本の労働運動・労働問題の動向を記録したものである。

昨年刊行の第五八集が対象とした一九八七年は、中立労連・同盟の解散、「連合」の発足など、労働戦線の再編が急速にすすんだ年であったが、本集の対象時期においても、新産別の解散、総評解散方針確定など、一九八九年秋の「全統一」官民統一へ向けて、労働組合運動の地滑り的な変動がつづいている。第五八集では巻頭の特集で労働戦線再編問題を取りあげたが、本集では第三部の「労働組合の組織と運動」において、官公労をはじめ各産業別組織の動向を記録している。

本年鑑は一昨年発行した第五七集において、それまでの三部構成を変更し五部構成とした。つまり、従来は全体を労働者状態、労働運動、労働政策の三部に分けていたのであるが、これでは経営内労使関係の動向がもれがちであるので、①労働経済と労働者生活、②経営労務と労使関係、③労働組合の組織と運動、④労働組合と政治・社会運動、⑤労働・社会政策の五部に組み替えたのである。同時に労働組合の組織と運動など、内容についても若干の変更を加えた。また、昨年の第五八集では、各章の冒頭に見出しやグラフをおくなど形式面での改善をおこない、いくらかでも親しみやすいものとするようにした。今回は叙述面などでいっそうの改善につとめたが、形式等に大きな変更はなく、基本的に前集をひきついでいる。ただ、諸般の事情で公害反対闘争を収録しえなかった。

なお、ここ二、三年来、紙幅の関係などで本年鑑に採録しなかった資料を『大原社会問題研究所雑誌』に掲載しているが、本集の対象時期と重なるものとしては第三六八号（一九八九年六月発行の七月号）に外国人労働者問題を特集し、同時に「天皇問題をめぐる社会運動の動向」を収録した。さらに第三七〇号（同八月発行予定の九月号）において「転機を迎える日本労働運動」について特集し、「春闘日誌」、「〈連合〉活動日誌（二）」を掲載する予定である。

本年鑑では、そのときどきに衆目を集めた重要な課題を、年鑑の通例である単年度かぎりの記録でなく、中・長期的な視野にたって整理し、分析するため巻頭に特集を設けている。これは第五一集からはじめたものであるが、これまでにとりあげたテーマはつぎのとおりである。

第五一集（一九八一年版） 定年制・年金問題

第五二集（一九八二年版） 労働戦線統一問題

第五三集（一九八三年版） 臨調Ⅱ行政改革と労働組合

第五四集（一九八四年版） 人事院勧告凍結問題

第五五集（一九八五年版） 労働者派遣事業の拡大と制度化

第五六集（一九八六年版） ME化と〈能力開発〉

第五七集（一九八七年版） 国鉄分割・民営化問題

第五八集（一九八八年版） 「連合」の結成と労働戦線

本年度は、近年急速に社会的な関心が高まり、各方面でその対策が検討されつつある「日本における外国人労働者問題」をとりあげ、その現状、労働省・法務省など関係各省庁、使用者団体、労働組合などの対策等について客観的な事実関係の整理をおこなった。この問題に関しては今後活発な論議が展開されるであろうが、そうした討議の前提として



役立つことを願っている。

なお、外国人労働者問題に関しては昨年秋にプロジェクトチームを発足させ、ほぼ月一回のペースで研究会を開いているが、本年九月には「外国人労働者問題とILO」について、また十一月末に「外国人労働者問題と労働組合」に関してシンポジウムを開催する予定である。また、労働年鑑の収録内容とかかわるプロジェクトとして「労働組合ナショナルセンターの再編」に関する研究チームを組織し、文部省科学研究費の交付を受けて研究をすすめると同時に、関連資料の収集、調査の実施にあたっている。近い将来、その成果を法政大学大原社会問題研究所研究叢書などに発表することになるであろう。

本年は当研究所が大原孫三郎によって一九一九（大正八）年に創立されてから七〇周年にあたる。同時に、研究所が法政大学と合併したのは一九四九（昭和二四）年であるから、法政大学大原社会問題研究所となつての四〇周年でもある。われわれはこれを記念して、前述の国際シンポジウムをはじめ、『日本労働年鑑』編纂の過程で収集した資料をもとに、戦後日本の社会・労働運動関係諸団体の機関紙誌および諸団体の基本資料を集成復刻する『戦後社会労働運動資料』の編集刊行、労働関係文献のデータベースの作成等を計画し、着々と作業をすすめている。また、『大原社会問題研究所雑誌』の一九八九年二・三月合併号を記念号として、研究所の歴史と現状を紹介した。ご一読いただければ幸いである。われわれは単に七〇年の歴史を誇るだけでなく、研究所が二一世紀に向け、その歴史に恥じない活動を展開したいと考えている。この機会に、読者各位、労働組合はじめ関係各位のいっそうのご支援ご鞭撻をたまわるとお願い申し上げます。次第である。

一九八九年五月二五日

法政大学大原社会問題研究所



目次

第一部 労働経済と労働者生活

序章 政治・経済の動向と労働問題の焦点

- 1 国際政治の動向……………八
- 2 国際経済の動向……………四
- 3 国内政治の動向……………七
- 4 国内経済と雇用・賃金の動向……………二
- 5 労働・社会政策の動向……………五
- 6 労働運動の動向……………七

I 労働経済の動向……………三

- 1 景気動向と労働力需給 63
- 2 就業・雇用構造 67
- 3 賃金と労働時間 70

II 労働者生活の実態……………七

- 1 消費者物価の動向と国際比較 78
- 2 労働者家計の収入と支出 82
- 3 昭和六三年版『国民生活白書』 87
- 4 標準生計費と生活保護基準 89

特集 日本における外国人労働者問題

第二部 経営労務と労使関係

はじめに……………三

I 経営者団体の動向……………三

1 日本経済の動向と外国人労働者問題の推移……………三

1 賃金・労働時間対策 93

1 六〇～七〇年代の外国人労働者 33

2 雇用対策 96

2 八〇年代の外国人労働者 33

3 労働団体との関係 100

3 外国人労働者増加の背景 40

4 社会保障への対応 101

2 外国人労働者の受入れ問題をめぐる政・労・使の対応……………四

II 経営労務の動向……………一〇

1 政府の対応策 41

1 経営者の労務管理上の関心 106

2 使用者団体の動向 51

2 人事・労務管理研究会報告 103

3 労働組合の動向 54

3 雇用管理の新局面 110

4 その他の動き 57

- 4 高年齢層の労務管理 114
- 5 企業の労働時間短縮施策 116
- 6 職能重視の人事と賃金 117
- 7 従業員の福祉関連施策 118

III 労使交渉と労働争議……………三〇

- 1 労使交渉の現状 121
- 2 労働争議 127

IV 産業動向と合理化の実態……………三一

- 1 鉄鋼業 135
- 2 自動車産業 137
- 3 電機・電子産業 140
- 4 造船業 143
- 5 その他の産業 144

第三部 労働組合の組織と運動

I 労働組合の組織現状と組織動向……………一四

- 1 労働組合の組織状況 149
- 2 労戦統一と組織運動 160

II 労働組合全国組織の動向……………一七

- 1 連合 173
- 2 総評 188
- 3 新産別 197
- 4 統一労組懇 198
- 5 友愛会議 204

- 6 単産などの動向 208

III 賃金要求と賃金闘争……………二五

- 1 八八年春季闘争 217
- 2 八八年秋季年末闘争 234

IV 産業合理化と労働組合……………二六

- 1 総評・連合の「合理化」への対応 240
- 2 主要労組の「合理化」への対応 241
- 3 労働時間短縮闘争 248
- 4 労災・職業病をめぐる運動 253

V 労働者福祉運動……………二五

- 1 労働金庫運動 256
- 2 労働者共済運動 260
- 3 生活協同組合運動 263
- 4 労働者住宅運動 267

VI 国際労働組合運動……………二七

- 1 国際労働組合組織の動向と日本の労働組合 273
- 2 国際労働組合の諸会議 277

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争……………二八

- 1 国保改定等をめぐるたたかい 285
- 2 年金改定についてのとりくみ 286
- 3 世界人権宣言四〇周年のたたかい 287
- 4 高齢者運動と年金者組合 290



5 労災保険法の改定問題 291

II 社会運動の動向……………三二

1 第五九回メーデー 293

2 「消費税」導入反対闘争 295

3 天皇問題をめぐって 296

4 反原発運動の活発化 297

5 反核・原水禁運動 298

6 反基地・平和運動 302

III 政党の動向……………三〇六

1 国会と各党の動き 308

2 選挙 312

3 日本社会党 313

4 公明党 323

5 民社党 332

6 日本共産党 339

第五部 労働・社会政策

I 労働政策……………三六

1 労働大臣の所信表明 350

2 労働省予算 351

3 『労働白書』の公表 352

4 経済計画と雇用計画 353

5 労働市場政策の動向 356

6 職業能力開発政策 359

7 労働時間短縮に関する政策 360

8 安全衛生政策の展開 362

9 女子労働に関する政策 365

10 勤労者福祉に関する政策 366

11 第一一二回国会における労働関係法案 368

II 賃金政策……………三七四

1 八八年度地域別最低賃金の改定 375

2 産業別最低賃金 378

3 八八年度人事院の給与勧告 379

4 週休二日制・勤務時間制度に関する人事院勧告 380

III 社会保障政策……………三八三

1 社会サービスの多様化と福祉ビジョンの展開 384

2 所得保障システム 389

3 医療保障システム 392

4 保健・福祉サービス 395

5 社会保障財政 398

IV 労働判例・労働委員会命令……………四〇〇

1 最高裁判所判例 401

2 下級審重要判例 405

3 労働委員会命令 410

V I L O……………四三三

●付録……………組合大会日誌 主要な労働組合の現状 労働組合名簿  
事項索引、統計図・表索引

社会・労働運動年表（一九八八年一月一日～二月三十一日）

# 序章

## 政治・経済の動向と労働問題の焦点



## 1 国際政治の動向

米ソ関係の進展 一九八七年一二月のINF（中距離核戦力）全廃条約の締結以降、米ソ関係は緊密化と緊張緩和の傾向がいちじるしく、八八年中に二回の両国首脳会談が開催された。五月二九日～六月二日、レーガン米大統領がソ連のモスクワを初めて訪れて開かれた首脳会談では、これまでと同様に、軍縮、地域紛争、人権、二国間関係の四つの議題がとりあげられ、INF条約の批准書交換・発効、アンゴラからの南ア軍・キューバ軍の引き揚げとナミビアの独立合意などの成果があった。しかし、アメリカのSDI（戦略防衛）構想などをめぐる対立は解けず、戦略核交渉での進展もみられなかった。この年二度目の会談は、一二月七日午後、ニューヨークで開かれた。通算五回目にあたるこの首脳会談には、ブッシュ次期米大統領も同席し、戦略核兵器半減・欧州通常兵器削減などの軍縮交渉の早期合意、国連への協力の強化、地域紛争の解決促進などで一致がみられた。この米ソ首脳会談に先立つ一二月七日午前、国連総会で演説したゴルバチョフ書記長は、二年以内に全兵力の約一割にあたる五〇万人を削減し通常兵器も大幅に削減すること、一九九一年までに東欧から五万人・戦車五〇〇〇台を引き揚げることに、モンゴル駐留軍の大部分を撤退させることなどを明らかにした。この演説は、過剰軍備の原則から合理的に十分な防衛力の原則への転換という軍事上のペレストロイカ（改革）路線を打ち出したものとして注目された。

進むペレストロイカ ソ連共産党は、六月二八日～七月一日、全連邦党協議会を開催し、ゴルバチョフ書記長のペレストロイカ路線を内政面でもさらに一段と進めた。スターリン時代の一九四一年以来四七年ぶりに開かれたこの協議会は、①ソ連最高会議をこれまでの連邦会議と民族会議に加えて、党や労組、青年代表をふくめた三グループ制とし、名称も人民代議員大会に変更する、②今後これを最高意思決定機関とし、年一回開催、代議員の任期は五年とする、③人



民代議員大会は、新設される連邦・民族二院制の最高会議の代議員五四二人を選出し、この代議員は職業議員として恒常的に活動する、④人民代議員大会は、国家元首にあたる最高会議議長（首相候補者の提案・国防会議議長の兼任など強大な権限を持つ）を選出する、⑤党書記長はじめ選挙で選ばれるポストの任期は最長二期一〇年にかぎる、などの重要な決定をおこなった。また、この協議会では六六人が発言し、毎日その要旨がテレビで放映されるなど、運営面でも開かれた党を印象づけた。

九月三〇日、共産党は中央委員会総会を開き、行政事務を政府機関に任せ、書記局を大幅に統廃合して六委員会に整理した。この会議で、保守派の実力者とみられていたリガチョフ政治局員兼書記がイデオロギー担当をはずされ、二八年間外相を務めたグロムイコ最高会議幹部会議長（政治局員）ら五人が解任され、翌一〇月一日に開かれた臨時の最高会議ではゴルバチョフ書記長の幹部会議長兼任が決まるなど、ゴルバチョフ政権の基盤の強化がはかられた。

**米大統領選挙でのブッシュ候補の当選** 八八年一月八日、アメリカで戦後一一回目にあたる大統領選挙が実施された。選挙の結果、共和党のジョージ・ブッシュ副大統領が、マサチューセッツ州知事のマイケル・デュカキス民主党候補を破り、八九年一月二〇日、第四代アメリカ大統領に就任した。得票率ではブッシュ候補五四％、デュカキス候補四六％と少差だったが、選挙人の数では四二六人对一一二人と大差がついた。しかし、選挙自体の投票率は一九二四年以来の最低記録である約五〇％にすぎず、実際の支持は有権者の四分の一しかなかった。

共和党はこれで過去六回の選挙のうち、カーター当選を除いて五回の勝利を得たことになる。同一政党が三期つづけて政権を維持するのは戦後初めてであり、現職副大統領の当選は一五二年ぶりである。その要因は、INF全廃条約調印をきっかけとした米ソ関係の好転や経済状況の改善などレーガン前政権から受け継いだ遺産にある。「争点不在」といわれた選挙のなかでも、ブッシュ候補は、外交・国防分野で「強いアメリカ」を公約し、対ソ軍備管理・軍縮交渉の推進、MXミサイルの開発、SDIの実戦化などを打ち出した。また、内政では増税せず、軍事費や農業補助金も減ら



さないで財政赤字をゼロにすると公約し、保護主義に反対した。これらの公約の実現が容易ではないにせよ、日本にたいする軍事分担要求や、市場開放圧力がさらに強まることは確実とみられている。

**西ヨーロッパの状況** フランスでは四月～五月、七年に一度の大統領選挙がおこなわれ、社会党のミッテラン候補がシラク共和国連合総裁を破り、連続二期大統領に当選した。ミッテラン大統領は保守内閣との共存を避けるために六月に総選挙を実施したが、単独過半数には届かなかった。ロカール内閣は保守・中道の一部を取り込んだものの、少数内閣のまま政権を担当している。

八八年一月に今世紀最長政権となったサッチャー首相のもとで、民営化による経済の再活性化がめざされているイギリスでは、三月に社会自由民主党が結成され、五月の統一地方選では労働党が躍進した。外国人労働者の帰国政策をめぐって意見の別れている西ドイツでは、極端な排外主義を打ち出している極右政党の地方議会進出が注目された。長い間不況状態にあったイタリア経済は八六年頃から上昇に転じ、八八年も順調な伸びを示した。これにともなって、八八年四月のゴリア内閣からデミタ内閣への政権交代があったものの、政治的な安定度も高まった。

**東ヨーロッパの状況** ソ連におけるゴルバチョフ政権の発足とペレストロイカ政策の実行の影響を受けて、この数年間、東欧諸国は民主化要求の波に洗われてきた。そのうえ、経済不振や民族問題の発生などもあって、東ヨーロッパの状況は複雑な様相を示している。ユーゴスラヴィアでは、対外債務・失業・インフレなどの経済問題に加えて、コソボ自治州でのアルバニア人民族問題での対立が表面化し、二三人の幹部会員のうちの五人が辞任に追い込まれた。インフレと対外債務に悩むポーランドでも、八月には大規模なストを背景に三回にわたって内相とワレサ連帯委員長との円卓会議準備のための会談がもたれ、九月には内閣が総辞職してラコフスキ元副首相が首相に選出された。経済運営をめぐる意見の対立があったハンガリーでは、五月の社会主義労働者党全国協議会で三二年間在任していたカダル書記長が辞任し、新設された名誉職である党議長に就任した。後任のカーロイ・グロース首相は株式市場新設などの改革促進策

を打ち出すとともに、年末の国会に集会・結社の自由化法案を上程するなど民主化をめざしている。八七年一二月に共産党書記長がフサークからヤケシュに代わったチェコスロバキアでは、一〇月になって、経済改革推進論者だったシュトロウガルからアダメツツに首相が交代した。

**中国の動向** 八八年の中国情勢で注目されるのは、大幅な人事異動、インフレの加熱、中ソ関係の正常化である。三月一五日～四月一三日に開かれた第七期全国人民代表大会（全人代）第一回会議は、人事面で、李鵬首相代理を正式に首相に選出し、副首相を五人から三人に減らして呉学謙外相などをあて、その後任に銭其琛外務次官を昇格させ、国家首席に楊尚昆党中央軍事委常務副主席を、全人代常務委員長に万里副首相をそれぞれ新たに選出するなど、大幅な人事交代をおこなった。経済改革面では、私営や土地使用権の譲渡を認める憲法の改正、企業所有権と経営権の分離や工場長責任制などを導入した国営工業企業法の採択、最大の経済特区として優遇政策がとられる海南省の設立などがおこなわれ、國務院の省・委員会の統合など政府機構改革も進められた。また、「差額選挙」（複数候補者制）や無記名投票制がひきつづき採用され、投票総数二八八三票のうち、楊国家首席に一二四票の反対が投ぜられて注目された。

ここ数年つづいてきたインフレ傾向は八八年に入ってますます強まり、経済改革の最大の障害になろうとしている。八八年の物価上昇率は一七～一八%にも達し、加熱しはじめたインフレの抑制が当面の最大の課題になってきており、経済改革路線修正の動きも浮上しはじめた。

中ソ関係では、一二月一～三日、銭其琛外相がモスクワを訪問して三一年ぶりに中ソ外相会談が開催された。この会談で双方は、八九年前半に北京で中ソ首脳会談をおこなう、両国関係を完全に正常化するなどの点で一致し、関係正常化に向けての動きが強まっている。

**ソウル五輪と朝鮮半島情勢の変化** 八八年の朝鮮半島情勢で注目されたのは、九月一七日～一〇月二日、一六〇カ国・地域の参加という史上最大規模に達したソウル・オリンピックの開催である。このオリンピックを契機に、盧泰愚



大統領が二月の就任早々から推進してきた中・ソ・東欧圏との「北方外交」が新たな展開を示した。オリンピック期間中、ソ連船やソ連機の初入港・初飛来、中ソ・東欧圏への自動電話の開通など東側諸国との交流は一気に拡大した。二月二日には、八九年前半に貿易事務所を相互に開設するとの協定が結ばれるなどソ連との交流拡大はめざましく、ハングリーとは、両国商工会議所の経済協力業務協定の締結や常駐代表部設置と大使派遣、ユーゴスラヴィアとの貿易事務所の開設、ポーランド・ブルガリアとの貿易事務所の相互設置の合意など、東欧向けの直接貿易も拡大した。さらに北朝鮮への配慮から慎重な構えをみせる中国への韓国企業の進出も活発化し、初の観光団の訪中や釜山―上海定期貨物船航路の開設などがあった。

これらの「北方外交」の展開にうながされるように、南北朝鮮間の対話も、盧大統領の南北首脳会談のよびかけ、南北国会予備会談の開催、南北学生会談の動きなど新たな進展を示した。しかし、北側は五輪テロ否定声明を出したとはいえ五輪そのものには参加せず、南側も全前大統領一族不正問題、光州事件の解明、民主化への巻き返しや労働争議の高まりなど数々の問題をかかえており、今後も紆余曲折があるものとみられている。

**地域紛争の解決** 八八年には、イラン・イラク戦争、アフガン問題、カンボジア和平など、長年にわたった地域紛争の解決に向けて、重要な動きがあいついだ。まず、すでに受け入れを表明していたイラクにつづいて、七月一八日、イランも即時停戦を呼びかけた国連安保理決議の受け入れを表明し、八年にわたり両国で一〇〇万人に達するとみられる死傷者を出したこの戦争は、八月二〇日午前三時の停戦によってひとまず終決した。八月二五日から、両国の直接和平交渉がはじまったが、国境線の確定、捕虜の釈放、戦争開始責任などをめぐって対立し、交渉は難航している。同じく八年余にわたって一〇万余の兵士と近代兵器が投入されたソ連軍のアフガニスタン軍事介入も、四月一四日にアフガニスタン・パキスタン間接和平交渉の決着によって基本的な解決がみられた。五月一五日から八月一五日までの半数撤退、その後九カ月以内の撤退完了を定めた「アフガニスタン情勢解決のための相互関係に関する協定」など四協定の調

印によって、これは最終的に決着したが、国連の仲介、米ソの保障という形での紛争解決は初めてのことである。

カンボジア和平については、七月に、ヘン・サムリン政権、民主カンボジア、ベトナム、ラオス、ASEAN六カ国が参加してジャカルタ会談が開かれた。協議の結果、実務作業グループを設置して政治解決に向けての問題点を検証することなどが決定され、十一月にはパリ郊外で、これまで敵対してきたカンボジア各派指導者の直接対話ももたれるなどの進展があった。

**その他の第三世界の状況** その他の第三世界の動きとして、とくに注目されたのはビルマでの政変である。三月一日の治安警察の発砲に端を発した大規模なデモや抗議行動は六月から九月にかけてエスカレートし、唯一の政党であるビルマ社会主義計画党(BSP)に二六年間君臨したネ・ウイン議長の辞任とセイン・ルイン新議長の選出、八月の戒厳令発動とマウン・マウン新議長への交代、九月のソウ・マウン国防相兼参謀長の実権掌握と国家法秩序回復評議会の発足と、あいつぐ政変を引き起こした。この間、九月一日、BSPは緊急臨時党大会で複数政党制の導入と三カ月以内の総選挙実施を決議し、この選挙に向けて、九月二六日、民族統一党(NUP)と改名した。他方、アウン・サン・スーチー女史などの反政府勢力側も全国民主連盟(NLD)などを結成し、選挙準備を進めている。

長年の懸案となっているパレスチナ問題でも新たな展開があった。パレスチナ人の国会にあたる民族評議会(PNC)が一月にアルジェで開かれ、パレスチナ独立国家の樹立を宣言するとともにイスラエルの生存権を間接的に認め、テロ活動を否定した政治宣言を採択した。この宣言によってPLOの穏健化を確認したアメリカは、一二月に入ってからPLOとの直接対話に踏み切った。

以上のほか、アンゴラからのキューバ・南ア両軍の撤兵とナミビア独立手続きの開始合意、西サハラでのモロッコ・ポリサリオ戦線両当事者の国連調停案の原則的受け入れ、スーダン南部での反政府ゲリラとの停戦協定の締結、台湾での蔣経国総統兼国民党主席の死去と李登輝副総統の昇格、パキスタンでのハク大統領の事故死とベナジール・ブット女史



の率いるパキスタン人民党の一年半ぶりの選挙での過半数獲得、首相就任、チリ・ピノチェト大統領信任投票での不信任などの動きがあった。

## 2 国際経済の動向

**拡大つづく世界経済** 一九八二年を底とした世界経済の長期拡大傾向は、八七、八八年もひきつづいていく。先進工業国全体の八七年の成長率は三・三％で、八六年を上回った。原油価格の低下を背景にしたインフレの沈静、金融の緩和、および対外不均衡の縮小などが、その主たる要因である。懸念された八七年一〇月の株価暴落による後退はわずかにとどまり、八八年に入っても、アメリカ、日本、西ヨーロッパとも、民間設備投資が好調に推移し、先進工業国および発展途上国をふくめた全体でも、三・八％（IMF見通し）の成長が見込まれている。

世界貿易は、輸出数量ベースで、八三年以降八五年を除き、世界の実質GNPを上回る伸びをつづけ、八七年は前年比五・八％増、八八年は同七・五％増とさらに大幅になる見通しである。なお、アメリカ、日本、西ヨーロッパなど主要七カ国の物価動向は、八〇年代に入って落ち着いているが、八六年の石油価格急落などでさらに沈静化した。だが八八年に入り、石油・第一次産品の価格上昇などもあって、高まる兆しをみせはじめている。

**国際経済会議、農業問題で対立** こうした経済基調を背景に、八八年四月、ワシントンで開かれた五カ国蔵相・中央銀行総裁会議（G5）、同七カ国会議（G7）は、これ以上のドル下落を望まないことを確認し、九月のG5、G7では、インフレ懸念の高まりにたいし、警戒の念を表明した。また八八年六月、カナダのトロントで開かれた先進国首脳会議（サミット）では、各国首脳は経済協調の成果を強調するとともに、さらに構造調整を推進することで合意した。だが農業問題では、日本、欧州諸国とアメリカの間で意見の対立がめだつた。八八年一二月に開かれたガットの新たな貿易



交渉（ウルグアイ・ラウンド）中間見直し会議では、アメリカとECが農業問題をめぐって激しく対立し、農業、繊維、知的所有権、緊急輸入制限の四つの分野で合意に達せず、サービス貿易や熱帯産品、ガット機能強化、紛争処理など一分野での合意にとどまった。この農業問題をめぐる対立は、日米経済摩擦においても焦点となっている。

**保護主義強まるアメリカ** アメリカ経済は、八二年一二月以来、長期の拡大をつづけている。しかし、アメリカのキレス臆である財政と貿易という「双子の赤字」解消の見通しが立っていない。第一の財政赤字は、八七年度一四八〇億ドルで、そのまま放置すれば八八年度は一八〇〇億ドルにふくらむと予測された。このため、政府と議会の間で財政赤字削減のための折衝がおこなわれた結果、八八会計年度で三〇二億ドル、八九会計年度で四五八億ドルの赤字を減らすこととなった。この計画によっても、赤字規模の抜本的縮小の目途は立っていない。加えて、八九年一月に就任したブッシュ新大統領は、増税しないことを公約してきており、この点からしても、財政赤字改善がどこまで進むかは疑問だとみられている。もう一つの貿易赤字も改善ははかばかしくなく、不安定な様相を示している。そうした状況を背景に、八八年四月、包括貿易法が成立した。同法は、ガットの場合で貿易問題を協議・解決するという多国間協議による自由貿易主義にたいし、個別の国に照準を合わせた個別協議、二国間主義に立脚するとし、保護主義への傾斜を深めたものとして、今後の具体的実施状況が注目されている。とりわけ、日本との関係では、日米間の貿易不均衡是正のため、関税法三三七条の改正による知的所有権の保護強化も相まって、ハイテク分野でのアメリカ企業保護、対日規制強化が新たな摩擦の火種ともなっている。また農産物のいっそうの自由化へ向けて、包括貿易法が強力な武器になりうるとみられている。

**西欧諸国の経済とEC統合の動き** 欧州共同体（EC）域内の八八年実質総生産（GDP）は、三・五％と概して好調であった。イギリスは、個人消費、設備投資とも拡大をつづけているが、物価も上昇傾向にあり、貿易収支の赤字もつづいている。西ドイツは、八三年からの景気上昇が八八年もひきつづいており、貿易収支の黒字も拡大している。フラ

ンスは輸入が多く、貿易収支の赤字がひきつづいていく。なお失業率は、とくにイギリス、西ドイツで八七年以降改善がみられるものの、いぜんとして八〇九〇の高水準にある。

ECでは、八六年一二月、単一欧州議定書が発効したことにより、九二年末までに単一市場をつくらうというEC市場統合の動きにいつそう弾みがついた。八八年二月のEC首脳会議では、農業補助金問題で妥協が成立、国境なき経済へ向けて一歩を踏み出した。また、六月のEC蔵相理事会では、EC域内の資本移動を二年以内に完全に自由化することを決めた。一方では、九二年末の単一市場実現、人・物・資本の移動の完全自由化へ向けての動きがはじまっているが、他方、EC内部の不協和音も表面化している。とくに、サッチャー英首相のEC統合への強い批判がめだっている。そうしたEC内部のきしみとともに、北欧などの欧州自由貿易連合(EFTA)、ソ連・東欧圏の経済相互援助会議(コメコン)加盟国からも、EC市場統合によるECの保護主義化への警戒の念が示されている。

**アジアNIE Sの動向** アジアNIE S (新興工業経済地域)は、八〇年代に入って急速な経済成長を遂げ、世界経済の重要な一角を占めるにいたった。だが、最近になって、低賃金労働力などを武器とする競争力を背景とした輸出の伸びに頭打ちの傾向が出はじめ、それとともに経済成長にもブレーキがかかる気配をみせはじめている。韓国の場合、八七年に一二・〇%だった実質経済成長率は、八八年に一一・五%となり、八九年は一〇%以下に落ちる見通しである。八七年は二ケタ成長を示した台湾、香港も八八年は六〇七%、八九年はさらにそれを下回るものとみられている。貿易黒字は、いぜんとして高い水準にあるが、黒字幅は縮小傾向をみせている。なお、アジアNIE Sと日本との関係でめだつのは、ここ数年のアジアNIE Sの対日輸出急増である。日本の「産業空洞化」の進展ともからみ、今後の動向が注目される。

**発展途上国の累積債務問題** 発展途上国の累積債務問題は、いぜんとして深刻である。世界銀行によると、八八年末の発展途上国の推定債務総額は前年末より三%増の一兆三二〇〇億ドルにのぼっている。こうした累積債務問題をめぐ



り、発展途上国でつくっているG24（グループ24）は、八八年九月、ベルリンで閣僚会議を開き、個別の国ごとの債務救済措置を考える現在の方式は限界にきており、債務の削減措置が必要であるとアピールした。これを受けた先進各国でつくっているパリ・クラブ（主要債権国会議）は、最貧国（当面サハラ以南のアフリカ諸国）の債務救済方式として、公的債権の三分の一の帳消し、返済期間の繰り延べや金利を半分にすることなどを打ち出し、当事国との協議に入った。とはいえ、累積債務問題の抜本的解決へ向けて、前途は容易ではないとみられている。

### 3 国内政治の動向

**税制改革と消費税の導入** 八八年の国内政治の動向の焦点の一つは、税制改革問題であった。八八年一月二一日、竹下首相は初の施政方針演説で税制改革に向けての意欲を表明したが、この第一一二回通常国会での論戦は所得税・住民税の減税問題に終始した。公明党・民社党の協調姿勢もあって、論戦は全体として低調で税制改革の本格的審議にはいならず、そのための臨時国会を召集しなければならなかった。

七月一九日に召集された第一一三臨時国会の会期は七〇日であったが、二回にわたって延長され、結局通算会期一六三日間という臨時国会としての最長を記録した。この国会では、七月二九日の税制改革関連六法案の提出以降、本格的な攻防が展開された。政府・自民党のいう「税制国会」にたいして、社会党は「リクルート国会」と位置づけて疑惑解明に重点をおき、消費税の導入に抵抗、共産党もこれに同調した。税制法案は、十一月一〇日、衆院税特委での自民党単独強行採決の後、十一月一六日、公・民両党出席の衆院本会議で一部修正のうえ可決。参院では、十二月二一日、税特委で自民党強行採決、参院本会議では、二三日から二四日にかけて竹下首相問責決議案などを連発しての社・共両党の牛歩戦術による徹夜の抵抗の後、二四日午後五時五九分、自民党の賛成多数で「税制改革法」「消費税法」「所得税法



等改正」「地方税法改正」「地方交付税法改正」「消費譲与税法」の六法が成立した。

**野党分断と「自・公・民」路線** このような「シャウプ勧告以来の税制改革」の原動力となったのは、竹下首相得意の「根回し」と野党の分断による「自・公・民」路線の形成であった。早くも四月の党大会後に柔軟な対応もありうるとの方針を明らかにしていた民社党は、六月には行財政改革の中期計画と高齢化社会の福祉ビジョンの策定など「塚本三条件」を示して税制審議に応じる構えをみせた。砂利船汚職への連座、大橋代議士の造反、矢野委員長の明電工事件への関与、池田代議士のリクルート疑惑関与など内憂をかかえる公明党も、早期の解散を回避するために条件闘争に転じた。公・民両党は、社・共両党が欠席した八月四日の衆院予算委での審議スタート、九月二二日の税制六法案趣旨説明、十一月一五日のリクルート特別委設置、一六日の六法案採決、二四日の三四日間の再延長という各節目の衆院本会議に出席し、このほかにも民社党は九月二六日の最初の会期延長を決めた本会議にも出席した。また、一月九日の参院税特委での公聴会開催の議決に際しても、社・共が欠席して抗議したのにたいして、公明党は出席して反対、民社党は出席して賛成するという形で対応が分かれた。

これまで、社会党と民社党の間をとりもつ役割をはたしていた公明党は、十一月の第二六回大会で「審議拒否をしなさい」ことを党是とし、社会党への批判を強めた。しかし、その後の第一一四回通常国会では、「リクルート疑惑」の解明を求める国民世論の高まりに押されて、民社党をふくむ他の野党とともに審議拒否をつづけている。

**広がる「リクルート疑惑」** 八八年の政局のもう一つの焦点は、「リクルート疑惑」であった。六月一八日、『朝日新聞』は川崎市の小松助役が川崎駅前への進出に便宜をはかった見返りとして店頭公開前のリクルートコスモス株を譲渡され、一億円の利益を得ていたと報道した。その後、同様にコスモス株が政官財界にばらまかれ、さまざまな便宜供与がはかられたのではないかとの疑惑が生じ、政官財界を揺るがす大事件に発展した。六月から七月にかけて、森喜朗元文相・渡辺政調会長・加藤六月前農水相・加藤紘一元防衛庁長官・塚本民社党委員長・中曽根前首相・安倍自民党幹事

長・宮沢蔵相・竹下首相らへの本人または秘書等の名義での株譲渡がつきつきに発覚した。

八月から九月にかけてはコスモス社の松原社長室長が榑崎代議士に三度にわたって贈賄の働きかけをおこなったことも暴露され、九月六日に告発、一〇月二〇日に逮捕された。さらにその後も、藤波元官房長官・真藤NTT会長・高石前文部次官・加藤前労働次官などの関与も明らかとなり、株譲渡に関与した政界関係者は自民・社会・公明・民社四党の代議士一七人にのぼった。このような疑惑を解明するために、十一月二一日、十二月六・七日の二回にわたって江副リクルート会長ら五人の証人喚問がなされたが、結局、真相は明らかにならなかった。一二月に入ってから、宮沢副総理・蔵相をはじめ真藤NTT会長・長谷川法相が辞職し、年を越してから原田経企庁長官や塚本民社党委員長が職を去るなど、関係者の辞任もあいついでいる。

**動揺する竹下政権** 八七年十一月に成立し、公明・民社両党の協調もあって、当初比較的順調なすべり出しをみせた竹下政権は、竹下首相自身をふくむ「リクルート疑惑」の発覚や宮沢副総理・蔵相の辞任、これと引き代えに審議が不十分のまま導入された消費税やその実施にともなうさまざまな不安などを背景にしだいに苦境に立たされるようになり、竹下内閣と自民党の支持率も低落をつづけた。これは一二月二七日の改造内閣の発足によっても好転しなかったばかりでなく、改造直後の一二月三〇日に長谷川法相が、翌八九年一月二四日には原田経企庁長官が「リクルート疑惑」で引責辞任し、政局は混乱の度を深めた。

これにたいして竹下首相は、十一月二九日には全市町村一律一億円の交付税配分を表明したり、衆院の定数は正や政治資金のあり方を見直す等の「政治改革」のために、一二月二三日、総裁直属の「政治改革に関する調査会」を自民党内に設置する考えを明らかにし、八九年一月二六日には首相の私的諮問機関として「政治改革に関する有識者会議」(賢人会議)を設けるなど、支持の回復と政治不信の払拭に向けてとりくむ姿勢を示した。しかし、八九年二月以降も、江副リクルート前会長・加藤元労働次官・高石前文部次官などの逮捕、疑惑解明の不徹底に加えて、竹下首相や中曽根



前首相への新たな疑惑の発覚、短い準備期間での消費税導入にともなう混乱などもあって、内閣・自民党の支持率は記録的な低下をつづけている。他方では、参院福岡選挙区補選での社会党候補の当選や鹿児島・千葉などの県知事選での共産党推薦候補の善戦など、政界再編に向けての新たな動きも生まれてきている。

**労働戦線の再編と野党** 八七年十一月の連合結成とその後の労働戦線再編の動きと連動して、野党間の連合と協力も複雑な動きを示した。このなかで、最初にイニシアチヴをとろうとしたのは公明党で、参院選比例区での野党四党の統一一名簿構想を打ち出した。これにたいして社会党は選挙区での協力を優先し、民社党は統一そのものに難色を示した。矢野公明党委員長は、連合・総評などへの働きかけも強めて事態の打開をはかったが、結局、八月一日、さしあたり自民党独占選挙区で革新系無所属の「連合型候補」を擁立することが合意され、九月五日の四野党書記長会談で、統一一名簿構想は正式に断念された。選挙協力問題は、この後、連合が提唱した選挙区での無所属統一候補擁立をめぐる折衝に移ることになった。

また、国会での「自・公・民」路線形成の裏で、社会党をふくめた野党四党共同の政策提言も、二月の「昭和六三年度政府予算案に対する修正共同要求」、四月の「土地基本法案要綱」、六月の税制改革案にたいする「四野党共同見解」の発表、八月の政審会長（政策委員長）の第二回合宿勉強会の開催と「不公平税制是正の共同提案」発表、一〇月の「税制に関する基本構想」発表など、着実な進行をみせた。このほか、四野党相互間の委員長会談の開催や、五月二三日の「友引会」（社会・民社両党議員有志の親睦会）の開催、八九年四月の四野党党首会談の開催と竹下後を展望した連合政権協議会の結成合意など、野党再編に連動する可能性を秘めた動きもひきつづいてみられた。このようななかで「カヤの外」におかれつづけた共産党も、統一労組懇のナショナル・センター化や「リクルート疑惑」追及を背景とした各種選挙での善戦を契機に独自の動きを強めている。

**天皇の死と昭和の終焉** 九月一九日深夜、天皇は突然大量の吐血と下血症状を引き起こし、重体におちいった。事態

を重視した政府は、九月二二日の閣議で天皇の国事行為の代行を皇太子に全面委任することを決定した。九月二四日には再び体温・脈拍が急変して危機的状态となったため、マスコミは一斉に特別体制をとった。二四・二五日に変更されたテレビ番組は、テレビ朝日を除く東京キー五局二八番組にのぼり、通常番組も病状ニュースでの中断や速報の挿入などで異常な状態となった。一九日から二六日の一週間で放送された病状関連テレビ番組の合計は、民放五局で三九時間、NHKで一二時間二八分におよび、NHKは二〇日午前〇時二〇分から二四時間放送の特別体制に入った。宇野外相・宮沢蔵相・石原運輸相など閣僚の外国訪問、安倍自民党幹事長や竹下首相の遊説、デミタ伊首相の来日などがつぎつぎに延期または中止になり、秋祭りや各種のイベント・行事、運動会などの中止・「自粛」もあいついだ。九月二二日から全国一二カ所の宮内庁施設に記帳所が設置されて一般記帳の受け付けがはじまり、都道府県の自治体などが設けた一九二五カ所分をあわせて、九月二八日までに記帳者は二〇〇万人を超えた。他方では、天皇の戦争責任論議も高まり、本島長崎市長が「戦争責任はある」とのべたのにたいして右翼団体が脅迫するなどの事態も生じた。

結局、八九年一月七日午前六時三三分、天皇は「十二指腸乳頭周囲がん」のために八七歳で死亡した。ただちに、皇太子明仁が即位し、政府は新元号を「平成」と決定した。天皇の死に際しても、二日間にわたってNHK教育以外の全TV局がCM抜きの追悼特別番組一色となり、批判や苦情など各局への電話は二日間で約二万六〇〇〇本にのぼった。いずれにせよ、一月七日の天皇の死と二月二四日の「大葬」によって、六三年間つづいた「昭和」時代は幕を下ろすことになったのである。

#### 4 国内経済と雇用・賃金の動向

牛肉・オレンジ自由化へ 八八年は、日米経済摩擦の焦点として、牛肉、オレンジなど農産物自由化問題が浮かび上



がった年である。一月中旬の竹下首相とレーガン米大統領の初の首脳会談の席上、米側は日本の市場開放のいっそうの進展を求め、具体的には牛肉・オレンジの自由化を要望した。これにたいし、竹下首相は農産物市場開放・自由化に向きの姿勢を示した。二月のガット理事会では、農産物一二品目裁定について日本は一括受け入れを表明、これを契機に、その後の牛肉・コメ問題でも、日米交渉で日本はいっそう守勢に立たされることになった。結局、その後の日米交渉で、牛肉では九二年四月からの完全自由化へむけて、八八年から段階的に輸入枠を拡大し、関税も段階的に引き下げることとで合意した。オレンジ正果は九一年四月、オレンジ果汁は九二年四月から完全自由化し、それまで段階的に輸入枠を拡大することになった。その他、農産物一二品目関連のものも、八八年一〇月から九〇年四月以降にかけ、自由化することが決定された。こうした牛肉、オレンジの自由化合意にたいし、国内生産者側の反発は強く、全国農協中央会などが抗議の姿勢を明らかにした。いずれにせよ、国内の肉用牛農家、かんきつ類生産農家へ与える影響は大きく、ひいては日本農業全体への影響が懸念されている。

**内需主導の景気拡大つづく** 八八年の日本経済は、これまでの景気拡大基調をひきつづくものとなった。とりわけ、設備投資、個人消費など好調な内需拡大に支えられていた。企業の設備投資は、経済企画庁の法人企業動向調査（九月実施）によれば、八八年度の全産業の設備投資計画は、八七年度実績にくらべ二〇・五％増であった。これは、八〇年度の二四・七％以来八年ぶりの二〇％台乗せである。八八年度の設備投資計画を業種別にみると、製造業は対前年度比二四・六％増と、八〇年度の同二九・八％増以来八年ぶりの高さを記録し、精密機械の五〇・四％増、造船四九・六％増、非鉄金属、一般機械四五・六％増、窯業・土石四三・〇％増、印刷・出版三四・三％増、繊維三四・一％増など高い伸びを示した。個人消費も堅調に推移し、総理府家計調査によれば、八八年九月のサラリーマン世帯の消費支出は、前年同月にくらべ実質で五・五％増加した。これは、八二年一〇月の同七・二％増以来、ほぼ六年ぶりの高さである。また住宅投資は、八七年度の新規住宅着工戸数で過去三番目の高水準を記録し、景気回復のけん引役となった。八八年



度前半も、着工戸数はほぼ前年並みであったが、後半はペースが落ち前年におよばなかったが、個人消費と並んで景気の下支えの役割をはたした。

**進む経済構造の変化** 八五年秋の主要五カ国蔵相会議（G5）以降、円高が急速に進んだ結果として、日本経済は大きな構造変化の過程にある。貿易構造では、輸出の急増によって海外との摩擦がいつそう激しくなり、このため摩擦緩和の一環として、原材料を輸入して製品を輸出する垂直分業型から、製品・半製品を輸入する水平分業型への切り替えが進行している。産業動向では、電機、自動車を筆頭に海外進出が急速に進められている。政府の「我が国企業の海外直接投資調査」によれば、八七年度は全業種で三三三億六〇〇万ドルで、八六年度比四九・五％増になっている。国内では、いわゆる重厚長大型からソフト化、サービス産業の肥大化へといった産業構造の急激な変動が進行している。同時に、企業の事業構成のあり方にも大きな変化がおこっている。企業の事業構成再構築（リストラクチャリング）実態調査によれば、企業の多角化・脱本業化が進み、総売上高に占める本業部門の割合は、七九年度の八六・七％から八六年度には八〇・二％に、六・五ポイントも低下していることが判明している。

こうした産業の変化に対応し、特定不況産業安定臨時措置法をひきつぎ、八三年五月に施行された特定産業構造改善臨時措置法（産構法）は、八八年六月末で期限切れになったのをきっかけに廃止された。この法律は、もともと第二次オイルショックで、構造不況となった基礎素材産業の立て直しを目的としたものであった。だが、円高の急進展や経済基調の変化、産業構造の変動のもとで、その役割を終えた。

**雇用・失業の動向** 八七年後半からの雇用情勢は改善に向かい、八八年に入ってもひきつづいた。総務庁統計局の労働力調査によると、就業者数、雇用者数の増加が顕著であり、八八年一〇月時点で、就業者総数は六〇六五万人と前年同月比八五万人、一・五％増となった。とくに製造業関係の雇用は好調で、就業者数は一四八五万人と、前年同月にくらべ四七万人、三・三％増となり、これまでの最高を記録した。また働く女性も増加し、労働省調べでは、パートをふ



くむ女子雇用者は、八七年には一六一五万人で、前年にくらべ三一万人、二%増となり、雇用者総数に占める女性の割合は三六・五%にまで増加した。他方、完全失業率は、八八年三月以降、二・五%の水準で推移し、八七年前半に三%台を記録したのにくらべ、大幅に改善された。有効求人倍率も改善傾向がつづき、八八年六月には一・〇五倍と、求人が求職を上回るにいたった。これは、七四年九月の一・〇一倍以来ほぼ一四年ぶりのことであるが、八八年七月から九月にかけても一・〇七―一・〇九倍と高水準を記録した。とはいえ、地域によって雇用情勢には違いがあり、岐阜、山梨、栃木などでは求人倍率が二倍前後に達したのにたいし、高知、青森、北海道などでは〇・四倍台から〇・六倍台の低い水準にとどまっている。東京など大都市では、とくに建設業、サービス業などで人手不足が深刻化している。

**賃金・労働時間** 労働省の毎月勤労統計調査によれば、八八年の月平均現金給与総額は、調査産業計で三四万一一六〇円、製造業で三一万八六三円で、対前年上昇率は調査産業計で三・八%、製造業で四・五%であった。八七年の対前年上昇率は、調査産業計で一・九%、製造業で一・七%の低水準にとどまったが、八八年には大幅な回復となった。実質賃金も、八七年は調査産業計で、対前年比二・二%増、製造業で同一・九%増であったのにたいし、八八年はそれぞれ三・三%増、四・〇%増と改善された。これは名目賃金の伸びが前年を上回り、消費者物価が低い伸びにとどまったことによるものである。

労働時間について、毎月勤労統計調査報告によれば、八八年の月平均総実労働時間は、調査産業計では八七年と同じく一七九・九時間であった。製造業は一八一・一時間で前年より二・〇時間増加したが、これは所定外労働時間の増加によるものであった。いずれにせよ、労働時間の短縮は、ほとんど進んでいない。なお休日では、八八年に連続三日以上の夏休みをとった企業は八三%に達し、休みの日数は八七年と同じ平均六・三日であった。このほか、出社や退社の時間を従業員に選択させるフレックス・タイム制が、とくに電機産業を中心に広がりはじめたのが注目される。

## 5 労働・社会政策の動向

雇用・時短など五カ年計画の策定 八八年は、首相の諮問機関である経済審議会が、五月に経済運営五カ年計画（一九八八～九二年度）を策定したことにともない、その計画に連携するものとして、労働省関係では、六月に雇用審議会答申にもとづく第六次雇用対策基本計画が策定された。この計画は九二年度における完全失業率目標を二・五％程度に抑えることをめざしている。また今後の労働力需給の不均衡、労働時間短縮と勤労者福祉の向上、産業構造の変動などに対応する施策が必要だとしている。同じ六月、九二年度に年間実労働時間一八〇〇時間実現をめざす労働時間短縮推進計画が策定された。これは、八八年四月、改正労働基準法が施行されたが、同法本則に明記された週四〇時間制について、その実現が今後の課題となること、および海外からの「働きすぎ」批判に対処するために策定されたものである。さらに、九二年度に災害件数の三〇％減をめざす第七次労働災害防止計画も策定された。この計画実施のため、八八年五月一七日、労働安全衛生法が改正、公布された。

外国人労働者問題の検討へ 八五年以降の円高の急速な進展にともなって、近年、外国人労働者の日本への流入と就労が急増している事態をうけ、各方面で外国人労働者問題の検討が開始されている。八七年一二月に、労働省が発足させた外国人労働者問題研究会は、八八年三月に報告書を取りまとめた。さらに、同報告をもとに五月二四日、外国人労働者問題調査会が発足、九月に中間報告、一二月に最終報告を取りまとめた（詳しくは、本年鑑の特集「日本における外国人労働者問題」を参照されたい）。

パートタイム労働者対策への着手 パートタイム労働者の保護、労働条件の向上の必要性の増大にともなって、八八年には、パートタイム労働者対策の検討がおこなわれた。労働省は六月一日、労使代表・有識者によるパートタイム



労働問題専門家会議を発足させた。これは、八七年一〇月に、女子パートタイム労働対策研究会が労働条件改善や退職金支給をはじめとする福祉制度の確立をめざす「パート労働者福祉法」の制定を提唱したことをふまえ、具体化を検討することを目的としたものである。また労働省は、パートタイム労働者対策の一環として、失業した際にもらえる雇用保険の適用対象を広げる方針を八八年八月までに固めた。これまで、所定労働時間が通常労働者の約四分の三を超えるなど三条件を満たす者については一般の雇用保険の適用対象であったが、労働省は、給付を低めに抑えたパートだけの雇用保険の新制度をつくり、新たに適用対象にしようという方針である。

**公的年金改革に関する意見書の提出** 高齢化問題の今後の進展を背景に、公的年金制度のあり方を検討したものとして、厚生大臣の諮問機関である年金審議会は、八八年一月二九日、年金制度改革に関する意見書をまとめた。厚生大臣は、これをもとに年金制度改革案を作成し、この後の通常国会に関連法案の改正を上程した。意見書はまず、年金の給付水準については、前回改定時に設定された水準を維持すべきであるとし、完全物価スライド方式を導入することを提案している。保険料については、料率の段階的引き上げをはかるとしている。とくに問題となるのは、厚生年金の支給開始年齢である。前回の改訂時に、厚生年金の支給開始年齢は原則として六五歳とすることが条文上では規定されたが、特例によって、実質的には六〇歳支給開始となっていた。今回の意見書では、六五歳支給開始の原則に近づいための具体的なスケジュールが示された。男子は、九八年に六一歳からの支給とし、二〇一〇年に六五歳とすること、女子は二〇〇三年に六一歳とし、二〇一五年に六五歳とすることを提言した。また一九九五年を目途に、諸年金制度間の調整をおこなない、公的年金制度の一元化を完了することとしている。

**中労委と国労委の統合** 国鉄、たばこ専売および電電公社の民営化によって、取り扱う労使紛争事件が大幅に減った国営企業労働委員会（旧公労委）を、民間の労使紛争を処理してきた中央労働委員会に吸収・統合する労組法改正案など関連法が八八年五月二〇日に成立、一〇月一日より新中労委が発足した。この国会審議のなかでは、①新中労委の公

益委員の任命は、従来どおり労使委員の同意を必要とする、②郵政、林野など四現業労組の在籍専従期間を現行の五年から二年間延長する、③首相のほかは労相も争議行為を中止できるといふ、NTTにたいするストライキの二重規制を撤廃し、他の公益事業なみにする、との三点の修正がおこなわれた。

## 6 労働運動の動向

**進む「連合」・官公労の統一準備** 労働界の再編・統一問題は、八九年秋の総評解散、「連合」と官公労の「官民統一」を実現しようという動きを焦点として、八八年を通じさまざまな展開を示し、八九年にひきつがれている。まず、ナショナルセンターの動きとしては、新産別が八八年一〇月二五日の第四一回定期大会をもって解散し、四九年の結成以来三九年間の歴史に幕を閉じた。残る総評も、八八年七月の大会で、八九年秋に「連合」と官公労の「官民統一」による新たなナショナルセンターを結成し、それに合わせて総評も解散するとの方針を決めた。この「官民統一」をめぐる話し合いは、「連合」と総評および総評系の官公労協の間で、さらに「連合」と旧同盟の政治活動をひきついだ友愛会議および旧同盟系の全官公との間で、それぞれ断続的におこなわれた。その結果、地方組織の問題などいくつかの先送りの問題を残しながらも、以下の点では大筋の合意が成立し八九年に入った。①組織名称については、「連合」の案（日本労働組合総連合会、略称「連合」、英略名JTUC）を尊重し、前向きに検討する、②加盟「資格要件」については、三重要事項（「進路と役割」の尊重、ICFTU加盟、統一労組懇などにたいする毅然たる態度）を基本に対処する、③八九年秋に統一大会を開く、④そのため、八九年三月を目途に作業委員会を設け、基本文書（綱領的文書）など必要最小限の手直しをおこない、五月までに統一に必要な具体案を作成する、作業委員会の結論に賛同する組合で、八九年九月を目途に統一準備会を設ける。



「連合」批判勢力も対抗組織づくりへ 他方、「連合」を中心とする結集の動きを労使協調路線に立つ労働界の右翼的再編だと批判する勢力による、対抗組織づくりへの動きもいっそう本格化した。統一労組懇は、八八年八月の総会で、八九年の総評解散前後に、「新しい階級的ナショナルセンター」を結成する方針を決め、その「行動綱領」(案)や「規約」(素案)を発表した。そして、総評左派系や純中立労組もふくめた反「連合」勢力の広範な結集をめざすとともに、とくに統一労組懇の地方組織づくりにも力を注いでいる。また、岩井章元総評事務局長らを中心とする労働運動研究センターは、八八年十一月の総会で、八九年秋を目標に、「全国労働組合連絡協議会」(全労協)を結成することを確認した。この組織は、総評左派系や中立労組など「連合」に行かない、行けない勢力の受け皿という位置づけで、統一労組懇とも一致する要求で共闘していくという方針を明らかにしている。さらに、そうした中央での動きと連動しつつ、反「連合」の運動を地方でも推進しようとして、八八年一月二八日、京都総評などを中心とする「総評・地県評・地区労働運動の継承・発展・強化をめざす全国連絡会」(地県評全国連絡会)が結成されている。

**産業別組織の動向** 産業別組織の動向も、労働界再編・統一の動きともからんで、八七年にひきつづき、いくつか再編の動きが表面化している。まず八八年二月五日、紙パ労協の連合体移行が実現し、紙パ連合が結成された。この紙パ労協は、八四年一月一五日、総評系の紙パ労連、同盟系の紙パ総連合および一部中立労組により結成されたものであった。レジャー・サービス関連産業では、八八年一月一六日、ホテル労連、観光労連、食労協により、レジャー・サービス労連が結成された。金属機械関係単産の動向も注目される。全金同盟は八八年二月五日、一部中立労組とともに全金連合を結成し、この組織をもって、「連合」、金属労協の加盟単位とした。これにたいし、全国金属、全機金はそれぞれ八八年六月と七月の大会で、八九年の統一ナショナルセンター結成の前後を目途として新たな機械金属産別の発足をめざすとして、八八年九月二〇日、準備会を発足させた。他方、全国金属の全民労協参加に反対する左派組合は、これまで右翼労戦不参加金属機械労組連絡会をつくっていたが、八九年二月二七―二八日、全日本金属情報機器労働組合



を結成するにいたっている。総評全国一般は、八八年一〇月二五日に「連合」加盟を申請し、十一月一七日に加盟を承認された。だが、ここにいたる過程で、「連合」加盟推進派と反対派の対立は激化する一方となり、反対派の千葉、東京、宮城、埼玉、神奈川などが脱退し、八九年秋を目途に新たな産別組織をつくる方針を決めている。

**総評系官公労の動向** 総評系の官公労の組織動向は、八九年秋の「官民統一」を前にして、ますます流動化しつつある。すでに八七年一二月一六日、公務員共闘、公労協のゆるやかな協議体として官公労協が発足したが、国公労連は官公労協の労働戦線統一の動きに批判的であり、官公労協の活動にはいっさい参加しないとの態度を示している。

官公労のなかでは、自治労、日教組の動向が注目される。自治労では、「連合」との「官民統一」推進派と反対派との対立が激化し、反対派のうち、「統一労組懇自治体部会」に結集する勢力は、八九年三月一七日、「自治体労働組合全国連絡協議会」（全国連絡協）を結成し、「階級的ナショナルセンター」に参加することを明らかにした。こうして自治労では、組織分裂問題が現実化している。日教組では、八六年九月に予定した定期大会が、人事、労働戦線統一問題をめぐる組織内対立から、延期されたままで一年半余を経過し、ようやく八八年二月一〜三日、第六回定期大会が開かれ、新執行部が選出された。だが、とくに労働戦線統一問題では、主流派内の右派と左派、および反主流派の三者間での対立が深刻で、組織分裂問題を内包したまま八九年にひきつがれている。

**「連合」、初の「春闘」** 八八年春闘は、前年一二月に「連合」が結成されて以来、初の春闘となった。その「連合」は、「欧米並みの賃金から欧米並みの生活を」をスローガンに、賃上げ、時間短縮、減税など政策制度要求をかかげ、従来の春闘とは違った新しい考え方のもとに、「八八春季総合生活改善闘争」を提唱した。また、これまで総評、中立労連などで行っていた春闘共闘会議は、中立労連の解散によって国民春闘連絡会に再編された。一方、統一労組懇は初の『国民春闘白書』を発表するなど独自行動を強めた。「連合」不参加の総評左派や中立組合は、八八春闘懇談会を結成した。とくに賃上げ要求では、「連合」は六〜七％程度のガイドゾーンを示し、国民春闘連絡会は、「少なくとも七



「%程度」を要求基準とした。主要単産の多くは前年より一ポイントほど高い要求を提出し、前年はベア要求を断念した鉄鋼もベア要求を復活した。

**春闘相場四・四%、追い風生かし切れず** 前年春闘と違い、八八年は景気拡大と企業実績の好転により、労働側にとって絶好の「追い風」をうけた春闘だといわれた。賃金交渉のヤマ場は四月七、八日に集中し、七日の金属大手の回答は、鉄鋼大手五社が一・八%、電機四・一%、自動車四・一%、NTT四・七%などであった。八日には、電力四・七%、私鉄五・六%で決着した。労働省調べによる民間の賃上げ状況は、加重平均で一万五七三円、四・四三%(前年三・五六%)、従業員三〇〇人未満の中小企業では七三八三円、三・九三%(前年三・二七%)で、いずれも春闘史上最低を記録した前年を上回ったが、大手と中小の格差の拡大傾向はつづいた。労働側がもくろんだ前年プラス一%増という獲得目標には、大手・中小ともおよぼず、「追い風」を有利に生かし切れずに終わった春闘と評価された。

**組織率の低下と労働組合運動** 労働省の労働組合基礎調査の結果によると、八八年六月末現在、雇用者に占める労働組合員の割合すなわち推定組織率は二六・八%(前年二七・六%)となり、前年を〇・八ポイント下回ったただでなく、七五年(三四・三%)以来の低下傾向がつづいている。ひところは、雇用者の三人に一人が組合員といわれたが、今日では四人に一人が組合員だといえるほどの組織率低下である。その背景には、サービス業の増大など産業構造の変動や、パートタイマーや派遣労働者の増大など雇用・就業形態の変化、青年労働者の組合離れなど労働者の意識変化をはじめ、いくつかの低下要因があげられる。さらに、組織化についての組合の主体的努力の不足も指摘できらるであろう。いずれにせよ、組織率の低下に象徴されるような労働組合の社会的存在意義の低下が、日本の労働組合運動のあり方ともかかわって、今日、重大な問題となっている。

特集 日本における外国人労働者問題



## はじめに

一九八七年以来、外国人労働者問題は、政府・財界・労働組合によって、また新聞・雑誌・テレビなどのマスコミによっても、大きくとりあげられている。

外国人が日本国内で就労することは、戦後一貫して「出入国管理及び難民認定法」(いわゆる「入管法」)によって原則的に禁止され、限定された範囲で許可されているにすぎない。しかし、八〇年代以降の経済の国際化の進展は、「モノ・ガネの自由化から、ヒトの自由化」へといわれるように、さまざまな形態での日本国内での外国人労働者の就労を増加させるにいたった。とくに、八五年九月の先進国蔵相会議(G5)以降の急速な円高の進行は、日本とアジア諸国との経済格差・賃金格差を拡大し、これら諸国からの不熟練労働者の日本国内への流入を増大させた。

だが、一般に「単純労働者」といわれる彼らの就労は、現行法のもとでは「非合法」の形態をとらざるをえず、「不法就労」外国人労働者問題として、社会的にクローズ・アップされることになった。その結果、現在の「入管法」体制による人的鎖国状態のもとでの「閉鎖社会」「同質化社会」ともいわれる日本の戦後社会体制が、外国人労働者問題という経済の論理によって揺らぎはじめたということができる。

国内労働市場の開放を意味する外国人労働者問題は、労働力商品の国際的移動であるが、それは「商品」一般の移動とは異なり、基本的な人権をそなえた「人間」の移動、さらには人種・言語・国籍・宗教・文化を異にする「人間」の移動である。したがって、外国人労働者の受け入れは、それがしばしば低賃金労働と結合しているために、国内労働者の賃金や労働条件を引き下げることによる国内労働者との競合問題、低賃金部門の温存による産業構造高度化の遅れ、景気後退期における失業の増加をもたらすこと、長期的には、家族の呼び寄せと定住化はスラムを形成し、彼らにたいする国内住民の民族的・社会的な差別や偏見を生み出すこと、さらに、社会保障、二世、三世など子弟の教育問題などの社会的費用負担の増加をもたす危険性がある。外国人労働者問題とは、労働過程内部の問題にとどまらず、人権・住宅・社会保障・教育・文化をはじめとする、あらゆる社会生活上の問題へと波及せざるをえない。

こうした外国人労働者の本来的な性格とそれにもなう問題の複雑性は、受け入れのあり方をめぐって、政府の関係機関をはじめ、労働組合・支援団体などのさまざまな政策や提言、およびそれらのがいを生み出している。

外国人労働者問題は、日本の国際化のあり方を問う問題でもある。それがはらむ問題の多様性・複雑性からして、今後もおお多くの動きが生ずるものと思われるが、ここでは、一九八七、八八年を中心にして、日本における外国人労働者問題の動向を、できるだけ客観的に整理することにした。



## Ⅱ 日本経済の動向と外国人労働者 問題の推移

### 1 六〇～七〇年代の外国人労働者

日本経済は、六〇年代から七〇年代のはじめにかけて急速な経済成長を遂げたが、そのために必要な労働力を供給したのが農村地域であった。したがって、長期にわたる経済成長にもかかわらず、外国人労働者問題は、ほとんど問題とされてこなかった。

〔注〕 日本の外国人労働者問題を考える場合、戦前・戦時中に渡航、ないし強制連行された朝鮮人・中国人およびその子弟である在日韓国・朝鮮人、中国人の存在を無視することはできない。しかし、ここではとりあえず今日一般に理解されている外国人労働者問題に限定して本稿をすすめ、この問題については、きわめて限定された範囲でふれているにすぎない。

だが、七〇年代のはじめには、国内労働力不足が顕在化し、それはとくに「金のたまご」といわれた若年労働力において顕著であった。その結果、韓国やシンガポールなどの東南アジア諸国の女子労働力が「研修」という名目のもとに主として労働力不足に悩む下請

け零細企業に導入された。他方、当時問題とされたのが、看護婦導入問題である。それは、六五年以降七〇年までは年間三〇名以下であったが、七一年Ⅱ五六名、七二年Ⅱ一〇〇名、七三年Ⅱ二三五名、七四年には上半期だけで一一六名と年々増加していった。その背景には、当時の無医村地域への外国人医師の特例的導入と各地の病院での看護婦不足問題がある。このように長期にわたる看護婦導入は、「准看護婦研修」という名目のもとにおこなわれた。これにたいして、「看護婦導入策動を許さぬ会」の反対運動や世論の動きもあり、「法務、厚生、労働の関係各省は、……これまでの方針を撤回して、『今後は『看護研修』による入国は認めない』との態度を打ち出した」。

一九六七年三月一四日の閣議で了解された「現段階においては、外国人労働者をとくに受け入れる必要はないと考えられる」という、当時の早川労働大臣の方針は、七三年一月三〇日および七六年六月一八日の閣議でも了解され、政府の方針とされてきている。

### 2 八〇年代の外国人労働者

(1) 西武流通グループの事例——一般企業での外国人正規採用のはじまり

一九八一年に、西武流通グループが外国人採用計画を打ち出したことは、マスコミでも大きくとりあげられた。それは当初、一一の職種に一五人を採用する予定であったが、「日本人ではできない職種に限る」という政府の戦後一貫した方針によって、最終的には五



つの職種に六人の採用が認められた。このときの採用条件は、「①日本語で日常会話ができる。②三年以上つづけて勤務できる。③専門的な知識や技術を持っている」の三点であった。

他方、同年夏には、神奈川県下の従業員三五名の半導体メーカーも一名の外国人社員を採用している。

## (2) 欧米系を中心とする外国人労働者の増加

採用者数が半分以上に抑えられたとはいえ、西武流通グループの外国人労働者の定期採用・長期雇用が認められたことは、国内一般企業による外国人労働者の採用に道をひらくことになった。その背景には、国内企業の「業務の国際化」にともなう外国人労働力（主として欧米系）にたいする需要が一般的となつていくこと、また、六名の採用にたいして、合計二三カ国から一五一人も多数の外国人が応募したことから明らかのように、国内企業にたいする外国人労働力の供給源の存在がある。こうして八〇年代半ばには、「商社、鉄鋼、電機、プラントメーカーなどの大手企業には、……ほとんどといていいほど外人社員が働いている」といわれるようになってきた。

その後、ベンチャー・ビジネスといわれる、コンピューター周辺機器製造や光学機器製造分野においても、外国人技術者が積極的に採用されるようになった。

「入管法」では原則として認められず、「法務大臣が特に在留を認めるもの」(四一―一六一三の一般就職)の適用によって在留しているこれらの一般企業で働く外国人労働者の数は、八四年の三〇〇四人から、八六年には六二四二人へと倍増している(第1表)。

第1表 就職・稼働が認められている在留資格別外国人の新規入国者数・在留者数の推移

区分 年	新規入国者数			在留者数		
	1984年	86年	87年	74年末	84年末	86年末
4-1-5 (商用)	6,887	6,773	6,177	3,494	5,943	7,148
4-1-7 (教授)	336	333	350	413	1,007	1,120
4-1-9 (興行)	32,952	44,989	59,693	2,035	7,346	10,357
4-1-12 (技術提供)	10	18	24	32	13	12
4-1-13 (熟練労働)	511	552	465	660	1,366	1,502
4-1-16-3 (就職)	883	716	756		3,004	6,242
4-1-16-3 (語学教師)	1,196	1,355	1,718		1,799	4,264
計	42,775	54,736	69,183	6,634	20,478	30,645

- [備考] 1) 在留者数は各年末において外国人登録をして在留していた外国人の数である。  
 2) 在留者74年の4-1-16-3は、入国目的別による内訳集計はおこなわれておらず不詳。  
 3) 法務省入国管理局編『外国人の就職・雇用Q&A』1988年、14ページによる。



ここで、これらの正規の就労ビザをえて国内で働いている外国人労働者の実態を、経済企画庁の調査『我が国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査』（八八年三月発表）でみることにしよう。

それによると、回答企業三二一社のうち現在外国人を雇っている企業数は一六一社、そこで雇用されている外国人労働者数は一〇七五人である。これらの外国人のうち、資本金一億円以上五〇億円未満の企業に二五・五％、五〇億円以上の企業に二八・〇％が就労している。同じような傾向は、従業員規模別分布状況にもあらわれている。すなわち、従業員三〇〇人以上一〇〇〇人未満の企業に一八・〇％、一〇〇〇人以上の企業に三六・六％が就労している。これらの数値から明らかのように、合法的に民間企業に就職している外国人労働者は、いわゆる大企業に集中する傾向が一般的である。

また、性別構成では、男性が七〇・四％、年齢構成では、二〇代後半から三〇代前半が四一・二％を占め、国籍ではアメリカが四四・六％ともっとも多く、第二位の中国・台湾の一四・五％とは大きな開きがある。国籍別構成を全体的にみると、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、スペイン、西ドイツなどの欧米系外国人が六一・八％を占めているのに対して、中国・台湾、韓国、フィリピン、香港などのアジア系外国人は、二〇・五％でしかない。

雇用開始時期をみると、一九八〇～八四年が二七・三％、八五年以降が二六・七％であり、八〇年代以降に外国人労働者採用に踏み切った企業が過半数を占めている。雇用形態および雇用契約期間をみると、正社員は約二〇％と相対的に少なく、契約・臨時・嘱託社

員が五七・二％、また、アルバイトは一〇・八％となっている。この傾向は、雇用期間においても示されており、期間の定めなしが一・二％、一定期間の契約で更新のあるものが六七・〇％、更新のないものが八・〇％である。だが、一定期間の契約で圧倒的に多いのは一年（七五％）であり、以下二年（四・六％）、五年（三・二％）の順である。

受け入れ職種をみると、語学教師（五三・七％）、専門技術者（九・二％）、海外関係業務（七・八％）が多く、受け入れ部門では、教育・研修（五五・〇％）、生産（二四・八％）、営業（二〇・〇％）が多い。雇用動機については、「日本人ではみられない技術・技能が必要」（四一・六％）、「外国取引先との交渉要員として」（二九・八％）、「海外進出に備えて」（一八・〇％）にみられるように、企業活動の国際化とむすびついていることがわかる。

外国人労働者の待遇については、給与水準で日本人以上に優遇している企業が三四・一％、住宅・休暇・労働時間などの面で「特別な扱い」をしている企業が三一・一％となっている。また、彼らを雇用する企業の約七割が、「企業の国際活動」にとってメリットがあると回答している。今後の外国人労働者雇用に関しては、現在雇用している企業のうち「今後も採用したい意向をもつ企業」が六二・七％と多く、また雇用したことがない企業のうちの二一・九％が、今後雇用したい意向を示している。

### (3) アジア系不法就労外国人労働者の急増

——「じゃぱゆきさん」から外国人労働者問題へ

他方、八〇年代以降、しばしば社会問題として取り上げられるよ



第2表 不法就労外国人の国籍別・性別の推移

年	1982	83	84	85	86	87	88
国籍							
総数	1,889 (184)	2,339 (200)	4,783 (350)	5,629 (687)	8,131 (2,186)	11,307 (4,289)	14,314 (8,929)
フィリピン	409 (13)	1,041 (29)	2,983 (96)	3,927 (349)	6,297 (1,500)	8,027 (2,253)	5,386 (1,688)
タイ	412 (25)	557 (39)	1,132 (54)	1,073 (120)	990 (164)	1,067 (290)	1,388 (369)
パキスタン	7 (7)	7 (7)	3 (3)	36 (36)	196 (196)	905 (905)	2,497 (2,495)
中国(台湾)	775 (84)	528 (85)	466 (136)	427 (126)	356 (161)	494 (210)	492 (223)
バングラデシュ				1 (1)	58 (58)	438 (437)	2,942 (2,939)
韓国	132 (35)	114 (24)	61 (34)	76 (35)	119 (69)	208 (109)	1,033 (769)
コロンビア	61	37	81	30	34	32	57
チリ	32	12 (1)	17 (2)	29 (3)	33 (3)	10 (2)	19 (3)
その他	61 (20)	43 (15)	40 (25)	30 (20)	48 (35)	126 (83)	113 (73)

[備考] ( )内は、男性を示し、内数である。  
 法務省入国管理局・外国人労働者入国問題研究会編『外国人の就職・雇用Q&A』1988年、70ページ、および「昭和63年外国人及び日本人出入国統計、上陸拒否者及び入管法違反事件概要」1989年、48ページより作成。

うになつたのが、観光ビザで入国し、在留期限が過ぎたあととも国内に不法滞在して、就労(資格外活動)をつづける東南アジア諸国の女性労働者、いわゆる「じゃばゆきさん」である(第2表)。この表から明らかのように、彼女たちの国籍をみると、フィリピン、タイ、

中国の三方国でその大部分が占められている。一九八七年の総数は、八二年にくらべて約六倍、それを男女別にみると、女性は四倍であるが、男性は二四倍に増えている。国籍別では、八三年にフィリピンがはじめて第一位を占めることとなった。それは、当時のマニラ政府が、八二年に海外雇用庁を新設し、自国民の海外出稼ぎ政策をとったことと符合する。これは、国内の失業を減らすとともに、出稼ぎ者の本国への送金によって膨大な累積債務の返済を意図したものであった。以降、フィリピンからの不法就労者数は急激に増加し、八七年には、八三年の約八倍になった。フィリピン、タイ、パキスタン、中国(台湾)、バングラデシュの五カ国だけで全体の九六・八%を占めており、不法就労外国人労働者問題は、即アジア人労働者問題といってよい。

また、八六年以降は、男性不法就労者の増加がめだっている。なかでもパキスタン、バングラデシュの二カ国は、ほぼ全員が男性で占められているのが特徴である。

八八年の数値によれば、総数は一万四三二一人、うち女性は五三八五人(三七・六%)、男性は八九二九人(六二・四%)である。この数値は、過去最高であるとともに、一万人を越えたことで注目された八七年を上回っていること、および「不法就労が増加しはじめた昭和五四年(七九年)以降初めて男性が女性を上回った」点で注目された。

その大部分がアジア人で占められている不法就労外国人労働者の稼働内容を示しているのが第3表と第1図である。

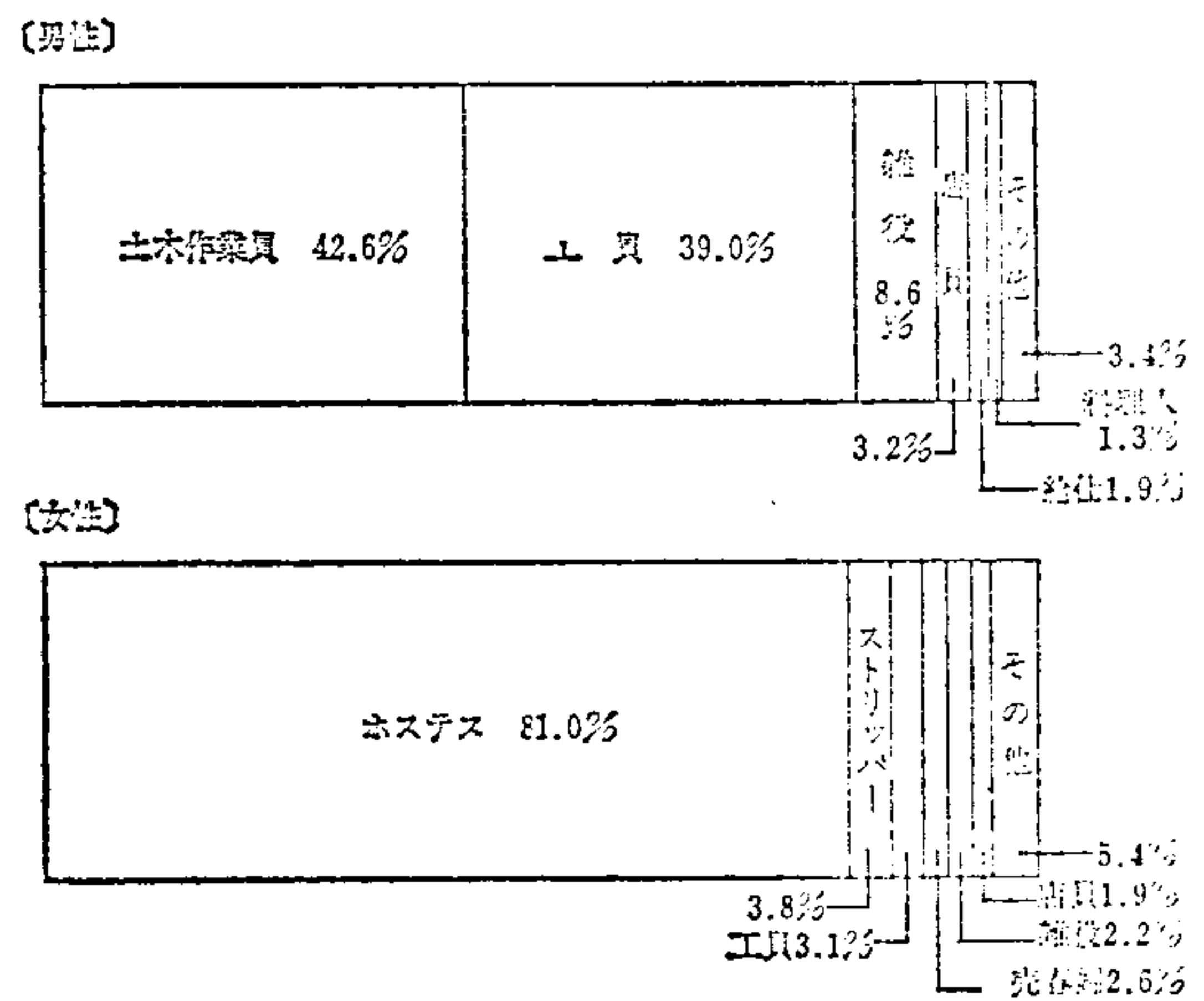
女性は、ホステスが圧倒的に多く(八〇・九%)、ついでストリッパー、売春婦と、これら三つの職種でほぼ九〇%に近い。男性は、

第3表 資格外活動者および資格外からみ不法残留者の稼働内容  
(1988年1月～12月)

稼働内容 国籍	総数	職業別																構成比
		ホステス	土木作業員	工員	雑役	店員	給仕	ストリップパー	売春婦	料理人	清掃	家政婦・夫	絵画販売	農業	その他			
総数	14,314	4,359	3,838	3,651	885	388	233	209	140	129	78	71	68	39	226	100.0		
男	8,929	3,807	3,486	765	283	170	4	140	115	74	8	61	36	120	62.4			
女	5,385	4,359	31	165	120	105	205	140	14	4	63	7	3	106	37.6			
フィリピン	5,386	3,169	984	294	129	50	132	143	25	9	4	4	26	35	37.6			
男	1,688	3,169	2	39	46	43	39	101	5	1	52	1	1	57				
女	3,698		984	294	129	50	132	143	25	9	4	4	26	35				
バングラデシュ	2,942		927	1,555	278	115	11		8	37		1	1	7	21.0			
男	2,939		927	1,555	278	115	11		8	37		1	1	7				
女	3			2														
パキスタン	2,497		920	1,277	154	35	12		4	18	2	43	6	24	17.4			
男	2,495		920	1,277	154	35	12		4	18	2	43	6	24				
女	2		1	1														
タイ	1,388		100	129	77	33	5	1	19	4	1	1	1	3	9.7			
男	369		100	129	77	33	5	1	19	4	1	1	1	3				
女	1,019		936	13	7	12	8	32	5	1	4	1	1	1				
韓国	1,033		599	112	13	6	4		3	1	4	1	1	33	7.2			
男	769		599	112	13	6	4		3	1	4	1	1	33				
女	264		28	93	32	11				2				36				
中国	7		1	1	1	1	1		2						0.1			
男	5		1	1	1	1	1		2									
女	2																	
中国・台湾	492		22	19	71	40	7	1	50	4	4	4	1	8	3.4			
男	223		22	19	71	40	7	1	50	4	4	4	1	8				
女	269		163	10	29	38	9	1	4	4	4	4	1	7				
中国・香港	3			1					2						0.0			
男	2			1					2									
女	1																	
マレーシア	279		221	21	18	1			1	1	2			1	2.0			
男	265		221	21	18	1			1	1	2			1				
女	14		3	5	4	1					1							
インド	78		21	43	13	1									0.5			
男	78		21	43	13	1												
女																		
コロンビア	57		6					48	3						0.4			
男	57		6					48	3									
女																		
スリランカ	20		5	12	1									2	0.1			
男	20		5	12	1									2				
女																		
チリ	19		5					2						1	0.1			
男	19		5					2						1				
女	3							10						1				
その他	113		8	23	10	2	3	1	1		1	17	3	9	0.8			
男	73		8	23	10	2	3	1	1		1	17	3	9				
女	40		23	1	2		2					6	1	2				
構成比	100.0	30.5	26.8	25.5	6.2	2.7	1.6	1.5	0.9	0.9	0.5	0.5	0.5	0.3	1.6			



第1図 1988年度、資格外活動および資格外活動がらみ不法残留者の就労内容



〔備考〕 第3表より作成。

土木作業員、工員、雑役に集中している。

八八年五月に法務省入国管理局が実施した「外国人不法就労者摘発特別月間」の結果をみると、東京入国管理局が摘発した数は一三七一人であり、国籍ではパ

ングラディシユが六九八人、パキスタンが四六六人、フィリピンが一四八人と多く、これら三カ国で全体の九六%を占めていた。就労していた職種は、工員が七四五人（五五%）、土木作業員が二〇六人（二五%）であった。また、摘発総数のうち男性が一三四六人（九八%）と圧倒的多数を占めていた。それは、この取り締まりが、とくに「不法就労」外国人労働者が集中している東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城の首都圏を中心におこなわれた結果である。

ここにかかげられた「不法就労外国人」の数は、氷山の一角ではない。法務省によれば、こうした統計にはあらわれない潜在的な不法就労者の数は、八七年一二月末で約五万人、八八年七月には約七万人と推計されているが、一般には一〇万人あるいは二〇万人ともいわれている。

(4) 不法就労アジア系外国人労働者の状態

在日韓国・朝鮮人と中国人を除けば、今日の日本の外国人労働者の大部分を占めているこれらのアジア系外国人労働者は、「非法」・「不法」であるがために、その実態は闇につつまれ、行政側からの調査もほとんど実施されていない。

行政サイドの調査には、八八年三月に労働省が六都道府県で不法就労外国人が働いているような事業所一五〇カ所についておこなった調査「外国人労働者の就労の実態等について」がある。それによれば、調査対象事業所の約三分の一、四三の事業所に合計一五四人の「不法就労外国人」が働いていた。以下、その内容を要約してみることにしよう。

- 〔就労事業所〕 金属製品製造業・建設業Ⅱ各一〇件、食品製造業・自動車修理業Ⅱ各四件、電気機械器具製造業Ⅱ三件、製本業・鉄スクラップ卸売業Ⅱ各二件、紙加工品業・建築金物加工業・一般機械器具製造業・窯業土石製品製造業・塗装業Ⅱ各一件、その他の製造業三件
- 〔就労者の国籍〕 フィリピンⅡ五六名、バングラディシユⅡ三六名、パキスタンⅡ三一名、ビルマⅡ二三名、スリランカⅡ五名、インド・マレーシア・韓国Ⅱ各一名
- 〔在留資格〕 観光Ⅱ八四名、研修Ⅱ一七名、就学Ⅱ九名、不明Ⅱ四四名
- 〔就労経路〕 自己申込Ⅱ一〇件、第三者の紹介Ⅱ一〇件、同業者の紹介Ⅱ九件、募集広告Ⅱ七件、知人の紹介Ⅱ七件、就労者の紹介Ⅱ六件
- 〔宿舍の状況〕 民間のアパートⅡ二六件、各社の寮Ⅱ一六件、兄弟の家Ⅱ二件、社長の家Ⅱ一件
- 〔業務の内容〕 製品の梱包等の雑役的な仕事や、印刷手元等の作業補助的な仕事が多いが、プレス加工、旋盤加工、ブロック積み、プリント盤のライン作業等にも従事
- 〔賃金〕 賃金形態……日給制Ⅱ二〇件、時間給制Ⅱ一五件、月給Ⅱ八件

賃金額……日給制＝最低四〇〇〇円（一件）、最高一万円（二件）、七〇〇〇円前後（六〇〇〇～八〇〇〇円）が一〇件。時間給制＝最低五〇〇円（二件）、最高九〇〇円（二件）。七〇〇～八〇〇円が最も多い（二三件）。月給制＝最低八万円（一件）、最高二〇万円（一件）。日本人労働者との賃金差……日給制で八件、賃金差は一五〇〇円（二件）～五五〇〇円（一件）、時間給で四件、三〇円（二件）～一五〇円（二件）

〔意思疎通の方法〕 片言の日本語または身振り、手振り

〔困ったこと〕 言葉、生活習慣の違い、そのため作業指示が的確に伝わらない

〔利点〕 まじめによく働く、人手不足の解消、人件費が安くなる

毎日新聞社が八八年一月末に、「全国の警察、入国管理局のこの一年間の摘発例や、建設業界の団体、労組などの資料を参考にまとめた調査結果」によれば、男性出稼ぎ者については、首都圏、とくに埼玉県南部の川口、戸田、蕨市周辺の鋳物、金属加工、製本などの工場地帯に多く、また地方都市にも広がっていること、女性の場合も、都市部の歓楽街だけでなく、農村部にも広がり、女性出稼ぎ者のネットワークが全国的に張りめぐらされている、と指摘している（『毎日新聞』八八年二月一日付）。

同じような傾向は、法務省の「昭和六三年上半期における就労目的外国人の入国および不法就労の状況について」からも知ることができる。「男性の不法就労者の場合は首都圏集中傾向がみられ、女性の場合は男性に比べ全国的に拡散している」。

一般に「じゃばゆきさん」といわれる女性の場合には、売春の強要や事実上の監禁生活といった人権無視、男性の場合にも、悪質なブローカーによる中間搾取、雇用主による低賃金の強要や賃金不払い、労働災害の多発など、アジア系外国人労働者は無権利状態、劣

悪な労働・生活状態に置かれている。さらに事故死、餓死、急死、行き倒れ、行方不明などの最悪の事態が社会問題となっている。しかし、「非合法、不法就労者」であるために、こうした実態に関する調査も、適切な保護・救済策もとられていないのが現状である。以下、その実態を示すいくつかの事例をあげてみよう。

〔中間搾取〕 プロダクション社長ら逮捕 ジャバゆきさん二四〇〇人派遣

「あっせん料」二億稼ぐ（『毎日新聞』八七年一月二五日付）

雇い主七人送検 男ジャバゆきさん働かず（同三月三日付）

もぐり芸能プロ社長逮捕 外国人二五〇人派遣、荒かせぎ（同二月三日付）

ホステス二〇〇人調達 芸能社長らピンハネ荒稼ぎ（同八八年一月六日付）

比女性ら使い荒稼ぎ 千葉のデートクラブ摘発（『読売新聞』八八年二月二〇日付）

「じゃばゆき派遣業」摘発 九千万荒稼ぎ ストリップ劇場へ一五〇〇人（『神奈川新聞』八八年三月一日付）

比女性あっせんで荒稼ぎ 踊り子やホステスに（『毎日新聞』八八年四月二一日付）

タイ女性に売春させ荒稼ぎ 千葉市のスナック摘発（『千葉日報』八八年六月一〇日付）

タイから六〇人売春婦を紹介 七人を逮捕（『朝日新聞』八八年六月二三日付）

〔低賃金・賃金不払い〕 「仕事は千葉県内の道路工事である。宿舍と食事

つきで、朝八時から午後六時まで実働時間は九時間、日当は九千円だったそう。……実働日数は一八日間。その分の給料が一六万二千円とい

うのは、間違いがない。しかし、……経費はしっかり天引きされている。

……要するに一六万二千円から十万二千三百円引かれて、手元に残ったのは五万九千七百円。これが朝八時から夜遅くまで重労働した、十八日

分の報酬である。日当九千円というものの、一日の経費は寝て食べる



だけで三千四百円も引かれるから、実質五千六百円である」。そして数日間働いた後、「何はともあれ、工事現場から脱け出すことより頭になかった彼は、貰えるはずの十二日分の賃金を放棄した」(五野井博明『出稼ぎ外人残酷物語』エール出版社より)

〔労働災害〕 不法就労でも労災補償 両手切断のパキスタン青年(『毎日新聞』八八年五月八日付)

〔事故死〕 ジャパゆきさん「宿舎」焼く、放火? 二人が死亡(『毎日新聞』八六年一月二日八日付)

〔餓死〕 比女性が栄養失調死 定職なく、十日後に発見(『毎日新聞』八八年四月二〇日付)

〔急死〕 八七年一月一九日、「異国で重労働 二七歳の死」(ライトバ)ンで建設現場に着いた直後、気分が悪くなり、二時間後、病院で息を引き取る。急性心不全。(『毎日新聞』八七年二月二三日付)

〔行方不明〕 出稼ぎフィリピン人、ジュンはどこへ消えた!? (こつ然と姿を消したのは、昨年九月二十七日。未払い分の給料十八万四千六百円と衣類などの身の回り品を残したままだった。)(『毎日新聞』八七年四月一七日付)

### 3 外国人労働者増加の背景

これまでみてきたように、「正規」であれ、「不法」であれ、国内で就労する外国人労働者は、八〇年以降増加してきている点で共通している。したがって、それは日本経済の国際化にもなう不可避的現象とみなすことができる。周知のように、日本の輸出攻勢を契機とするアメリカおよびEC諸国との貿易摩擦の激化は、日本

企業のこれらの諸国での現地生産を強要するものであった。このことは、さきにみた欧米系外国人労働者の増加と密接なつながりがある。たとえば、さきの経済企画庁の調査でも、雇用動機に「日本人では充たされない技術・技能が必要」「外国取引先との交渉要員として」「海外進出に備えて」「外国語教育要員として」「外国人の発想が必要」などの業務の国際化への対応を動機としてかかげる企業も多い。

他方、アジア諸国からの不法就労者増加の背景としては、一般に以下の点があげられている。

「(1)わが国と不法就労外国人の本国との著しい経済格差の存在(昭和六〇年の一人当たりのGNPをみると、日本は、フィリピンの一八・九倍、パキスタンの二九・八倍、バングラディッシュの七五・五倍となっている。)、(2)急激な円高によるわが国での稼働メリットの増大、(3)従来の出稼ぎ先であった中東石油産油国の原油価格下落による不況、(4)不法就労外国人の本国における雇用事情の悪化、(5)わが国と不法就労外国人の本国とを結ぶブローカーの暗躍、(6)国内の零細・小企業及び風俗営業関連業種における雇用ニーズの存在」(法務省入国管理局「外国人労働者問題への対応」より)。

とくに八五年以来の円高は、国際的には日本の賃金を相対的に押し上げ、アジアの国々との賃金格差を拡大した。その結果、フィリピン、タイ、パキスタンの労働者が日本で一日か二日働けば、その国の一カ月分の収入を得られることになった。

また、これらの諸国における農村地域への商品経済の浸透は、農村から都市への人口流出をうながし、これに近代化・工業化の遅れが重なって、都市近郊でのスラム街の形成や失業と貧困にあえぐ膨大な都市人口層を生み出している。こうした「極度の貧困」は、国内労働力の排出要因として作用し、フィリピンのように、自国民の

海外での出稼ぎを奨励することにもなっている。

すでに明らかのように、不法就労外国人労働者の多くは、建設・土木現場、製本会社、鋳物、メッキ、板金などの中小零細工場やホテルや飲食店（皿洗い）、クリーニング店などの労働力不足に悩む領域に、さまざまなルートを通じて就労している。このことは、日本の国内産業の一定領域にアジア諸国の労働力にたいする需要があり、アジア系外国人労働者の国内での就労をうながす吸収要因として作用している。

さらには、その根本的な要因を、先進資本主義諸国と発展途上国とのいわゆる「南北問題」に求めることもできる。また、同じような視点のもとでも、見方を変えて、長期におよんだ植民地支配に求める見解もある。

## ② 外国人労働者の受け入れ問題をめぐる政・労・使の対応

現在の日本において、政府、業界、労働組合にしても、日本が国際社会で孤立することなく諸外国との種々の摩擦を回避していくためにも、ある程度の「ヒトの自由化」、したがって外国人労働者の受け入れ緩和は必至であるという点ではほぼ一致していると思われる。

その背景には、これまでにみてきたような日本の国内労働市場の「なしくずし」開放状態がある。一方における現行法の拡大解釈による「正規」の外国人労働者の場合には、在留資格とのからみで企業にたいする採用許可基準がいまいなために手続きが複雑で時間がかかりすぎるといった問題を生じ、他方、現行法を回避して在留する「不法就労」外国人労働者の場合には、国内にヤミ労働市場が形成され、ブローカーの介入やその他の社会的にも放置することができない多くの問題を生み出しており、なんらかの対応を迫られているという現実がある。

### 1 政府の対応策

以上のような外国人労働者の増加にともない、法務省をはじめとして政府およびマスコミなどでも、外国人労働者を受け入れるのかどうか、受け入れるとすれば、その範囲や体制はどうあるべきかが問題とされるにいたった。

#### (1) 法務省等の対応

八六年八月三十一日、じゃばゆきさん問題を検討するための日比両国の協議がマニラで開かれている。この席上、フィリピン側から、被害者救済のための日本の警察の協力、日本でのフィリピン人の雇用機会の増大などの要求がだされ、日本側は「持ち帰り検討する」と回答している。



この問題でたえず先行的な役割をはたしてきているのが、外国人の出入国管理業務を直接に持っている法務省である。八六年一二月六日、法務省は、二年後の立法化をめざして、「雇用者に対する営業停止など罰則を盛り込んだ特別法『外国人労働者雇用者事業法案』（仮称）」の立法化の検討に入った。

八七年二月には、プロジェクト・チームの提言をまとめている。そのおもな内容は、外国人単純労働者の導入は、「日本への定住を避けるため在留期間は三年程度にかぎる、単身の『出稼ぎ』を原則として、家族の入国は認めない」というものであった。

同六月二十九日、法務省の外郭団体として財団法人「入管協会」が発足している。その目的は、「外国人労働者の雇用を希望する企業に入国・在留手続きなど行政上の知識を普及するとともに、企業間で外国人雇用に関する情報交換をする」ことにある。

同一一月九日には、外務省も領事移住部に「外国人課」を新設して、「外国人」の就労問題などの総合的な検討に着手する方針を固めている。

## (2) 労働省「外国人労働者問題研究会」

八七年一二月一二日、労働省は以下のような趣旨のもとに、「外国人労働者問題研究会」（座長 小池和男・京都大学経済研究所長、ほか六名の委員で構成）を職業安定局内に発足させた。

### 「研究会の趣旨（要旨）」

最近における円高の進展に伴い、外国人不法就労の著しい増加が見られ、労働市場等への影響が懸念される。一方では、わが国経済社会における国際化の進展とともに、外国人の優秀な人材を登用したいとする企業も増加している。外国人労働者の受け入れをめぐる問題に対する社会的関

心も急速に高まってきており、これらの問題への対応のあり方を早急に検討することが求められている。外国人労働者の問題は、その取扱い如何によつてはわが国の労働市場や経済社会はもとより、対外関係にも重大な影響を及ぼしかねない。幅広い観点から慎重に検討し行政としての対応方針の策定に資することとする。

研究会は、以降九回にわたって開かれ、翌八八年三月二六日、『今後における外国人労働者受入れの方向』と題する研究会報告を、中村労相に提出した。

報告書は「諸外国における外国人労働者問題の現状と対応策をはじめ、関連する諸領域の問題も含めた幅広いもの」で、三部で構成されている。

### 「報告書 目次」

- 一、我が国における外国人労働者受入れの現状と問題点
  - 1 我が国における外国人の就労の取扱い
  - 2 外国人労働者の入国と就労の実態
  - 3 外国人の不法就労問題
- 二、諸外国における外国人労働者受入れの実態
  - 1 外国人労働者受入れの経緯と現状
  - 2 外国人労働者受入れの取扱い——労働許可制度
  - 3 外国人労働者の受入れに伴う社会的影響
  - 4 問題点の整理
- 三、今後における外国人労働者受入れの方向と課題
  - 1 外国人労働者受入れの在り方
  - 2 「雇用許可制度」の具体的構想
  - 3 関連する諸問題

### 結 び

ここでは、「三、今後における外国人労働者受入れの方向と課題」の内容をとおして、労働省の対応策をみることにしたい。

### 「三、の要旨」



1 外国人労働者受入れの在り方

(1) 基本的考え方

\* 「外国人労働力」の導入は、モノやカネとは異なり、広範かつ複雑な問題であり、「外国人労働者」問題として慎重に検討されるべき。

\* 受入れの理由

a 国際的観点

イ、人的交流の促進は、国際的に貢献する。

ロ、外国企業の進出の増加、わが国企業の海外進出に伴い、人材の確保が経営戦略上重要。

ハ、開発途上国援助は経済援助や技術協力を強化していくことが基本。労働政策としても、相手国の国内における雇用機会の創出に協力、研修生の受入れ、職業訓練等を通じて技能労働力の養成という方向が重要。

b 国内的観点

イ、企業の経営戦略から外国人能力の有効活用を図る動きがある一方、労働力不足を背景に外国人労働者の導入が主張されるが、後者は、以下のような問題を孕んでいる。

第一、外国人労働者に依存すべきほど労働力不足が深刻な状態になっているのかどうか。経済情勢が悪化した場合に外国人の単純労働者が最も影響を受け易く、失業の発生につながりやすい。

第二、労働力不足には、雇用機会の質的改善での対応が先行すべき。

第三、労働力不足の解消は、労働力需給調整の円滑化や職業能力開発の推進等によることが最重要。

\* 受入れ方針の考え方は次のとおりである。

第一、我が国経済社会の発展に寄与するとともに、相手国の経済社会の発展にも貢献していく受入れの在り方を目指す。

第二、雇用失業情勢や労働条件等で悪影響を与えたり、労働市場の秩序の混乱や、経済・雇用構造の改善を阻害するような受入れは行わない。

第三、不法就労の発生防止と適正な労働条件を確保するため、実

効あるコントロールの方法が必要。

\* 導入は、西欧諸国の経験にみられるように、定着化等に関連して、医療、住宅、その他社会生活上の諸問題を起こすおそれが強い。

(2) 受入れの範囲

\* 具体的範囲については、以下のような条件付けを行う必要がある。

第一、職種・技能の内容からみて、専門性と一定の水準が不可欠である。このような労働力は我が国の経済・社会の発展にとって有益なものである。

第二、外国人の持つ知識、技術・技能、経験等の活用を図り、外国人ならではの分野について、積極的な受入れを考えていく必要がある。

\* 単純労働者については、従来どおりの方針を維持していくことが適当。諸外国との関係においても、単純労働者を受入れるより、技能者を養成して相手国の経済発展を担う人材育成に資する必要がある。

\* 技術移転で相手国の経済社会の発展に貢献するには、留学生や技術研修生の受入れ拡大に努め、また習得した知識・技能等の実践の機会を与えるため、一定期間の就職を認めることも必要である。

(3) 受入れ体制

\* 受入れに当たっては、次のような点に留意した体制の整備が必要。

イ、不法就労を誘発するような企業のニーズを抑制するため、許可された場合以外の外国人の雇入れを禁止する。また許可なく雇用した事業主や無許可の雇用を斡旋した仲介者には、罰則をもって対処する。

ロ、受け入れた労働者については、労働基準法等の労働関係法規の厳正な適用を図り、労働条件等の面で国内労働者と同等の待遇が確保されなければならない。

ハ、事業主については、適正な雇用管理を義務付け、また福利厚生面への配慮に努力させる。

\* 欧米諸国の労働許可制度も参考にしつつ、特定の事業主と特定の外国人労働者との雇用関係を律する制度として「雇用許可制度」が、ひとつの構想として提起される。

「雇用許可制度」は、次のような点に留意することが重要である。



イ、入国の時点だけではなく、国内労働者と同等の労働条件の下で就業を続けていくことまでを含めて考えていくべき性質のものであり、すぐれて労働政策的な観点からの対応が必要。

ロ、就労を認めるかどうかは、国内労働市場との関連もあり、高度の専門的な判断能力が要求される。

\* 「雇用許可制度」は、現行の入国・在留管理制度を補強するものとして構想していく。現行制度との関連を十分整理する必要がある。

## 2 「雇用許可制度」の具体的構想

### (1) 制度の趣旨

\* 受入れの在り方としては、「雇用許可制度」を中核とする新たな労働力需給調整の仕組みを設けていく必要がある。

\* 制度の対象は、専ら雇用関係の成立が予定されている場合であり、自営業者等については対象とならない。また、永住権を有する外国人や難民も対象とならない。

### (2) 受入れ範囲

受入れ範囲を以下のように再編成し、拡大する方向で検討する。

イ、相当程度以上の知識、判断力、技術・技能を要する専門的、技術的又は管理的な職業であって、国内において確保が困難なものについては、拡大の方向で検討する。

ロ、我が国での技術研修の終了者で、実務経験を必要とするものについては、新たに受入れの対象とする。

ハ、留学により、国内の大学を卒業した者が、一定の実務経験を必要とするために国内の企業に就職する場合も、新たに受入れの対象とする。

ニ、留学生又は就学生のアルバイト的な就労については、基本的に現行どおりでよいが、何らかの適正化を図る。

### (3) 雇用許可

\* 国内で、事業主が外国人を雇用する場合には、事前に雇用許可の取得を必要とし、許可なく雇い入れることを禁止していく。ただし、この場合でも永住者のもとより、一定の在留資格（教授等）を有する者については例外とする。

\* 許可条件

イ、賃金その他の条件について、国内労働者との同等の待遇がなされること。

ロ、雇用管理を適切に実施できる能力を有していること。

ハ、労働関係法令等に違反する行為がないこと。  
\* 許可には一定の期限を付し、必要に応じて更新も認めていく。しかし、実務経験的な就労に就く者は、原則として認めない。

\* 制度の実効性を図る観点から、雇用許可なく外国人を雇用した事業主に罰則を適用する。雇用許可なく就労する外国人労働者の斡旋も禁止し、斡旋者に対しても罰則を適用すべきである。

### (4) 事業主による雇用管理

\* 事業主に対し、雇用管理面での義務づけが必要。

イ、雇用管理者の選任等の実施体制の整備。

ロ、外国人労働者名簿の作成と必要な事項についての行政機関への報告。

### 3 関連する諸問題

\* 就職に係わる相談・援護の体制や事業主に対する指導体制の整備、海外での募集活動の取り扱い、さらに、社会・労働保険の適用の在り方、住宅等の生活問題も考慮を要する。

\* 制度の実施は、国内労働市場の需給調整と雇用関係諸問題を担当する行政機関があたるなど、体制整備を図る必要がある。

\* 技術研修生の積極的な受入れのためには、現在の在り方を見直していく必要がある。

「研究会」での検討がおこなわれている間も、労働省は、急増する不法就労外国人労働者問題にたいする対策を実施している。たとえば、八八年一月二六日には、各都道府県労働基準局長・都道府県知事あてに「外国人の不法就労等に係わる対応について」と題する通達を出し、「一、不法就労の取り締まりの強化、二、不法就労防止のための事業主や関係諸団体への協力要請、三、定着居住者への配



慮」を指示している。また、二月一二日には、経団連、日経連など四〇の経済団体に、入管法に違反する外国人を雇用しないことへの協力を要請した。

(3) 法務省の「入国管理法」改正案

労働省の「研究会」報告と相前後して、法務省は八八年三月二四日に「在留資格」の全面的見直しに着手することを公表した。その後、四月一五日の「第一次骨子案」を経て、五月一〇日に「入管法改正要綱案」を発表している。

改正案のおもな内容は、つぎの五点である。第一に、外国人の入国・在留目的の多様化に見合うように、また今日の国際化社会に対応できるように、在留資格の種類・範囲を全般的に見直し、新たに八種類の在留資格を新設すること、第二に、就労目的、就労目的以外、制限のないものを明確にするための大分類を設けること、第三に、入国審査手続きの簡易・迅速化と審査基準の明確化をはかること、第四に、就労できる外国人に就労証明書を交付することによって、善意の雇用主が就労できない外国人を誤って雇用しないようにすること、第五に、不法就労外国人対策として雇用主やブローカーにたいして新たな罰則を設けること、である。

この改正案による「新しい在留資格(案)」は、第4表の別表一から四に示されている。法務省によれば、この改正によって、有能な外国人労働者の受け入れは拡大し、国内企業のニーズは満たされ、わが国の経済・社会の国際化の要請に応えられることになる。また、不法就労に関しては、法改正による罰則の整備のほか、厳格な上陸審査や集中的摘発、事業主などへの指導・啓発の強化などの実

第4表 法務省「入管法改正要綱案」の「新しい在留資格(案)」

別表第一(就労ができる者)

在留資格の種類	在留資格に該当する者
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事館の構成員又は条約若しくは国際慣行によりこれらの者と同様の特権及び免除を受ける者並びにその家族の構成員でその世帯に属するもの
公用	日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者及びその家族の構成員でその世帯に属するもの
事業経営	本邦で貿易に従事し、又は企業、投資その他の営利事業の管理(専門的知識をもって管理を補助する職務を含む)に従事する者
教授	本邦の学術研究機関又は教育機関において研究の指導又は教育に従事する者(教師を除く)
○教師	本邦の中学校、高等学校、専修学校又はこれらに準ずる教育機関において語学その他の教育に従事する者
文化活動	本邦で音楽、美術、文学、科学その他の学術上又は芸術上の業務に従事する者
○研究	本邦の公私の機関により受け入れられて研究又は調査に従事する者
興行活動	本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興行に係る活動に従事する者
宗教活動	外国の宗教団体により本邦に派遣されて布教その他の宗教上の活動に従事する者



△報道活動	本邦で取材その他の報道上の活動に従事する者
△専門技術	本邦の公私の機関により受け入れられて専門的な技術又は技能を要する業務に従事する者
○ソフト技能	本邦の公私の機関により受け入れられて専門的な知識若しくは経験又は外国人特有の感性を要する業務に従事する者
○企業内転勤	本邦の公私の機関の外国にある支店その他の事業所の職員で当該本邦の機関に受け入れられて海外業務その他の専門的業務に従事するもの
○法律事務	本邦で外国法事務弁護士、又はこれを補助する事務に従事する者
○福祉医療	本邦の公私の機関により受け入れられて社会福祉又は医療若しくは保健に係る活動に従事する者
熟練労働	本邦でもっぱら熟練労働に従事する者

別表第二（原則として就労ができない者）

在留資格の種類	在留資格に該当する者
短期滞在	観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在する者
留学	本邦の大学において学習する者
○就学	本邦の専修学校、各種学校又はこれらに準ずる教育機関において学習する者
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得する者
被扶養者	別表第一に掲げる在留資格（外交及び公用を除く）及び別表第二に掲げる在留資格（短期滞在及び就学を除く）を有する者の配偶者又は20歳に満たない子

別表第三（在留活動上制限のない者）

在留資格の種類	在留資格に該当する者
永住者	本邦で永住する者
法126-2-6 該当者の子	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）第二条第六項の規定により本邦に在留する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの
日本人の配偶者	日本人、永住許可を受けている者（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）に基づく永住の許可を受けている者を含む）、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）第二条第六項の規定により本邦に在留する者又は法126-2-6該当者の子の在留資格を有する者の配偶者又は子
○定住者	その他法務大臣が本邦に定住することを認める者

別表第四

在留資格の種類	在留資格に該当する者
特定外国人	法務省令で定めるところにより特に在留を認める者

【備考】 ○印は、新設の在留資格 △は、内容を一部変更した在留資格 無印は、従来と同じ内容の在留資格。  
入管協会『国際人流』第15号、1988年8月号24ページ。



施によって対応していく方向をうちだしている。

ところで、いわゆる「単純労働者」の受け入れ問題については、「外国人労働者問題への対応——入管法の改正を通して」で、つぎのようにのべている。

「単純労働者の受け入れに関しては、上述の専門的な技術・知識等を有する外国人の受け入れとは異なり、国内労働市場への影響、文化的相違に由来する社会的影響、子弟の教育問題、社会保障、国内治安に及ぼす影響などの諸問題について検討を要するので、国民的コンセンサスを求めつつ、これらの問題点について関係各省庁の間で慎重に検討すべきであると考えています。」

なお、その検討の結果として、仮りに単純労働者についての新たな方針が出されれば、改めて、その方針に見合う入国審査基準の見直し、在留資格上の調整、数量的規制などの問題を検討したいと考えています。」

#### (4) 「雇用許可制度」の導入に対する反対論

労働・法務両省の対応策は、わが国経済の国際化にともなう国内企業のニーズと現体制とのギャップを解消するためには、外国人労働者の受け入れを緩和すること、および大量に存在し、また社会問題化している「不法就労」を放置できないという点で共通している。だが、労働省が提唱した「雇用許可制度」にたいしてただちに反応したのが法務省であった。

すなわち、八八年三月二八日の参議院法務委員会で熊谷直博入国管理局長は、「雇用許可制度」構想を法務省としては支持しないことを明らかにしている。法務省は、「雇用許可制度」の問題点として、「1、内外人平等に反し、国際人権規約や日本国憲法の精神に反する。2、日本人と同じように就職の自由が保障されるべき在日

韓国・朝鮮人の就職差別を助長させる恐れがある。3、外国人にとつては、二重の負担となり、国際間の円滑な人的交流を阻害する。4、不法就労防止という目的を達成するものではない。5、外国人労働者の保護や労働条件などの問題は現行労働関係法規で足りる」などを指摘している。

四月二六日には、在日韓国居留民団は、労働省および法務省にも「雇用許可制度」を断念することを求めた要望書を提出している。その理由は、「雇用許可制度」の導入は、在日韓国人の就職状況をより深刻なものにし、生活を営むうえで新たな困難を生み出す可能性が強いということにある。

他方、七月二五日に「外国人労働者問題」についての意見書をまとめた関西経営者協会は、「雇用許可制度の導入」は企業の格付けや適格性の有無の判断につながり、中小企業や零細企業は事実上除外されてしまうとして、反対の立場を明らかにしている。

#### (5) 単純労働者受け入れ問題

八八年二月に発行された昭和六三年版『海外労働白書』は、諸外国とくに欧米諸国における外国人労働者問題を考察した「移民・外国人労働者問題の現状と政策」の結語において、「移民・外国人労働者問題は、経済構造の調整、労働市場の情勢、教育・社会保障を含む社会的影響、開発途上国における雇用開発など、国内のみならず、世界的な視点から、その対応を慎重に検討すべきもの」とのべている。また、「外国人労働者受け入れの経済社会的影響」という項目では、ヨーロッパ諸国における多くの否定的側面、たとえば「代替可能な国内労働者の賃金水準の低下」「競合する国内労働者の失



業発生や低賃金温存の可能性」「特定地域への居住の集中によるスラムの形成」「二世増加にともなう教育問題」「受入国国民による差別や偏見」などを列記している。

日本建設業団体連合会（日建連）と東京商工会議所は、ヨーロッパの経験を学ぶために、八七年一月と八八年五月にあいついで独自の調査団を派遣している。八八年二月一六日に発表された日建連の「欧州元・下請関係等調査報告」によれば、調査から受けた問題点として以下のような九つの課題を提起している。

①わが国建設労働者の賃金低下、②底辺労働者は外国人という差別化の進行と建設業のイメージ・ダウン、③ブローカーによるヤミ労働の横行、④専門技術・技能職への進出によるわが国労働者の失業、⑤外国人労働者の待遇改善の要求と、新たな国際摩擦の可能性、⑥不況時の外国人労働者の高率な失業増大、⑦言語、住宅、教育、社会保障、職業訓練、宗教等権利の保障、⑧滞在年数の長期化・定住化、⑨帰国政策の促進の困難さ

わが国の外国人労働者の受け入れ問題は、質的にも量的にも多くの問題点をはらみ、その圧倒的部分がアジア諸国からの「単純労働者」と呼ばれている不熟練労働者で占められている「不法就労者」問題をどうするのか、単純労働者を受け入れるのか否かをめぐって多くの議論を生み出すことになった。

先にみた、この問題に関する労働・法務両省の見解は、一方は、明確にその受け入れを拒否し、他方は、「慎重に検討すべき課題」としているとはいえ、ともに否定的・消極的な姿勢を貫いている点では共通している。その背景には、これらの労働力を急増させるアジアの開発途上国における労働力排出要因にたいする認識、受け入れた場合にヨーロッパの経験が示しているような国内労働市場におよぼす影響、社会生活上の影響などにたいする危惧がある。第5表

には、単純労働者の受け入れ問題についての意見の対立が要約的に示されている。

#### (6) 労働省「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」（「調査会」）報告

八八年五月二四日、労働省は「調査会」（座長＝圓城寺次郎・日本経済新聞社顧問）を発足させた。調査会は、学識経験者および労使の代表の合計一八名の委員から構成され、「今後における外国人労働者の受入れの在り方と制度整備について幅広い観点から検討を行い、もってこの問題に対する政策対応の在り方についての国民的コンセンサスの形成に資することを目的」とするものであった。調査会は、その検討事項として、①受け入れにともなう影響と問題点、②受け入れをおこなう範囲、基準等、③受け入れに関する制度整備、④国民的コンセンサスの形成の方策の四点をかかげている。

九月二六日には「外国人労働者問題について」と題する「中間的整理」を公表した後、一月九日には最終報告「外国人労働者問題への対応の在り方について」を中村労相に提出した。

#### 「外国人労働者問題への対応の在り方について」（要旨）

##### 1、外国人労働者受入れに関する基本的な考え方

国際化の進展に対応し、人的な交流を活性化させることも重要な課題。不法就労の増加が国内の雇用や労働条件面の諸問題を増大させることも懸念される。

早急に解決を図るべき課題。第一は、受入れ範囲を見直し、明確な基準を定めること、第二は、十分な受入れ体制の整備を図ること。

##### (1) 受入れ範囲の見直しの考え方

イ、我が国経済社会の発展に寄与するような受入れとなること



第5表 単純労働者の入国問題に関するおもな意見

単純労働者についても受入れてはどうかとするもの

- わが国の国際的受容性を高め、また対外摩擦の解消にも役立つことが期待されること。
- わが国において一定の分野には労働力不足が現に存在し、これを埋める日本人労働者を確保することが困難であること。
- わが国社会の国際化に貢献（外国人、異文化との接触等）。
- 経済格差がある限り外国人労働者の流入は不可避であり、これを不法就労者として取締りの対象とするだけでは問題の解決にならないこと。
- 現在の不法就労者問題を放置すれば、事態はさらに悪化、陰湿化、社会問題化、国際問題化し、アジアのなかで孤立しかねないこと。
- 一定の範囲で正規に許可することにより、悪質な雇用主やブローカーからの搾取を防止できるようになること。
- ヒトの自由化が避けられない以上、西欧諸国の先例に学び、しかるべき対応策をとりつつ、徐々に門戸を開放すべきこと。

単純労働者の受入れは行うべきではないとするもの

- 日本の労働条件の低下、失業率の上昇を招き、労働市場の混乱も招きかねないこと。
- 低賃金による外国人労働者の搾取である、ダーティワークを外国人に押しつけているといった非難を受けかねず、新たな国際的摩擦の要因となる可能性があること。
- 犯罪率の増加は必至との危惧。
- 一部の職種の短期的労働者不足には役立つかもしれないが、結局大量の外国人労働者及びその家族の流入により、その子女の教育問題や街の一角のスラム化などに伴う膨大な社会コストが予想されること。
- 安易な導入は、人種的対立や偏見を醸成させかねず、日本人の意識の国際化が先決。
- 外国人労働者の受入れにより失業、社会的文化的摩擦等の諸問題に直面した西欧諸国の経験を他山の石とすべきこと。
- 今日の経済社会の発展をもたらした同質的な日本社会は軽々に変えるべきでないこと。
- 他国の救済のために外国人の失業者を受入れる必要はなく、発展途上国に対する援助は、途上国自身における雇用機会の増大に資する経済協力や投資活動によるのが本筋であるべきであること。

〔備考〕 法務省入国管理局「外国人労働者問題への対応」より。

- ロ、国内の労働者に悪影響を与えたり、労働市場の混乱、経済・雇用構造の改善の遅れを招くような受入れは行うべきでない受入れが適当な分野
  - 第一に、専門性と一定の水準をもつ職業
  - 第二に、外国人ならではの能力等を活用しようとする職業
  - いわゆる単純労働力（不熟練労働力）については、受入れを行うべきではない
- (2) 受入れ体制の整備の考え方
  - イ、我が国労働者の失業、賃金・労働条件の低下の防止を図ること。
  - ロ、不法就労の抑止、労働市場の混乱の防止を図ること。
  - ハ、外国人労働者が劣悪な労働条件下に置かれることを防止する、適正な雇用管理の実施について事業主に指導を行うこと。
- 2、受入れ範囲の拡大の方向
  - 職業分類に沿って整理することが適当である。
  - (1) 受入れの具体的範囲
    - イ、「A 専門的・技術的職業」及び「B 管理的職業」
      - これらの職業は、専門的、技術的な職業に該当する
    - ロ、「C 事務的職業」以下の職業分類に属する職業
      - 専門的、技術的な性格が強いものについては、受入れ範囲に含めることが適当
  - (2) 受入れの判断基準
    - イ、労働力需給状況に照らして問題がないこと



ロ、本人の職業能力・資格上の要件が十分であること

ハ、日本人労働者と同等の待遇がなされること

ニ、雇用する企業側の要件が十分であること

ホ、雇用促進等他の雇用関係施策との調和の点で問題がないこと

(3) 外国人留学生の取扱い

3、受入れ体制の整備の方向

受入れの時点から受入れ後のフォローアップまでを含めた一貫した体制を整備していくことが極めて重要

(1) 適切な受入れのための体制

イ、受入れ審査及びフォローアップ

外国人労働者の入国審査につき労働政策の観点が十分反映されるような仕組みを整備する必要がある。

就労状況のフォローアップは、事業主を通じて行うことが最も効果的かつ効果的である。

ロ、事業主及び外国人労働者にたいする指導、援助等

事業主に対する啓発・指導を充実する必要がある。

外国人労働者自身に対して、基本的事項の周知、問題が生じた場合の相談を行う体制を整備すべきである。

ハ、労働関係諸制度の見直し

海外にわたる労働力需給調整に関すること、均等な労働条件の確保と労働環境の整備を図ること、労働保険の適用に関すること

(2) 不法就労への対応

誘発するような需要を規制すること、事業主に対する、周知・啓発、協力要請、罰則の強化等のアプローチが不可欠。法務省、警察庁との連携・協力の上、一体となった対応のための体制整備

4、具体的対応策の在り方

(1) 総合的な制度整備の方向——雇用許可制度〔略〕

(2) 当面の外国人労働者対策の進め方

イ、受入れ審査に当たり、労働政策の観点が十分反映されるよう関係省庁間の連携体制を確立すること

ロ、継続的かつ組織的にフォローアップを行う体制を整備する

ハ、事業主に対する啓発・指導及び相談・援助

ニ、外国人労働者に対する相談・援助

ホ、不法就労に対する実効ある防止・抑止策

ヘ、受入れに関する政策立案のための調査

ニーズ及び問題点の実情を把握し、関連施策立案の基礎資料とする

5、研修生受入れの拡大とシステム整備

(1) 拡大の必要性〔略〕

(2) 受入れシステムの整備の検討〔略〕

6 今後の検討課題

社会全体としての受入れ体制の整備の方向について、国民的なコンセンサスの形成を図りつつ、総合的に検討を進めていくことが不可欠である。

「調査会」の最終報告は、いくつかの具体的な対策を出しているが、基本的には三月の「研究会報告」の内容を踏襲したものである。たとえば、いわゆる「単純労働者」の受け入れについては、「受け入れを行うべきではない」として明確に拒否している。また、「雇用許可制度の導入」については、構想として提起されているが、「出入国管理及び難民認定法等関係諸制度との整合性の確保も図りつつ、更に検討を進めることとする」として、事実上棚上げにしている。

以上の内容は、八八年六月一七日の閣議で決定された「第六次雇用対策基本計画」の当該箇所「国際化の進展と外国人労働者問題への対応」において、「外国人の優秀な人材を受け入れたいとするニーズが高まると同時に、我が国での就労を希望する外国人も増加しており、こうした動きに適切に対応することが求められている。この場合、専門、技術的な能力や外国人ならではの能力に着目した人材の登用は、可能な限り受け入れる方向で対処する。不法就労へ



の効果的な対応策も含め、慎重かつ速やかに検討を行う。いわゆる単純労働者の受入れについては、十分慎重に対応する」(要旨)というように具体化されている。

他方、最終報告は、海外からの研修生の受け入れ拡大とシステムの整備を強調している。このことは、八九年度の技能研修生受入れ事業の大幅拡大方針に具体化しているといえるであろう。それは、途上国から年間五〇〇名の若者を招き、「初めの三カ月間は日本語などの導入訓練、続く六カ月間は基礎技能訓練、研修費用と一定の生活費は労働省が負担、その後、企業の現場で一年間実務研修」というものである。同時に、七二年から推進されている「国際技能開発計画」の対象人数(八八年度、一六七人)を五〇人程度ふやす方針である。

### (7) その他の動向

八八年一月二二日に「外国人労働者問題検討委員会」(委員長＝木村尚三郎・東京大学教授)を発足させていた「入管協会」は、五月二三日に「中間報告」を発表した。その内容は、法務省の考え方となじである。

四月には、国民生活審議会および経済審議会国際経済部会が提言ないしは報告のなかで外国人労働者の受け入れ問題にふれている。たとえば、前者がまとめた『国民生活の国際化』の「外国人労働者受け入れ政策の在り方」で、「相互に技術移転をもたらす専門的な技術、技能を有する外国人については、『日本人では代替すること困難な職種等』に限ることなく受け入れていくことが必要である。単純労働力の受け入れについては、技術移転を生まず、必ずし

も相手国の発展に寄与することにつながるため、慎重な対応が必要である」と指摘しているように、多少のニュアンスのちがいはあるものの、基本的にはこれまでにみてきた政府の方針とおなじである。

### (8) 法務省、「入国管理法」改正、具体化への動き

八八年一月三〇日、法務省は、悪質な雇用主やブローカーを取り締まる罰則の強化を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法」の改正案をまとめた。翌八九年三月七日の基本方針は、「入国審査基準の明文化」「数次乗員上陸許可制度の新設」「一般乗客の口頭審査のトラブル防止のための在留資格認定証明書制度の導入」「不法就労防止のためには、不法就労助長罪を新設し、雇用責任者と企業にたいする両罰制を導入」「合法的就労者には就労資格証明書による身分保護」などを内容としており、さらに「長期的には、出入国管理基本計画を策定」する方向である。

## 2 使用者団体の動向

先の企画庁調査でも明らかのように、国内一般企業における外国人採用の動きは、その後も急速に高まっている。東京商工会議所が八八年四月に会員企業五〇〇〇社を対象に実施(回答企業数一一三三社)した「外国人労働者受け入れに関する調査」によれば、「現在の受け入れ制限について」は「制限を緩和して受け入れを増やすべ



きとする企業が五九・三%、現状のままでもよいとする企業が三六・七%である。また、この問題の焦点のひとつである、いわゆる「単純労働者」の受け入れに関する設問については、「専門能力・熟練技術を要しない職種も認めるが四〇・六%、専門能力・熟練技術を要する職種は一定部分認めるが三五・一%、専門能力・熟練技術を要する職種は全て認めるが二四・三%」であった。このことは、専門・熟練労働だけではなく、単純労働の外国人労働力にたいする国内企業の需要の存在を示しているといえるであろう。また、毎日新聞社が八八年の夏に主要企業一〇〇社を対象に実施した八九年春の「大卒採用計画調査」によれば、外国人社員の新たな定期採用を決めたり、採用増などに積極的な企業が二割の二〇社に達していた。

これらの国内企業の動きを前提として、外国人労働者の受け入れに関する使用者団体の動向を以下にみることにしよう。

### (1) 東京商工会議所

八八年五月にヨーロッパへ独自の調査団を派遣し、また各種調査も実施している東京商工会議所は、九月一日に「外国人労働者の受け入れ問題に関する中間意見について」を発表した。そこでは、「技術・技能を有しない、いわゆる単純労働者の受け入れについては、将来にわたるわが国経済社会に与える影響、特に労働力需給バランスの的確な見通し、受け入れ後の国内体制の整備など長期的かつ幅広い視点から継続して検討を行うこととする」とのべている。その他、「技術・技能分野に関する外国人労働者の受け入れ問題」を中心に、①外国人の国内就労機会の拡大、②入国および雇用管理

体制の確立について、いくつかの点を指摘している。

### (2) 経済同友会

経済同友会は、八八年二月三日、日本企業の国際化を進めるための提言をまとめ、企業の上級管理者への外国人の積極的登用、また外国人の国内での就業機会の拡大を求めているが、単純労働者の受け入れについては「慎重に検討」すべきであるとしている。

### (3) 日本経済団体連合会（日経連）

日経連は、八八年二月一七日、雇用特別委員会の下に「外国人労働者問題研究会」（座長 下川常雄雇用特別委員長・住友ゴム工業相談役）を新設し、外国人労働者受け入れ問題の検討に入った。この問題での日経連の基本的考え方は、八九年一月一八日に出された『労働問題研究委員会報告——真の豊かさの実現のために』（第一部 世界中の日本の進路 二、政治・経済・社会のあり方の検討 4、国際社会における日本のあり方）のなかで明らかにされている。

その要旨をかかげると、つぎのとおりである。

#### 「人の自由化に誤りない対応を」

「人の移動については、文化の交流、相互の経済発展、技術協力といった視点を中心にするべきである。その意味では、専門的技術・技能や国内では得られない能力の持ち主などを中心に交流の幅を着実に広げていかなければならない。

しかし、単に人手不足だから、賃金が安いから、日本人は最近ダイバーワークをしたがらなくなったからといった理由で発展途上国の労働力を入れるべきでない。

また、発展途上国や最貧国の国民に日本の豊かさを分け与えるために人の自由化を、という意見についても慎重な検討が必要である。発展途上国



に対して日本がとくに要請されていることは、相手国の経済発展を援助するための行動を大幅に積極化することである。

具体的には、経済発展に必要な知識・技能の相手国への移転の促進である。たとえば、日本国内における発展途上国労働者の技能研修の大幅な拡大などが強く要請されているのである。こうした面での受け入れについては官民協力して早急に促進すべきである。」

#### (4) 関西経済同友会

八九年一月一九日、関西経済同友会の雇用問題委員会は「外国人労働者問題への提言」を発表した。その特徴は、この問題を「避けて通れない問題」としてとらえ、「不熟練労働者の導入」に積極的な姿勢を示すとともに、受け入れのための新しいシステムを提案している点である。

すなわち、その基本的考え方では、「一、日本が必要とする人材の定住できる社会を目指す。二、日本が必要とする有能な外国人の積極的な雇用促進を図る。三、秩序ある、段階的、条件付き受け入れによって、社会的マイナスを最小にとどめていく。四、不法就労の実態を追認することがあってはならない」(以上、要旨)とのべ、「具体的対応策」としてつぎの五つの点を提案(要約)している。

- 一、「外国人雇用環境整備審議会」(仮称)の設置
- 二、在留資格制度の改正
- 三、社会的悪影響を除きつつ、幅広く外国人の受け入れを図る制度としての「派遣センター」(仮称)の設立
- 四、海外における研修の充実を図るための「研修センター」(仮称)の設立
- 五、ペナルティの導入

#### (5) 二一世紀経済基盤開発国民会議

八七年五月に設立され、中堅経営者クラスで運営されている民間機関である「二一世紀経済基盤開発国民会議」は、八八年一二月に「わが国社会を広く外国人労働者に開放するために、専門労働者や高度技術者のみならず、一般外国人労働者を含めて、その受け入れのための環境づくりを急ぐことを提言する。……この提言が、この問題に関する国民のコンセンサスづくりに資することを期待する」として、「外国人労働者受入れの提言——一般労働者受入れの環境づくりを急げ」を出している。

#### 〔外国人労働者受入れの提言(要旨)〕

「受け入れについては、わが国社会を国際的に開放するという社会的視点と、労働力不足を質的・量的に補完するという経済的視点から検討しなければならぬ。

世界経済は相互依存関係を深めつつあり、日本はアジア諸国を中心に強まりつつある門戸開放の声にこたえることが求められている。

われわれの分析によれば、適正な経済成長率を維持しながら労働時間の短縮を達成しようとする、西暦二〇〇〇年の段階で二七〇万人の労働力人口が不足するという試算結果がでた。この観点からも、一般労働者受け入れが必要となる。

われわれは専門職従業者等とともに一般労働に従事する外国人労働者の積極的受け入れを提言する。

#### \* 具体的方策

- (1) 受け入れのうえでの一般的な方策
  - イ、生活をサポートする都市基盤整備の促進
  - ロ、国際コミュニケーションプログラムの実施
  - ハ、医師、弁護士等との整合性をとりつつ規制の緩和
- (2) 受け入れのうえで必要となる方策



- イ、最低賃金の保障、各種社会保障の差別ない適用
- ロ、一元的に管理する受け入れ機関の設置
- ハ、不法就労への取締り強化
- ニ、語学研修、職業教育などの教育・研修の充実

### 3 労働組合の動向

外国人労働者問題と最も密接なかかわりあいをもっているのは、国内労働者および労働組合であるということが出来る。この問題にたいする日本の労働組合の姿勢は消極的なものであると一般にいわれている。たとえば、先の東京商工会議所が大学教授、ジャーナリスト、研究機関、各種団体、労働組合を対象におこなった「外国人労働者の受け入れに関する意見調査」によれば、「日本社会にとって、外国人労働者を現在以上に受け入れることは必要ですか」という質問にたいして、「必要である」との回答の最低値を、また「必要でない」との回答の最高値を労働組合の回答が占めていた。

政府部内での外国人労働者問題の検討および受け入れ緩和の方向が示されつつあるのと時期を同じくして、労働組合団体によるこの問題にたいする基本的考え方や政策要求などがあいついで発表された。

#### (1) 連合の対応

「連合」は、八八年三月二五日に「外国人労働者問題への対応について」を発表し、基本方針を提示している。

「外国人労働者問題への対応について」(要旨)

\* 基本的考え方

- 一、無原則的受け入れは、認められない
- 二、受け入れにあたっては、国内雇用との調和、諸環境の整備、国民的合意、を前提に基準を明確にすること
- 三、具体的基準の策定にあたってふまえるべき条件
  - ① 国内雇用や労働条件に悪影響を及ぼさない
  - ② 雇用主の責任の明確化
  - ③ 社会的有用性の存在
  - ④ 社会的コスト負担の明確化
  - ⑤ 国内労働者の意見の十分な反映
- 四、基準の策定と運用に際し、労働組合の参加が確保されること
- 五、国内労働者との同等の権利保障のための公正労働基準の確立
- 六、不法就労の根絶に努めること
- 七、海外援助や研修生受け入れによる当該国の雇用機会拡大

\* 政府に対する要求事項

- 一、外国人労働者の就労実態について調査し、明らかにすること
- 二、政労使・学識経験者による「外国人労働者問題対策会議」を設置し、国民的合意をはかること
- 三、不法就労雇用者への罰則強化、不法就労者を国外退去させること、その間、一時的保護措置を講ずる
- 四、海外研修生、留学生の受け入れ推進
- 五、海外援助拡充、ODAへの労働組合の参加
- 六、完全雇用達成のため、適正成長の確保および総合的雇用政策の推進
- 七、不安定労働への取り組み強化
- 八、最低労働基準の引き上げ

#### (2) 総評の対応

一方、「総評」のとりくみは、「連合」よりも早く、二月に出した「八八年版・総評政策集」のなかの「雇用・労働条件に関する要求」で「外国人労働者問題」の項目を設けている。



〔外国人労働者問題〕(要旨)

\* 基本的な考え方

一、外国人労働者問題は、単に労働力問題だけではない。総合的かつ多面的で慎重な検討が必要

二、「世界人権宣言」や「ILO第九七号条約」等をふまえなければならぬ

三、現行の規制方式は、国際化進展への対応上も不法就労をなくすためにも見直す必要あり

四、外国人労働の権利確保・擁護のためには差別撤廃へ向けての措置等が重要、教育訓練施策、日本語研修施設の設置等、条件整備が不可欠

五、不法に使用する者に対する厳罰措置、不法就労には早急に特別措置が必要

六、受け入れは、総量規制方式が現実的か否かについては検討を要する。

また就業機会の創出・拡大に直結する援助策の展開による当該国の雇用対策に寄与すること

\* 当面の要求

- (1) 人権尊重を基本とする対応をとること
- (2) 悪化している雇用失業状況の下では、外国人労働者を積極的に受け入れることは、多くの問題を派生させる。
- (3) 就労実態について早急に調査を実施すること
- (4) 職業訓練などの海外援助等の措置を充実させること
- (5) 不法就労を強要している使用者に対する厳罰、賃金不払い、人権侵害の排除、労働基準法の遵守等、労働者保護の特別措置を講ずること

(3) 「連合」と「総評」の対応のちがい

ところで、「連合」も「総評」も、八八年五月二四日に労働省が発足させた「外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会」(「調査会」)に代表委員(「連合」は薬科満治会長代理・片山閑副会長・加藤敏幸調査法制局長、「総評」は橋村良夫副議長・井上定彦経済局長)を送り

出している。一二月九日の「調査会」の最終報告にたいして、「連合」は「基本的に評価し、盛り込んだ対策を関係省庁が十分連携協力して、早急に実施するよう要請」している。それにたいして「総評」は、「欧米並みの本格的な受け入れ態勢の整備をせず、単に現状を追認するような受け入れ範囲の拡大を示すだけでは何ら問題の解決にならない」とのべていることは、この問題にたいするそれぞれの基本的な考え方のちがいを示している(『日本経済新聞』八八年一月二〇日付)。

その後、「総評」は、関西経済同友会の「派遣センター」方式による外国人労働者の導入という提言にたいして、緊急見解を発表している。そこでは、提言の内容を「国際化社会への対応だという美辞麗句の名のもとに、実際には低賃金・未熟練労働力を日本経済に供給するシステムの導入をめざすもので、このような仕方の労働市場の開放は、まさに先進国のエゴそのものにほかならない」とし、また「派遣センター」方式については「外国人労働者を隔離し、私の生活を含めて完ぺきに管理していくための技術のシステム」とのべ、「国際化時代に必要な人権感覚をまったく欠落させた提言」である、と批判している(『週刊労働ニュース』八九年二月六日付)。

(4) その他の労働組合

外国人労働者への国内労働市場の開放、とりわけいわゆる「単純労働者」という概念で理解されているアジア諸国からの不熟練労働力の導入にたいして、現時点では多くの労働組合が「導入反対」または「原則反対」の立場をとっている。とくに、アジア諸国からの不法就労外国人男子労働者の多くが集中している建設業などではこ



うした傾向が強い。

〔全建総連〕 八七年五月一九〜二〇日、全国建設労働組合総連合（全建総連）は、「建設労働者・職人の賃金引き上げ、労働条件改善に関する要望書」のなかで、「違法な外国人労働者の現場就労を防止するとともに、それをおこなう不正・不良業者は排除すること」をかかげている。建設業界における不法就労外国人労働者増加の背景には、日本の建設産業における重層的な元請・下請関係のもとでの低賃金労働の残存、および建設労働という職場環境から規定される相対的に悪い労働条件が労働力不足現象を生みだし、それはいわゆる建設ブームと呼ばれる業界の状況によってさらに拡大されつつあるという現実がある。全建総連の「外国人労働力導入原則反対」の背後には、安い外国人労働力が大量に導入されれば、そうでなくとも低賃金・劣悪な労働条件はますます悪化することにならざるをえないという国内労働者の危惧がある。

〔造船重機労連〕 造船重機労連は、八八年二月二四日、「構造不況にあえぐ企業が安い労働力として外国人労働者を雇い入れること」にたいする恐れを表明し、「外国人労働者の導入に断固反対する態度」を表明している。その後、八九年二月二日には、「外国人労働者の受け入れ判断基準」を決めている。そこでは「①一般技能系労働者の受け入れは、公正労働基準を乱し、技能系の職場を失い、また造船業の基幹産業への再生を妨げるので、認められない。②研修生などについては、労使事前協議で対応する。③外国人労働者の不法就労は、絶対認められない。④外国人労働者の受け入れには、後世に禍根を残すことのない政策判断が求められている。⑤企業から受け入れの提案があった場合は、事前に労連本部へ報告する」（以

上、要旨）などを指摘している。

〔全日本海員組合〕 全日本海員組合は、八八年一二月、「船員コスト削減を目的とした外国人船員の導入は、失業船員の数を増加させ、また安全輸送にも重大な影響を及ぼすものであり、断固反対する」という姿勢を表明した。

ここにかかげたいくつかの労働組合の外国人労働者の受け入れにたいする立場は、構造不況業種、不法就労外国人をかかえる好況業種、正規の外国人労働力受け入れに直面する業種というように、それぞれの状況のちがいはあるが、「断固反対」という点では共通している。そこには、安い外国人労働力の導入は国内労働者の職場を奪い、したがって失業の増加をもたらし、国内労働者の低賃金・劣悪な労働条件を維持し、さらにはよりいっそう悪化させることになるという共通意識がある。

##### (5) 支援団体など

フィリピンをはじめとするアジア諸国から日本国内に導入された女性労働者は、「売春の強要」「監禁生活」「賃金不払い」などのさまざまな人権無視の労働・生活を強いられている。このことは、とくに八〇年代以降、社会問題としてとりあげられ、一般に「じゃばゆきさん」問題といわれている。だが、これらの不法就労外国人労働者が、特定の職種に限定された女性労働者から男性労働者へと拡大し、また就労先も風俗産業から建設・土木、製造業一般からサービス産業へと拡大するにしたがって、「じゃばゆきさん」というひとつの社会問題は外国人労働者問題、さらに国内労働市場の開放問題へと転換した。



こうした問題の広がりに対応して、不法就労であるがゆえに放置されているアジア人労働者にたいする人権擁護・救済活動もさまざまな形態で発展してきている。

「女性の家・HELP」 「滞日・アジア女性と連帯する会」(梶川宏代表)がフィリピン、タイなどのアジア人女性の救済・援助を目的として設立されたのは一九八三年四月であった。その後、同じ趣旨のもとに八六年四月には「アジア女性の駆け込みセンター」として「女性の家・HELP (House in Emergency of Love and Peace)」が日本キリスト教矯風会によって開設された。開設から八八年末までにHELPに駆け込んだアジアの女性は、一四カ国、四〇〇人余りにのぼり、とくに八八年一年間に駆け込んだタイ人女性は一四四人に増加している。

「カラバオの会」 横浜の寿町に「寿外国人出稼ぎ労働者と連帯する会」(通称「カラバオの会」)が発足したのは、八七年五月一七日である。以降、同会は、おもにフィリピンからの不法就労男子労働者による賃金不払い相談、労働災害や生活相談などの救済活動などを経て、翌八八年七月一七日には、「アジアからの出稼ぎ外国人労働者の合法化」をふくむ、政府にたいする六つの要求を決めている。

〔六つの要求(要旨)〕

- 一、「単純労働者」を含むすべての外国人労働者の合法的受け入れとそのための法制度の整備
- 二、すべての在留外国人労働者に「特別在留」を認めること
- 三、外国人労働者のための公共職業紹介機関の設置、職業選択の自由の保証
- 四、医療、労働、生活相談の窓口の設置
- 五、日本語習得のための、無料の学習の場を提供すること

六、労働者の権利に関わるすべての法の適用と、その実施の保証

「アジア人労働者問題懇談会」 外国人労働者が働き、生活している地域では、地域労働組合や市民グループによる支援活動が発展してきている。たとえば、東京の総評全国一般南部支部や大阪の総評東地域合同労組「ユニオンひごろ」などの電話による労働相談、大田生活・労働センターによるパキスタン人労働者にたいする無料医療相談、八八年六月に大阪で結成された「アジアからの出稼ぎ労働者を支える会・アジアフレンド」などの援助・救済活動は一般にも知られている。

全国にあるこうした救援組織の約四〇団体が参加している連絡組織が「アジア人労働者問題懇談会」である。この会は、八八年七月には、常時携帯できるパスポート大の英文の『アジア人労働者手帳』(The Asian Workers Handbook)を発行している。

4 その他の動き

(1) 国民意識の状況

総理府は、八八年二月、『外国人の入国と在留に関する世論調査』を実施している。以下、調査概要をもとに、いくつかの項目についてみることにしたい。

「不法就労」の賛否については、「良くない」が三九・四%、「良くないがやむを得ない」が四五・四%である。日本人が就きたがら



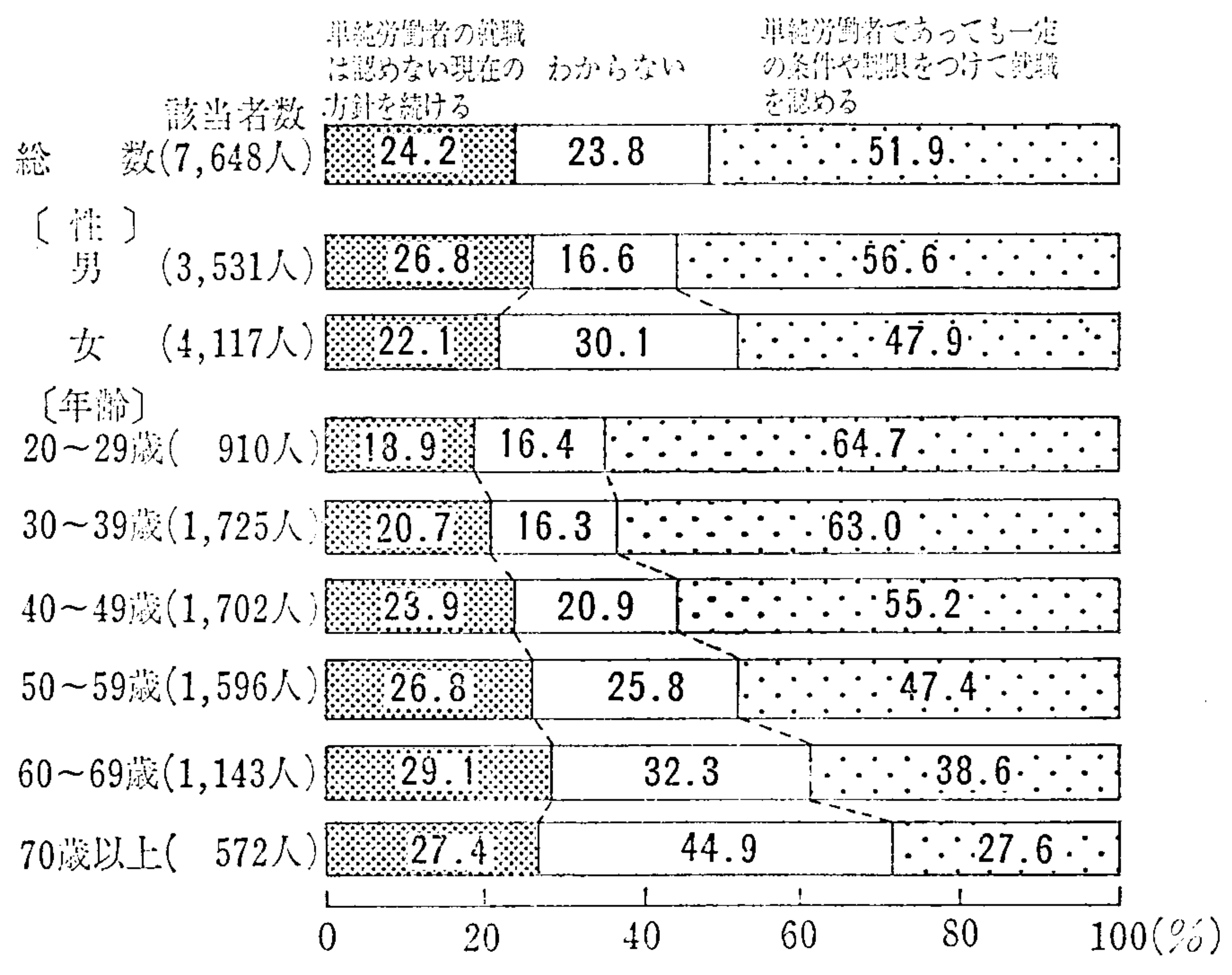
ない職業への就労については、「外国人に押しつけるのはよくない」が二七・六%であるのにたいし、「本人が就きたがっている場合はほとんど就いてもらうのがよい」が三四・七%、「良くないことだがやむを得ない」が二五・二%であり、後者を合わせて約六割の人がなんらかの意味で外国人の就労に肯定的であることがわかる。

「単純労働者」の受け入れについては、「一定の条件や制限をつけて就職を認める」が五一・九%と過半数を占めているにたいし、「就職は認めない現在の方針をつづける」は二四・二%である。優れた能力・技術者の入国については、「就職を歓迎すべきだ」は五三・三%であるが、「慎重に対応すべきだ」が三六・六%となっている。一般に外国人が国内で就職することについては、「認めるべきでない」は八・一%ときわめて少ないが、「認めるべき」職業範囲との関連では、「必要ならば職業の区別なく」が三五・一%、「一定水準以上の知識・能力を持っている者」が二六・一%、「外国人にしかできないような職業に限って」が一九・七%である。

調査概要には、もちろんこれらの項目についての性別・年齢別・学歴別・職業別調査結果が示されているが、外国人労働者の国内での就労を肯定しようという意識状況が反映されているということが出来る。とくに「単純労働者」の就職を「条件つき、制限つき」ではあるが認める人が、若い世代で多数派（二〇代の六四・七%、三〇代の六三・〇%）であることは注目し値する（第2図参照）。

化学エネルギー労協（本田廣市議長）がおこなった組合員意識調査のなかの「外国人労働者受け入れでの職種別の意識」によれば、全体では「賛成」と「やむをえない」の合計が五七%、「受け入れ反対」は二〇%であるのにたいして、現業男性では受け入れ派三九

第2図 単純労働者の入国



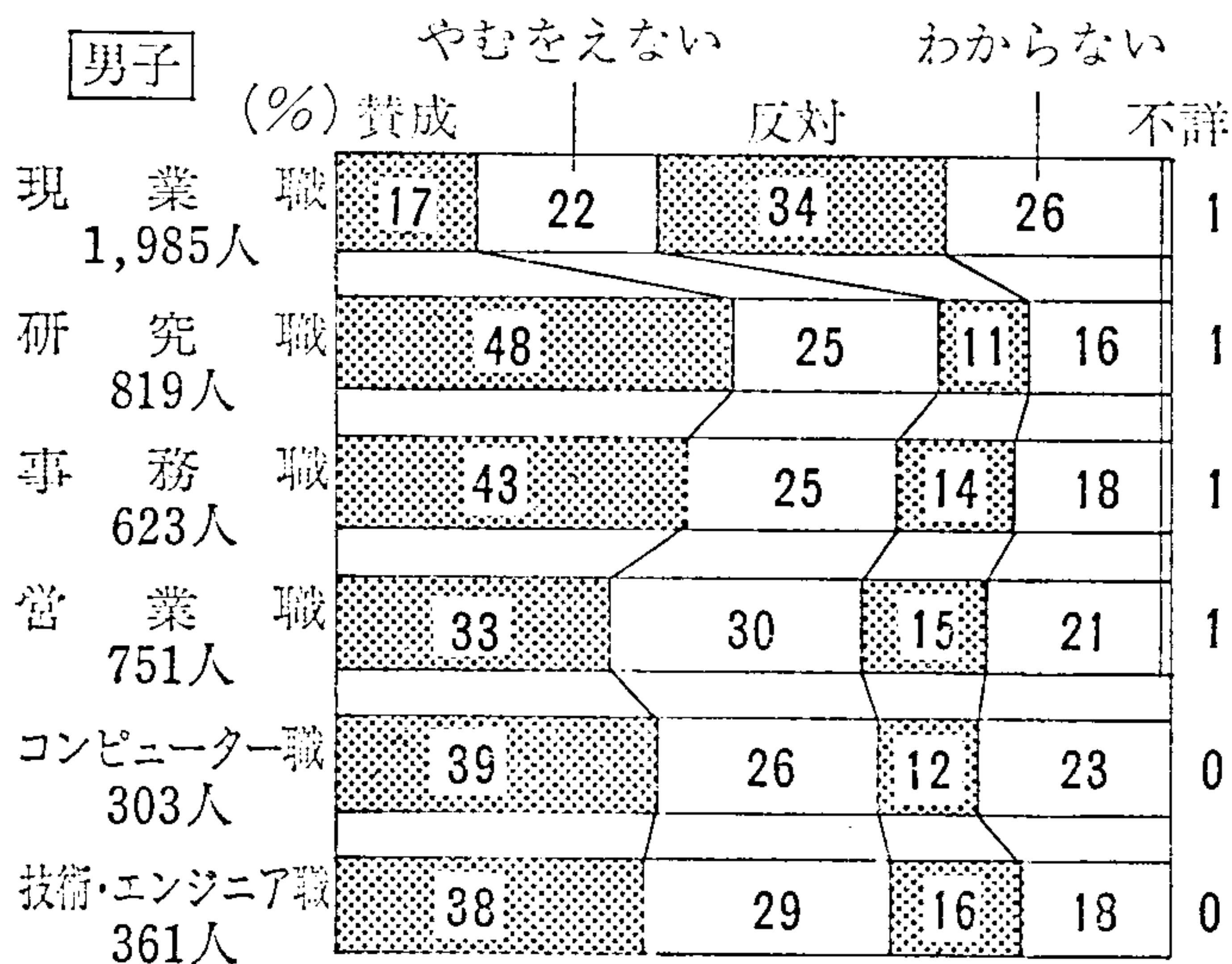
〔備考〕 総理府世論調査報告概要「外国人の入国と在留に関する世論調査」p.20.「調査」は、全国20歳以上の者1万人を対象にして、1988年2月10~23日に実施され、7月10日付で発表された。

(2) 地方自治体の提言

在日外国人居住者の増加とともに地域社会の国際化がすすむなかで、東京や神奈川をはじめとして、国籍の制限条項を撤廃して外国人を地方公務員に採用する動きは急速に拡大されつつある。たとえ



第3図 外国人労働者受け入れでの職種別の意識



〔備考〕1) 小数点以下4捨5入のため合計で100をこえているところがある。  
 2) 化学エネルギー労協「組合員意識調査」(1988年12月12日付『朝日新聞』より)

ば神奈川県では、八八年度の職員採用試験から、日本国籍を必要としない職種をそれまでの七職種から六一職種へと拡大した。  
 東京都では、八八年五月には外国人住民向けに英文の手引書を発行し、七月には外国人相談所を開設している。  
 同時に、自治体の国際化政策が問われている今日、東京と神奈川のそれぞれの研究会報告には、今日の外国人労働者問題にたいする自治体側の積極的な姿勢が示されている。  
 神奈川県の報告書では、不法就労の単純労働に従事する出稼ぎ外国人労働者を中心に、彼らが増加した背景や地域における実態を明らかにしている。また、これらの外国人労働者の就労を否定的にと

らえる見解を批判し、結論として、つぎのような四つの提言をまとめ、それぞれについての理由をのべている。

〔外国人労働者に関する提言——神奈川県〕

- 一、外国人労働者受け入れの見直しにあたっては、職種による制限を設けない「入管法」の改正が望ましい
- 二、外国人労働者の受け入れを段階的に緩和していく方向が望ましい
- 三、現在、事実上無権利状態に置かれている出稼ぎ外国人労働者に対して、人権擁護の見地から対策を講じる必要がある
- 四、出稼ぎ外国人労働者問題の根底には、同質社会を維持することの是非が問われていることを認識する必要がある

東京都の報告書では、「単純労働力の受け入れ」に関して、この問題の焦点は、非人間的な就労実態にあり、取り締まって強制送還をくり返しても問題は解決しないこと、また、経済格差があるかぎり流入阻止は不可能であるとして、これらの労働力の「秩序ある受け入れに進む体制の整備が必要である」と指摘している。

\*

以上、一九八〇年代を中心とする日本の外国人労働者問題の状況および受け入れのあり方をめぐる動向を概観した。外国人労働者問題は、日本の将来にわたっての国際化のあり方を問うものである。いいかえれば、それによって一般に「人的鎖国体制」「同質化社会」ともいわれている日本の戦後社会体制のあり方が問われているのである、その意味で、現在はひとつの歴史的転換期にあるといえることができる。外国人労働者問題は広範にわたり、複雑であるがゆえに安易な対応策は避けられるべきであるが、他方、早急な対策を迫る多くの課題が提起されていることも事実である。



今後、わが国がどのような国際化社会をめざしていくべきであるのかという点を基軸にして、外国人労働者の就労にともなう諸問題を考察していく必要があると思われる。

【参考資料】 ①『週刊労働ニュース』、②『外国人の就職・雇用Q&A』、

『外国人労働者問題への対応』（法務省入管局編、一九八八年）、③『国際人流』（入管協会）、④『我が国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査』（経済企画庁、一九八八年）、⑤五野井博明『出稼ぎ外人残酷物語』（エール出版社、一九八九年）、⑥『今後における外国人労働者受入れの方向』、『外国人労働者問題に関する調査検討のための懇談会』における意見の整理について（労働省職業安定局、一九八八年）、⑦『昭和六三年版海外労働白書』（日本労働協会、一九八八年）、⑧『欧州元・下請関係等調査報告』（日建連）、⑨『雇用対策基本計画（第六次）』（労働省編）、⑩『国民生活の国際化』（経済企画庁）、⑪『外国人の受け入れに関する調査』、『外国人労働者の受入れ問題に関する中間意見について』（東商）、⑫『労働問題研究委員会報告』（日経連、一九八九年）、⑬『外国人労働者受け入れの提言』（二一世紀経済基盤開発国民会議）、⑭『外国人労働者問題への対応について』（連合）、⑮『八八年版総評政策集』、⑯大島静子／C・フランス『HELPから見た日本』（朝日新聞社、一九八八年）、⑰『外国人労働者の合法化にむけて』（「カラバオの会」編）、⑱『外国人の入国と在留に関する世論調査』（総理府、一九八八年）、⑲『地球化時代の自治体』（神奈川県自治総合研究センター、一九八八年）、⑳『世界に開かれた都市の形成へ向けて』（東京都企画審議室、一九八八年）

第一部 労働経済と労働者生活



# I 労働経済の動向

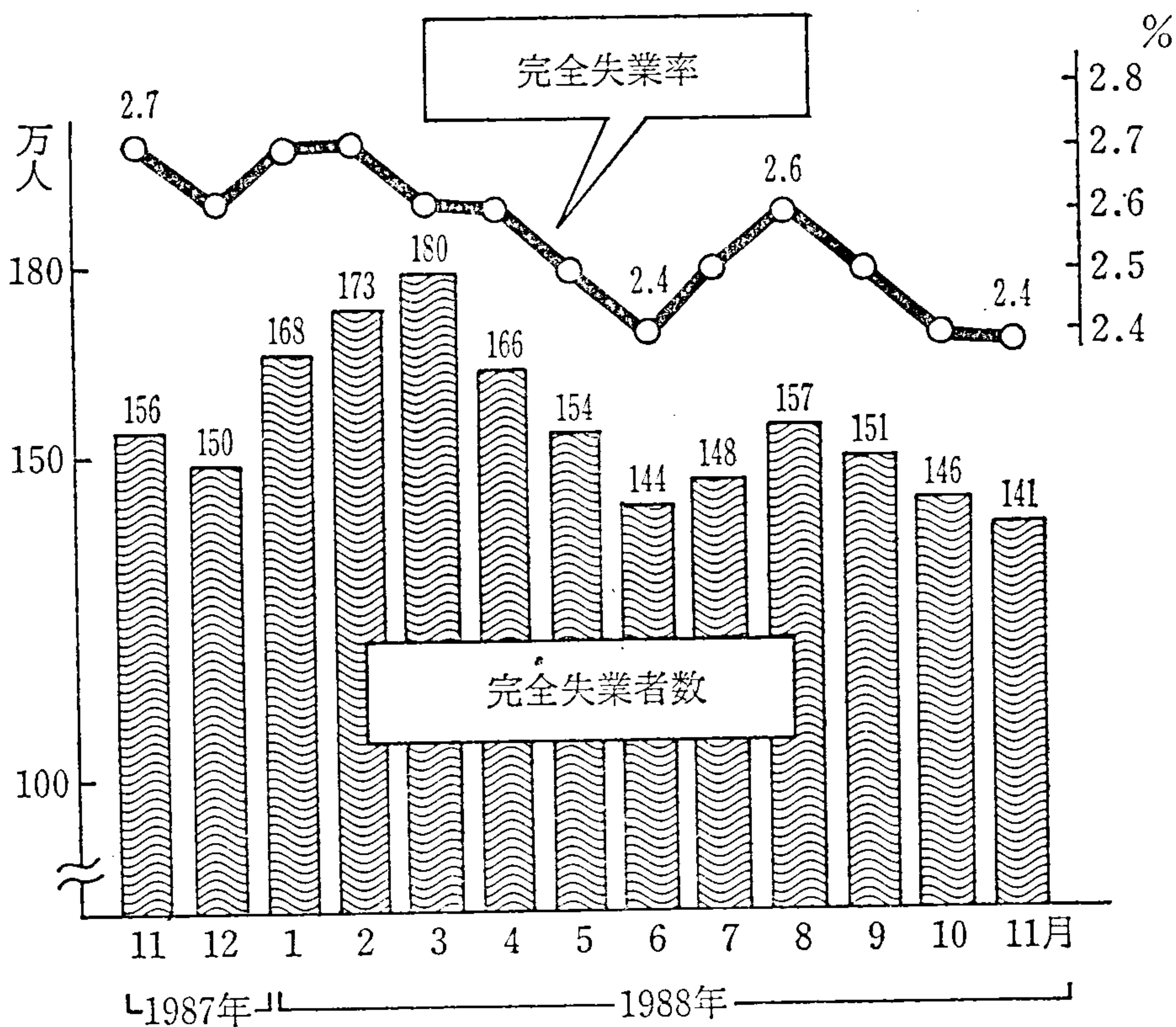
「いざなぎ景気」以来の好景気

求人倍率毎月上昇、失業率も減少

雇用者人口、110万人の大幅増

総実労働時間、短縮されず

完全失業者と失業率の推移



〔出所〕 総務庁統計局「労働力調査」

概況

☆ 実質経済成長率は、八六年に落ち込んだものの、八七年には四・五％に回復し、八八年に入ってから設備投資の拡大や、堅調な個人消費などの内需拡大によって五・七％となり、六〇年代の「いざなぎ景気」以来の好景気となった。

☆ 有効求人倍率は毎月上昇し、六月には七四年以来はじめて一倍をこえ、求人超過基調で推移し、八八年平均で一・〇一倍となった。完全失業者も、八八年には減少に転じ、前年より一八万人減の一五五万人となり、失業率二・五％と低下した。

☆ 八八年の労働力人口は六一六六万人で前年より八二万人増加し、増加率一・三％であった。就業人口は、前年比一〇〇万人増の六〇一一万人で、一・七％の大幅増加となった。就業人口を、自営業主、家族従業者、雇用者という従業上の地位別にみると、前二者が減少したのにたいし、雇用者は一一〇万人の大幅増となった。

☆ 八八年の名目賃金の水準は、調査産業計で月平均三四万一一六〇円で、対前年上昇率は三・八％であった。実質賃金は八五年を一〇〇とした賃金指数によってみると、調査産業計で一〇七・九、対前年比三・三％の増加となった。

☆ 八八年の月平均総実労働時間は、調査産業計で一七五・九時間であった。所定労働時間は一六〇・二時間で、前年より〇・九時間の減にたいし、逆に所定外時間が一五・七時間とその分ふえたため、総実労働時間は前年と同じ水準となった。製造業では、総実労働時間は前年より二時間の増加であった。

概況

## Ⅱ 景気動向と労働力需給

### 高度成長期以来の好景気に突入

日本経済は、八六年末を底にして八七年に入ると上昇に転じ、外需が減少するなかで内需を中心として急速な景気拡大を示した。八七年に入ってから堅調な個人消費と住宅投資の増加などにより内需が拡大し、実質経済成長率は四・五％と景気回復軌道にのり、八八年になると個人消費と設備投資を中心に拡大をつづけ、実質経済成長率五・七％と高度経済成長期の「いざなぎ景気」以来といわれる好景気となった。

各需要項目別の推移をみると、八五年秋以降、急激な円高によって減少をみせた輸出は八七年に再び増加に転じ、八八年には対前年比七・九％増となった。一方、輸入も国内景気の拡大のため増加をつづけ、八七年八・七％増、八八年には二一・二％増と大幅な伸びをみせた。

これにたいして国内需要は物価の安定や外国製品の価格低下もあり、堅調に増加をつづけた。民間住宅投資は、八七年に二二・二％増と高い伸びを示したが、八八年にはいると一三・四％増とその伸びが鈍化した。かわって民間設備投資が内需拡大を背景に急激な回復の動きをみせ、八七年の対前年比八・〇％から八八年には一五・



九%となった。また、民間最終消費支出も八七年四・二%増、八八年五・〇%増と堅調に推移した。

景気拡大にともない、鉱工業生産指数も、八六年の対前年比〇・二%減、八七年の三・四%増から八八年には九・四%という大幅な増加を記録した。

また、八八年の企業収益を、大蔵省「法人企業統計季報」でみると、非製造業では個人消費など内需が堅調であることによって高い伸びを示し、製造業でも化学、窯業・土石など内需型業種で高水準である一方、鉄鋼、機械などの輸出型業種でもいちじるしい回復をみせた。

### ■ 一般職業紹介状況、求人超過に転じる

新規学卒を除く一般の労働力需給を労働省「職業安定業務統計」の有効求人倍率でみると、景気拡大を反映して、八七年の〇・七〇倍から八八年に入ってもひきつづき毎月上昇し、八八年六月には七四年以来はじめて一倍をこえ求人超過基調で推移し、八八年平均で一・〇一倍となった。

八六年に〇・九一倍と落ち込んだ新規求人倍率も、八七年には再び一・〇八倍と求人超過に転じ、八八年には一・五三倍と非常に高い水準となった(第6表)。

### ■ 技能労働者需給状況、好況を反映して不足数増加

労働省「技能労働者需給状況調査」によると、八七年一月現在の技能労働者の不足数は一〇三万人で、好景気を反映して五二万人の不足数が増加した。在職技能労働者(一七二二万二〇〇〇人)にた

第6表 一般職業紹介状況<sup>1)2)</sup>

年 月	新求人 規数 (A)	新求職者 規数 (B)	新規求人 倍率 (A/B)	有求人 人数 (C)	有効求職者 人数 (D)	有効求人 倍率 (C/D)	就職件数 (E)	充足率 (E)/(C)
	千人	千件	倍	千人	千人	倍	千人	%
1980年平均	390	364	1.09	1,128	1,507	0.75	119	10.50
1985年平均	401	412	0.97	1,161	1,707	0.68	130	11.20
1986年平均	381	420	0.91	1,086	1,740	0.62	128	11.80
1987年平均	437	403	1.08	1,197	1,719	0.70	132	11.03
1988年平均	559	365	1.53	1,539	1,523	1.01	135	8.77

【備考】 1) 学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。  
2) 労働省「職業安定業務統計」による。

いする不足率は六・一%で、前年の四・二%を一・九ポイント上回った。  
技能労働者の不足率は企業規模が小さいほど高い。事業所規模別では、一〇〇人以上規模一・六%、五〇〇~九九九人規模二・二%、三〇〇~四九九人規模三・一%と不足率が低いのにたいして、三〇~九九九人規模では六・九%、五~二九人規模では九・三%と高くなる。不足数の九一・〇%が二九九人以下の中小規模事業所によるものである。  
産業別にみた技能労働者の不足率は、建設業一三・五%、サービス業九・一%、製造業五・二%、卸・小売業四・六%で相対的に高くなっている。



■ 新規学卒者の需給状況、高卒求人も好転

八八年三月の新規学卒者にたいする求人倍率は、「職業安定業務統計」によれば、高校卒の場合一・六一倍であった。八七年には、一・五三倍であったことから、八八年は〇・〇八ポイント前年を上回った。八六年、八七年と二年連続して低下した高校卒の求人倍率も景気拡大を反映して改善した。

大卒者への求人倍率は不明であるが、就職者数および卒業生にたいする就職者の比率を文部省「学校基本調査」によってみると、短大・大学の合計で八八年三月卒の場合、就職者が四四万七〇〇〇人、就職率が八〇・〇％であり、景気拡大によって八七年の大卒者の就職状況は非常に好調であった。ちなみに、八八年三月の中学卒の就職者数は六万二〇〇〇人で就職率は三・〇％であり、高校卒の就職者数は五七万五〇〇〇人、就職率は三四・八％であった。

八八年の新規学卒者の就職先の産業別構成は、中学卒で第二次産業五四・九％、第三次産業四〇・九％、高校卒で第二次産業三八・四％、第三次産業五九・九％、大学・短大卒で第二次産業三一・四％、第三次産業六七・七％となり、高学歴層ほど第三次産業の比重が高くなっている。

■ 入・離職率の推移、入職超過へ転じる

労働省「雇用動向調査」によって労働者の移動状況をみると、八八年前期の上職者数は二八二万八〇〇〇人であり、前年同期よりも一二・八％増加した。入職者数は八六年、八七年と減少したが、八八年に大きく増加に転じた。

パートタイム労働者以外の一般労働者の入職者は二三五万二〇〇〇人(前年同期比一三・四％増)で全体の八三・二％を占め、パートタイム労働者は四七万六〇〇〇人(前年同期比九・八％増)で全体の一六・八％を占めた。入職者に占めるパートタイム労働者の割合は、景気拡大により一般労働者の入職が増加したため、前年同期の一七・三％より低下した。

一方、八八年前期の離職者数は二一八万九〇〇〇人で、前年同期より二・三％増加した。一般労働者の離職者は一七八万人で全体の八一・三％であり、パートタイム労働者は四〇万八〇〇〇人で一八・七％であった。この結果、入職者のうちから転職入職者を差し引き離職者を加えた労働移動者数は、八八年前期には前年同期よりも四・六％増加し、三六九万二〇〇〇人となった。

労働省「毎月勤労統計」によって常用労働者の年間の入職と離職の状況をみると、八八年の常用労働者の入職率は一・七四％、離職率は一・六三％となった。入職率は前年を〇・二一ポイント上回り、離職率も前年を〇・〇五ポイント上回った。製造業では、入職率は一・四八％で前年を〇・二三ポイント上回り、離職率は一・四二％で〇・〇三ポイント上回り、その結果、八六年、八七年と二年つづいた離職超過から〇・一一％の入職超過へと転じることとなった。

■ 常用雇用指数、運輸・通信以外の全産業で増加

労働省「毎月勤労統計調査」によって、非農林業の常用雇用の水準を八五年を一〇〇とした常用雇用指数によってみると(第7表)、八八年の常用雇用指数は一〇三・五で、八八年の常用雇用の伸びは



第7表 産業別常用雇用指数

(1985年平均=100) (事業所規模30人以上)

年 月	調査 産業計	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	運 送 通信業	卸売・小 売店	金 融 保 険 業	不動産業	サービス業
1984年平均	98.2	104.6	102.9	97.6	101.4	100.1	98.2	101.1	96.2	96.2
1985年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1986年平均	101.4	93.4	99.5	101.2	100.6	98.8	102.4	100.4	102.2	103.2
1987年平均	102.0	87.3	101.9	99.7	101.0	96.0	105.9	103.5	106.8	105.9
1988年平均	103.5	81.4	104.2	100.3	100.5	95.8	108.6	104.5	111.7	109.1

【備考】 1) 常用雇用指数は毎年中間補正がおこなわれる。  
2) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第8表 労働力状況<sup>1)</sup>

年 月	満 15 歳 以上人口	労働力 人口	従業上の地位別就業者数					完全失業者	失業率 <sup>2)</sup>	非労働力 人口	労働力率 <sup>3)</sup>	雇用者比率 <sup>4)</sup>
			全 産 業									
			総 数	自営業主	家族従業者	雇 用 者						
1980年平均	万人 8,932	万人 5,650	万人 5,536	万人 951	万人 603	万人 3,971	万人 114	% 2.0	万人 3,249	% 63.3	% 71.7	
1985年平均	万人 9,465	万人 5,963	万人 5,807	万人 916	万人 559	万人 4,313	万人 156	% 2.6	万人 3,450	% 63.0	% 74.3	
1986年平均	万人 9,587	万人 6,020	万人 5,853	万人 912	万人 546	万人 4,379	万人 167	% 2.8	万人 3,513	% 62.8	% 74.8	
1987年平均	万人 9,720	万人 6,084	万人 5,911	万人 915	万人 549	万人 4,428	万人 173	% 2.8	万人 3,584	% 62.6	% 74.9	
1988年平均	万人 9,849	万人 6,166	万人 6,011	万人 910	万人 543	万人 4,538	万人 155	% 2.5	万人 3,635	% 62.6	% 75.5	

【備考】 1) 総務庁統計局「労働力調査」による。  
2) 失業率=完全失業者/労働力人口  
3) 労働力率=労働力人口/満15歳以上人口  
4) 雇用者比率=雇用者数/就業者数

一・五ポイント増加した。八八年の常用雇用指数を産業別にみると、製造業では一〇〇・三、サービス業一〇九・一、卸・小売業・飲食店一〇八・六、建設業一〇四・二、運輸・通信業九五・八となり、景気拡大を反映してほとんどの産業で増加しているが、運輸・通信業では八六年以来減少が続いている。

完全失業者、一八万人減少の二・五％へ

完全失業者数は、総務庁「労働力調査」によれば、円高による製造業の業況停滞のため八六年に一六七万人、八七年には一七三万人と増加したが、八八年には一五五万人と前年より一八万人減少した(第8表)。完全失業率も八七年の二・八％から八八年には二・五％へと低下した。

八八年の完全失業者数を男女別にみると、男子は九一万人で、前年を一三万人下回った。女子の完全失業者数は六四万人で、前年を五万人下回った。完全失業率は男子が前年を〇・三ポイント下回って二・五％、女子は前年を〇・二ポイント下回って二・六％となった。

雇用保険の諸指標、受給者実人員五六万五〇〇〇人へと減少

雇用保険制度による受給資格決定者数は、八八年に一三万件と前年より一万七〇〇〇件減少し、受給者実人員も八七年の六七万二〇〇〇人から五六万五〇〇〇人へと減少した(第9表)。

また、基本手当受給者をふくめた被保険者に占める基本手当受給者の割合である基本受給率は、前年の二・四％から二・〇％へと低下した。

第9表 雇用保険業務取扱状況

年	雇 用 保 険		
	受給資格決定者数	受給者実人員	基本受給率
	千件	千人	％
1970年平均	144	496	2.3
1975年平均	188	871	3.2
1980年平均	125	648	2.6
1985年平均	148	639	2.3
1986年平均	153	660	2.4
1987年平均	147	672	2.4
1988年平均	130	565	2.0

〔備考〕 労働省『雇用保険事業月報』による。

2 就業・雇用構造

労働力人口、八二万人増の六一六六万人

総務庁「労働力調査」によれば、労働力人口は、八七年に六〇八四万人であったが、八八年には六一六六万人で前年より八二万人増



加した。対前年増加率は、八七年一・一%、八八年一・三%であった(第8表)。

生産年齢人口は八七年が九七二〇万人、八八年が九八四九万人であり、その結果、生産年齢人口に占める労働力人口の割合である労働力率は、八四年から連続して減少し、八七年には六二・六%と前年を〇・二ポイント下回ったが、八八年には前年と同率の六二・六%にとどまった(第8表)。

労働力人口の増勢は、八〇年代冒頭の六〇万人前後の増加から、八四年の三八万人、八五年の三六万人といくぶん鈍化し、八六年と八七年には再び六〇万人前後の増勢に回復し、八八年にはさらに上回る八〇万人台の増加となった。

八八年の労働力人口を男女別にみると、男子労働力人口は三六九三万人で、前年よりも三八万人増加した。対前年増加率は一・〇%であった。女子の労働力人口は二四七三万人で、四四万人増加した。対前年増加率は一・八%であった。女子の労働力参加傾向が男子を上回るという最近の傾向が八八年にもひきつづきみられる。八八年の男女別の労働力率は、男子七七・八%、女子四八・九%である。

#### ■ 就業人口、前年比一〇〇万人増の六〇一一万人

就業人口は、八七年には五九一一万人で前年より五八万人の増加であったが、八八年には六〇一一万人で前年よりも一〇〇万人という大幅な増加となった(第8表)。対前年増加率は、八七年が一・〇%、八八年が一・七%であった。

八八年の就業人口を男女別にみると、男子就業人口は八七年の三

五五一人から八八年の三六〇二万人となり、前年より五一万人増加し、対前年増加率は一・四%であった。女子の就業人口は八七年の二三六〇万人から八八年の二四〇八万人となり、前年より四八万人増加し、対前年増加率は二・〇%であった。

八八年には男女ともに大幅な就業人口の増加がみられるとともに、労働力人口の場合と同様に、就業人口においても、女子の増勢が男子を上回るという最近の傾向が八八年においても継続していることがわかる。

#### ■ 就業構造、第二次産業二年ぶりに増加

八八年の就業人口を、第一次産業、第二次産業、第三次産業の産業部門別にみると、第一次産業は四七四万人(全体の七・九%、以下同じ)、第二次産業は二〇二二万人(三三・八%)、第三次産業は三四八七万人(五八・三%)であった(第10表)。前年とくらべると、第一次産業が一五万人(対前年比マイナス三・一%)減少し、八六年、八七年と減少した第二次産業は八八年には五六万人(二・八%)の増加に転じ、第三次産業も五五万人(一・六%)増加した。

第一次産業は、年々減少をつづけているが、第二次産業は八〇年代にはいったの年平均一%程度の増加から転じて、八六年、八七年と二年連続して減少したが、八八年にはいった再び増加に転じたわけである。第三次産業は、八〇年代を通してほぼ平均して五〇万人前後の着実な増加を継続している。

#### ■ 就業者の従業上の地位別構成、雇用者大幅に増加

八八年の就業人口を、自営業主、家族従業者、雇用者という従業

上の地位別にみると、自営業主は九一〇万人(全体の二五・一%)、家族従業者は五四三万人(九・〇%)、雇用者は四五三八万人(七五・五%)であった。前年とくらべると自営業主は五万人の減(〇・五%)、家族従業者は六万人減(一・一%)、雇用者は一一〇万人の増(二・五%)と、自営業主、家族従業者が減少したのたいてして、雇用者の大幅な増加がみられる(第8表)。

これを非農林業部門についてみると、非農林業就業者五五七六万人のうち、自営業主は七〇四万人(非農林業全体の二二・六%)、家族

従業者は三四四万人(六・二%)、雇用者は四五〇七万人(八〇・八%)であった(第11表)。前年とくらべると、自営業主は一万人の増(対前年比〇・一%)、家族従業者は同じく一万人の増(〇・三%)、雇用者は一〇八万人の増(二・五%)となった。

このため、就業者に占める雇用者の割合である雇用者比率は、前年を〇・六ポイント上回って七五・五%となった。雇用者比率の上昇という傾向は、景気後退のため八六年に自営業者が増加に転じ、さらに八七年には家族従業者も増加に転じたものの、八八年には再

第10表 第1次・第2次・第3次産業別就業者数<sup>1)</sup>

(年平均) (単位:万人)

年	第1次産業 <sup>2)</sup>			第2次産業 <sup>3)</sup>			第3次産業 <sup>4)</sup>			構 成 比 (%)			
	実数	対前年増減	増減率	実数	対前年増減	増減率	実数	対前年増減	増減率	総数	第1次産業 <sup>2)</sup>	第2次産業 <sup>3)</sup>	第3次産業 <sup>4)</sup>
1980	577	-36	-5.9	1,926	+45	+2.4	3,033	+48	+1.6	100.0	10.4	34.8	54.8
1981	557	-20	-3.5	1,939	+13	+0.7	3,085	+52	+1.7	100.0	10.0	34.7	55.3
1982	548	-9	-1.6	1,931	-8	-0.4	3,159	+74	+2.4	100.0	9.7	34.2	56.0
1983	531	-17	-3.1	1,957	+26	+1.3	3,245	+86	+2.7	100.0	9.3	34.1	56.6
1984	512	-19	-3.6	1,973	+16	+0.8	3,261	+16	+0.5	100.0	8.9	34.3	56.8
1985	509	-3	-0.6	1,992	+19	+1.0	3,306	+45	+1.4	100.0	8.8	34.3	56.9
1986	495	-14	-2.8	1,986	-6	-0.3	3,372	+66	+2.0	100.0	8.5	33.9	57.6
1987	489	-6	-1.2	1,966	-20	-1.0	3,432	+60	+1.8	100.0	8.2	33.3	58.1
1988	474	-15	-3.1	2,022	+56	+2.8	3,487	+55	+1.6	100.0	7.9	33.8	58.3

【備考】 1) 総務庁統計局『労働力調査』による。  
 2) 第1次産業：農業，林業，狩猟業，漁業水産養殖業  
 3) 第2次産業：鉱業，建設業，製造業  
 4) 第3次産業：上記以外の産業



第11表 非農林業就業者の従業上の地位別構成

従業上の地位別 単位 (非農林業)	非 農 林 業					
	総 数	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者		
				総 数	常 雇	臨時・日雇
1980年	5,004	698	354	3,941	3,567	375
1985	5,343	698	341	4,285	3,847	437
1986	5,403	699	338	4,350	3,913	437
1987	5,465	703	343	4,399	3,944	455
1988	5,576	704	344	4,507	4,032	475

- 〔備考〕 1) 従業上の地位の区分は、つぎのようになっている。  
「自営業主」—個人経営の事業を営んでいる者。  
「家族従業者」—自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。  
「雇用者」—会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家族などに雇われて給料・賃金を得ている者、および会社団体の役員。  
「常雇」—雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。  
「臨時」—1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。  
「日雇」—日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
- 2) 総務庁統計局『労働力調査』による。

び自営業主、家族従業者の減少と雇用者の増加という七〇年代末以降一貫してつづいている傾向にもどった。

■ 雇用者の産業別構成、製造業も三〇万人増加

八八年の非農林業雇用者の産業別構成をみると(第12表)、円高による不況のため八六年、八七年と減少をつづけた製造業は一二四五万人で前年よりも三〇万人の増加(対前年比二・五%)に転じた。

製造業以外では、サービス業が一〇三四万人で前年より二六万人増(二・六%)、卸小売・飲食店が九九〇万人で前年より二八万人増(二・九%)、建設業が四三六万人で二四万人増(五・八%)、電気・ガス・水道・熱供給業は三六二万人で二万人増(〇・六%)となった。

### 3 賃金と労働時間

■ 名目賃金、月平均三四万一一六〇円

八八年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額によれば、調査産業計で月平均三四万一一六〇円、製造業で三一万八六三円であった。対前年上昇率は調査産業計で三・八%、製造業で四・五%となった(第13表)。名目賃金の上昇率は、八七年には調査産業計で一・九%、製造業で一・七%と低水準にとど

第12表 雇用者の産業別推移（非農林業）

年	建設業	製造業	電気ガス熱供給・水道業， 運輸通信業	卸売・小売業， 飲食店	サービス業
1970年	305万人	1,144万人	340万人	610万人	558万人
1975	377	1,138	346	711	659
1980	427	1,135	362	825	788
1985	414	1,235	357	912	940
1986	415	1,229	364	938	969
1987	412	1,215	360	962	1,008
1988	436	1,245	362	990	1,034

〔備考〕 総務庁統計局『労働力調査』による。

第13表 名目賃金および実質賃金指数の推移

（現金給与総額 1985年=100）（規模30人以上）

年 月	調査産業計				製造業計			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1975年平均	56.9	14.8	89.3	2.7	55.2	11.5	86.1	△ 0.3
1980年平均	83.3	6.3	95.3	△ 1.6	82.2	7.5	94.1	△ 0.4
1985年平均	100.0	2.8	100.0	0.7	100.0	3.1	100.0	1.0
1986年平均	102.7	2.7	102.3	2.3	101.5	1.5	101.1	1.1
1987年平均	104.7	1.9	104.5	2.2	103.2	1.7	103.0	1.9
1988年平均	108.7	3.8	107.9	3.4	107.8	4.5	107.1	4.1

〔備考〕 1) 1985年に調査対象事業所の抽出替えをおこない、指数を過去にさかのぼって改訂した。  
2) 労働省『毎月勤労統計調査』による。

第14表 産業別平均月間現金給与支給額

（規模30人以上）

産業別	年 別	1970年	1975年	1980年	1985年	1988年
調査産業計		75,670	177,213	263,386	317,091	341,160(107.1)
鉱業		79,209	197,301	281,478	342,339	344,329(108.1)
建設業		71,727	158,045	251,579	306,244	348,360(109.3)
製造業		71,447	163,729	244,571	299,531	318,663(100.0)
卸売・小売業		68,647	164,958	239,478	272,692	284,442(89.3)
金融・保険業		85,260	206,979	324,108	408,124	475,457(149.2)
不動産業		98,173	190,701	291,315	332,666	382,145(119.9)
運輸・通信業		84,825	198,669	281,573	343,923	377,449(118.4)
電気・ガス・水道業		106,648	241,039	337,047	427,171	472,104(148.2)
サービス業		82,856	202,465	287,153	338,361	360,581(113.2)

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。  
2) 1975年より沖縄県をふくむ。  
3) 1988年のカッコ内は、製造業を100とした場合の産業別指数を表わす。



まったが、八八年にはいって大幅な回復がみられたことがわかる。名目賃金の上昇の要因としては、景気拡大を反映して春季賃上げ率が前年を上回り、加えて、所定外労働時間の増加による所定外給与の伸びが前年を上回ったことなどがあげられる。

■ 春季賃上げ額と率

八八年の労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、主要企業の賃上げ額と賃上げ率についてみると（労働省労政局調べ、加重平均、第49表参照）、賃上げ額は一万五七三円、賃上げ率では四・四三%であった。額では八七年の八二七五円を二二九八円上回り、率では八七年の三・五六%を〇・八七%ポイント上回った（詳しくは第3部「Ⅲ賃金要求と賃金闘争」参照）。

■ 実質賃金の伸び、三・三%の増加

労働省「毎月勤労統計調査」によって、実質賃金の推移を八五年を一〇〇とした実質賃金指数によってみると（第13表）、調査産業計で、八七年は一〇四・五で対前年比二・二%の増加、八八年は一〇七・九で三・三%の増加となった。製造業では八七年は一〇三・〇で一・九%の増加、八八年は一〇七・一で四・一%の増加であった。八八年にはいって実質賃金の伸びが増大したことがわかる。これは名目賃金の伸びが前年を上回り、消費者物価が〇・七%という低い伸びにとどまったことによっている。

■ 労働生産性と労働分配率

日本生産性本部の統計によって労働生産性の動向をみると、八五

年を一〇〇とした労働生産性指数は、八六年平均の一〇一・八から八七年平均の一〇七・七へと推移している。対前年上昇率では、八六年一・八%、八七年五・八%と伸び率が上昇した。

他方、労働分配率の動向を日本銀行「主要企業経営分析」によってみると、労働分配率は全産業計で八六年度四五・七%、八七年度四四・七%、製造業で八六年度五二・二%、八七年度四九・八%となっている。八七年には前年よりも全産業計で一・〇ポイント、製造業で二・四ポイント下回ったことになる。

■ 産業別賃金格差、金融  
保険と電気・ガス・水道  
業は製造業の一・五倍

八八年の賃金構造を、まず産業別賃金格差からみる

第15表 製造業規模別賃金格差 (指数, 500人以上=100)

年	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
1970年	100.0	81.4	69.6	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1980年	100.0	80.5	65.4	58.0
1985年	100.0	77.1	62.9	54.9
1986年	100.0	77.7	64.6	57.2
1987年	100.0	78.5	65.7	56.6
1988年	100.0	76.7	61.8	55.9

〔備考〕 労働省『毎月勤労統計調査報告』より算出。

第16表 都道府県別賃金指数  
(東京=100.0)

都道府県	調査産業計	製造業
北海道	77.5	63.2
青森	61.1	46.1
岩手	63.7	51.8
宮城	74.5	56.4
秋田	60.7	47.4
山形	59.4	52.8
福島	62.5	56.9
茨城	75.6	77.7
栃木	74.4	77.3
群馬	70.0	69.7
埼玉県	77.5	78.0
千葉県	79.9	82.3
東京都	100.0	100.0
神奈川県	88.1	91.2
新潟県	64.5	58.8
富山県	70.2	68.9
石川県	71.2	68.3
福山県	70.8	65.2
山梨県	73.9	67.3
長野県	70.1	67.3
岐阜県	71.3	68.1
静岡県	76.0	78.8
愛知県	84.7	86.6
滋賀県	77.3	75.7
京都府	76.9	81.4
大阪府	87.2	84.3
兵庫県	89.2	88.6
奈良県	81.4	82.8
和歌山県	74.2	73.0
鳥取県	77.7	82.9
島根県	62.4	51.9
岡山県	69.3	57.8
広島県	74.7	70.7
山口県	77.9	77.4
徳島県	73.4	82.8
香川県	70.6	68.9
愛媛県	71.7	62.3
高知県	63.5	61.5
福岡県	62.5	54.7
佐賀県	78.4	78.1
長門県	61.5	56.8
熊本県	68.1	60.4
大分県	66.8	55.5
宮崎県	63.8	67.0
鹿児島県	63.2	56.8
沖縄県	62.0	51.0
	67.3	75.9

〔備考〕

- 1) 労働省『毎月勤労統計調査年報』
- 2) 対前年増加率は、標本事業所の抽出替えによるギャップを修正したうえで計算してあるので、表中の金額から計算したものと必ずしも一致しない。
- 3) 事業所規模30人以上、きまって支給する給与で1人平均月額による。

八八年の製造業における企業規模別賃金格差をみると(第15表)、五〇〇人以上規模の賃金を一〇〇とする、一〇〇〇〜四九九人規模は七六・七(前年七八・五)、三〇〇〜九九人規模は六一・八(同六五・

と(第14表)、製造業を一〇〇として、金融・保険業一四九・二(前年一三九・七)と電気・ガス・水道業一四八・二(同二四八・〇)の二産業が他産業を大きく引き離し、もっとも賃金が高くなっている。ついで、不動産業一一九・九(同二一五・五)、運輸・通信業一一八・四(同二一八・一)、サービス業一一三・二(同二一四・一)、建設業一〇九・三(同二〇五・八)、鉱業一〇八・一(同二一〇・六)という順になり、卸・小売業だけが八九・三(同九三・一)と製造業を下回っている。

■ 規模別賃金格差、拡大傾向変わらず

製造業の場合、地域間格差はさらに大きくなり、もっとも低い青森は四六・一で東京(一〇〇・〇)の半分以下にすぎない。ついで

八八年の地域別賃金格差を、東京を一〇〇とした指数で見ると(第16表)、調査産業計の場合、東京の一〇〇にたいして、もっとも低いのは山形の五九・四、ついで秋田の六〇・七、青森の六一・一とつづく。逆にもっとも高いのは東京だが、それについて高いのは大阪八九・二、神奈川八八・一、京都八七・二、愛知八四・七という順になる。

■ 地域別賃金格差拡大、最低は東京の半分以下

七、五〜二九人規模は五五・九(同五六・六)となった。前年とくらべて、五〇〇人以上規模とその他の規模との間の格差が拡大している。



第17表 常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額  
(規模30人以上, 1988年)

産業別	合計			生産労働者			管理・事務・技術労働者		
	現金給与 総額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に支 払われた 給与	現金給与 総額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に支 払われた 給与	現金給与 総額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特別に支 払われた 給与
調査産業計	341,160	254,865	86,295	*	*	*	*	*	*
鉱業	344,329	272,231	72,098	317,785	261,958	55,827	390,129	289,957	100,172
製造業	318,663	240,870	77,793	273,697	213,492	60,187	403,060	292,235	110,825

【備考】 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。  
2) \*印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第18表 常用労働者の性別1カ月平均現金給与額  
(規模30人以上, 1988年)

産業別	現金給与総額		きま ま っ て 支 給 す る 給 与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
調査産業計	410,106	207,979	304,489	150,007	105,617	48,972
鉱業	359,635	187,999	284,547	146,441	75,088	41,558
製造業	393,804	164,673	295,344	129,234	98,460	35,439

【備考】 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。

第19表 企業規模別にみた年齢別賃金格差  
(製造業, 男子生産労働者)  
(1988年, 20~24歳=100)

年齢階級	1,000人以上	100~999人	10~99人
18~19歳	88	89	85
20~24	100	100	100
25~29	122	119	119
30~34	146	141	136
35~39	166	162	153
40~44	182	178	164
45~49	189	183	166
50~54	191	180	161
55~59	182	166	148

【備考】 労働省『賃金構造基本統計調査報告』による。

秋田四七・四、鹿児島五一・〇、岩手五一・八、鳥取五一・九、山形五二・八とつづく。もっとも高いのは東京であり、ついで神奈川県一・二、大阪八八・六、愛知八六・六となる。

■ 労働者種類別賃金格差、事務と生産の格差拡大

労働者の種類別に賃金格差をみると(第17表)、八八年には、まず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇とすれば、生産労働者は製造業で六七・九となり、約三分の二にすぎない。同じく、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、製造業生産労働者の「きま  
ま  
っ  
て  
支  
給  
す  
る  
給  
与」と「特別に支払われた給与」をみると、

第20表 労働時間の推移

(規模30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
実 数 (時 間)	1970年	186.6	169.9	16.7	186.4	168.4	19.0
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1980年	175.7	162.2	13.5	178.2	161.8	16.4
	1985年	175.8	161.0	14.8	179.7	161.3	18.4
	1988年	175.9	160.2	15.7	181.1	161.4	19.7
対 前 年 同 期 増 減 率 (%)	1970年	—	—	—	△ 1.2	△ 0.7	△ 4.4
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1980年	△ 0.3	△ 0.5	1.8	0.3	△ 0.4	6.8
	1985年	△ 0.8	△ 0.9	1.6	△ 0.7	△ 0.9	1.1
	1988年	0.3	△ 0.3	8.1	1.2	△ 0.1	14.0

【備考】 1) 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。  
 2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済み。

第21表 製造業規模別にみた月平均労働時間数と格差

(単位：時間)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総 実 労 働 時 間	1970年	185.0 (100.0)	187.0 (101.1)	191.5 (103.5)	195.1 (105.5)
	1975年	163.3 (100.0)	166.8 (102.1)	175.6 (107.5)	180.6 (110.6)
	1980年	176.0 (100.0)	176.3 (100.2)	182.9 (103.9)	184.4 (104.8)
	1985年	177.3 (100.0)	179.0 (101.0)	183.5 (103.5)	182.7 (103.0)
	1988年	178.6 (100.0)	179.8 (100.7)	185.1 (103.6)	183.5 (102.7)
所 定 外 労 働 時 間	1970年	22.4 (100.0)	17.7 (79.0)	15.8 (70.5)	—
	1975年	9.7 (100.0)	8.6 (88.7)	9.0 (92.8)	—
	1980年	20.0 (100.0)	15.5 (77.5)	13.3 (66.5)	—
	1985年	21.9 (100.0)	17.8 (81.3)	14.9 (68.0)	—
	1988年	23.1 (100.0)	19.2 (83.1)	17.0 (73.6)	—

【備考】 労働省『毎月勤労統計調査報告』による。



前者は七三・一、後者は五四・三となり、「特別に支払われた給与」の格差のほうが大きい。

#### 男女別賃金格差、さらに拡大

八八年の男女別賃金格差をみると(第18表)、男子を一〇〇とした場合、女子の調査産業計は現金給与総額五〇・七、「きままって支給する給与」五二・二、「特別に支払われた給与」四六・四であった。製造業では、同じく男子を一〇〇とした場合、現金給与総額四一・八、「きままって支給する給与」四三・八、「特別に支払われた給与」三六・〇であった。調査産業計よりも製造業で男女別賃金格差は大きくなっている。

#### 年齢別賃金格差、中小企業のピークは四五～四九歳

八八年の男子労働者の年齢別賃金格差をみると(第19表)、二〇～二四歳の賃金を一〇〇とした場合、一〇〇〇人以上規模では五〇～五四歳が一九一で頂点に達するのにたいし、一〇〇～九九九人では四五～四九歳が一八三、一〇～九九九人でも四五～四九歳が一六六で頂点に達し、大企業よりも中小企業のほうが、若年層から高齢層への賃金上昇カーブがゆるやかで、しかも相対的に低い年齢で賃金上昇が頭打ちになっており、以後、賃金上昇カーブは下降している。

#### 労働時間、所定外時間増加

労働省「毎月勤労統計調査報告」によると、八八年の月平均総実労働時間は、調査産業計では八七年と同じく一七五・九時間であった(第20表)。これを所定内労働時間と所定外労働時間に分けてみる

と、所定内労働時間は一六〇・二時間で前年よりも〇・九時間減ったのにたいして、そのぶん、逆に所定外労働時間が一五・七時間増え、〇・九時間ふえたため、総労働時間は前年水準にとどまったことがわかる。

製造業では、総実労働時間は一八一・一時間で前年より二・〇時間増加した。製造業の所定内労働時間は前年より〇・二時間減であったのにたいし、所定外労働時間が前年より二・二時間増加したため、総労働時間の増加となったのである。

#### 規模別労働時間、中小ほど総実労働時間が長くなる傾向

製造業における労働時間を企業規模別にみると(第21表)、八八年の総実労働時間は、五〇〇人以上規模では一七八・六時間で前年より三・五時間の増加、一〇〇～四九九人規模では一七九・八時間で前年より〇・九時間の増加、三〇～九九九人規模では一八五・一時間で前年より〇・四時間の増加であった。五〇〇人以上を一〇〇とした場合、一〇〇～四九九人で一〇〇・七、三〇～九九九人で一〇三・六と企業規模が小さくなるほど総実労働時間が長くなるという傾向は例年と変わりが無い。

所定外労働時間についてみると、五〇〇人以上規模は二三・一時間で前年より三・七時間の増加、一〇〇～四九九九人規模は一九・二時間で前年より二・〇時間の増加、三〇～九九九人規模は一七・〇時間で前年より一・五時間の増加となり、企業規模が大きいほど所定外労働時間の増加が大きくなっている。

【参考資料】①総務庁統計局「労働力調査」、②労働省「職業安定業務統計」、③同「雇用保険業務月報」、④同「毎月勤労統計調査報告」、⑤同「技能労働者需給状況調査」、⑥同「賃金構造基本統計調査」

# II 労働者生活の実態

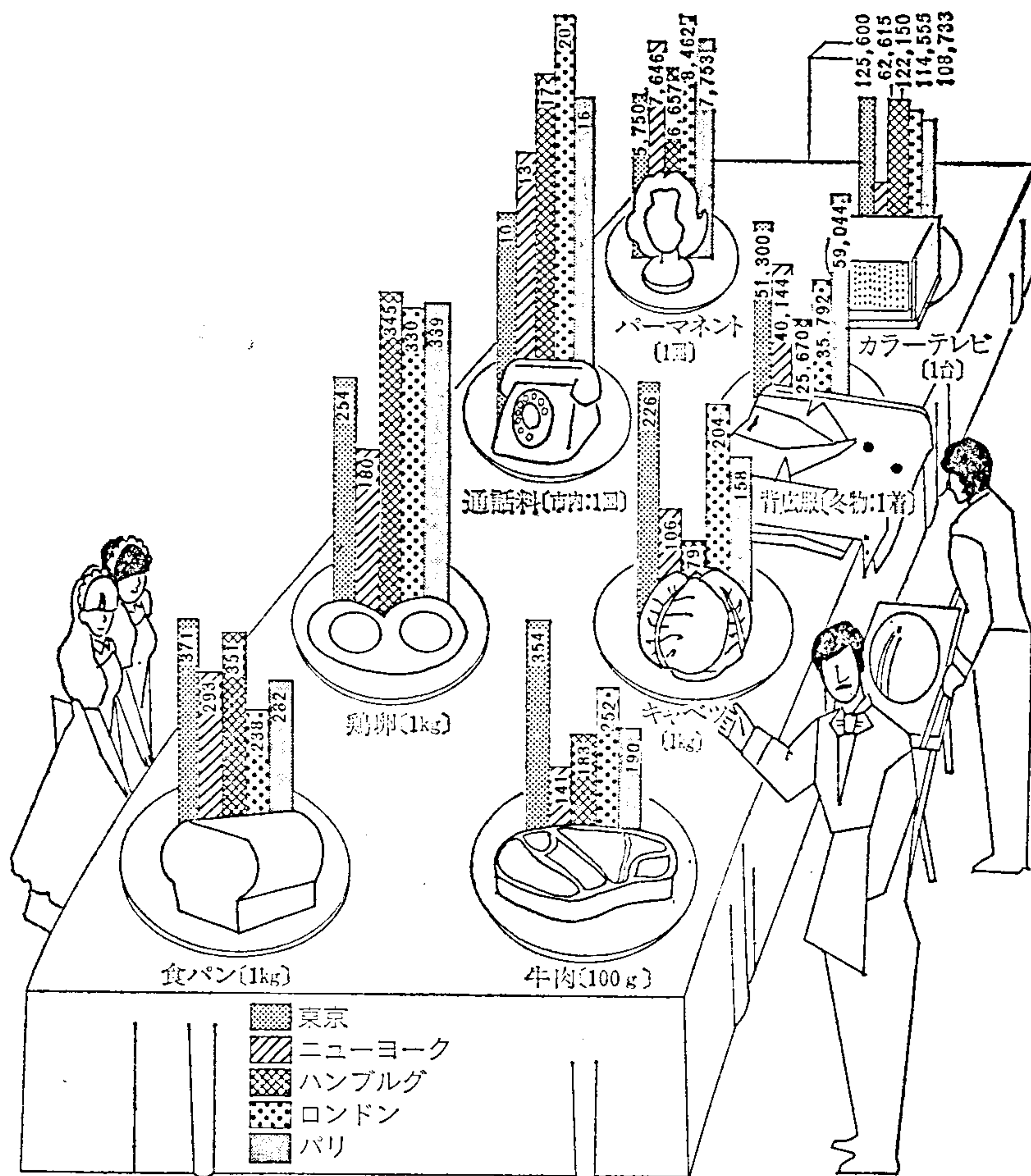
円高影響で名目賃金上昇

生活必需品、欧米諸国より割高

経済力と生活実感に乖離

迫られる社会資本の整備と格差是正

小売価格の国際比較



〔注〕 東京を基準として作成。品質・規格が必ずしも一致しないため単純比較はできない。食料品は87年10月、その他は88年1月調べ。

〔出所〕 『AERA』1989年2月7日号，朝日新聞社



☆ 八七年の全国消費者物価指数は前年比〇・一％の上昇であったが、八八年は〇・七％上昇し、景気拡大とともにやや増加した。物価動向を費目別にみると、教育費は上昇したが、円高差益還元策により光熱・水道費が下落、食料費は安定した。

☆ 経済企画庁による物価の国際比較によると、東京の小売価格は他の欧米諸都市と比較して、食料品・ガソリンなどの必需的品目が軒並み高く、日本の物価の割高感を裏づけている。円高により名目上の賃金水準は大幅に上昇したが、購入しうる財・サービスはそれほど増加していない。

☆ 総務庁統計局の『家計調査』によると、全国勤労者世帯の八七年一カ月の実収入は四六万六一三円で対前年比名目一・七％増、実質一・九％増、可処分所得は三八万七三一四円で実質二・三％増であった。可処分所得の伸びが実収入の伸びを上回ったのは、所得税減税と年金制度改正が実施され、非消費支出が前年比マイナスとなったためである。住宅ローン返済など契約性の高い黒字の可処分所得に占める割合が年々高まっていることにより、平均消費性向は低下する傾向にある。

☆ 昭和六三年度『国民生活白書』は、「多様化する生活と国民意識」という副題を付して、大幅な円高を克服し内需主導型の経済成長が実現したにもかかわらず、国民の生活にたいする充足感が満たされない現状を分析している。生活への不満感、労働時間・物価・住宅・階層間格差などに原因があり、こうした課題の解決が必要だとしている。

## 1 消費者物価の動向と国際比較

### 消費者物価、安定するもやや増加傾向

一九八五年を一〇〇とした総務庁統計局の全国消費者物価指数（総合指数）でみると、八六年一〇〇・六、八七年一〇〇・七、八八年一〇一・四であった。対前年上昇率は、八七年は〇・一％増であったが、八八年度は〇・七％増と、やや増加がみられた。景気拡大にもかかわらず、物価上昇率はきわめて低い。

この総合指数の対前年上昇率の動きをみると、八〇年に第二次オイルショックの影響で七・七％増と高い数値を示したものの、その後は八四年二・三％増、八五年二・〇％と安定した動きをみせ、八七年は〇・一％増と二九年ぶりの低い上昇率であった。これは、円高と原油安、天候にめぐまれて生鮮食品が下落したことによる。八八年度は、円高と原油等の輸入原材料の価格低下の傾向は前年度と同様ながら、生鮮食品は八六年以前の価格へもどっている。

一〇大費目別による消費者物価の対前年上昇率をみると、他の費目が下落ないしは微増にとどまっているのにたいし、教育は三・四％の上昇率であり、八五年以降一貫して上昇している。これは八七年度にひきつづき、国公私立学校の授業料と補習教育費が値上がりしたことによる。また、私立大学との均衡をはかるうえから、国立大学授業料が八七年度入学者から引き上げられ、同様の措置が八九



年度にも実施された。

住居の上昇率は、対前年度二・一%増であった。この数値をみるかぎり、八七年、八八年の地価高騰の家賃へのね返りは比較的小さかったといえよう。

一方、光熱・水道費は、八五年以降一貫して下落傾向にある。円高と原油安の差益還元策として、電気・都市ガス料金が、八六年六月、八七年一月、八八年一月と三度にわたって引き下げられ、また灯油も値下がりしたからである。

食料は、八八年夏季の天候不順で野菜を中心とする生鮮食品が三年ぶりに値上がりしたが、円高による輸入食品および輸入原材料価格の下落、米価の引き下げなどによって、全体として前年比〇・七%上昇のほぼ安定した動きとなった。

交通・通信費は〇・五%下落した。これは、大手民鉄六社の運賃が引き上げられたものの、八八年二月から遠距離電話料金が約一〇%引き下げられ、また、ガソリンも前年にひきつづき下落したことによるものである。

つぎに、特殊分類に組み替えた指数で動きをみると、商品は八六〜八八年と三年連続して下落しているが、サービスはこの間、上昇傾向で推移している。これは、サービスが非貿易財に近いため輸入価格低下の効果が小さいこと、また景気や需給要因による価格変化がみられないこと、労働集約的であるため賃金の影響を受けやすいことによる。

#### ■ 物価の国際比較、東京は割高傾向

八七〜八八年度も、前年度にひきつづき円高が物価に影響した。

円高差益還元によって、電気・ガス、食料品などの基礎的費目が安定基調を維持した。しかし、後段の『国民生活白書』のなかでもみられるように、物価への不満は国民の間で依然として大きい。それは、物価上昇率そのものは安定しても、日本の物価水準が国際的にみて割高と感じられるからである。これは、国内と国外の小売価格の差、いわゆる内外価格差の問題である。

経済企画庁は、八七年一〇月、八八年一月に個別品目の小売価格を国際比較する調査を実施した。東京、ニューヨーク、ハンブルグ、ロンドン、パリの世界の五主要都市の小売価格を対象とし、各国通貨で表示した価格を、単純に調査時点での為替レートで円換算したものである(第24表)。調査品目の品質・規格を厳密に均一化することは調査の性格上困難ではあるが、国民の生活実感を裏づけるような概要はここに示されていよう。

価格比をみると、東京は他都市と比較して食料品が高い。他都市並みなのはここ二〇〜三〇年来物価の優等生でありつづけている鶏卵のみで、牛肉などは消費者物価では下落傾向にあるが、依然として他都市の二倍近い価格である。理髪料・パーマメント代・洗濯代などは全般的に東京のほうがやや割安である。比較の容易なガソリンは、日本では値下がりしているとはいえ、東京がもっとも高く、日本からの輸出や欧米で現地生産がおこなわれているカラーテレビも、その価格は日本がもっとも高い。

このように、東京の物価水準が欧米諸都市と比較して割高となっている一要因として、為替レートが円高になっている点を指摘できる。そこで、購電力平価(PPP, Purchasing Power Parity) 同の内容、同じ量の消費財・サービスが購入できる各国通貨単位の比較値)を比較し



第 22 表 全国消費者物価指数

(1985年平均=100)

費 目	総合	食料	住居	光熱・ 水 道	家具・ 家事用 品	被服お よび履 物	保健 医療	交通 通信	教育	教養 娯楽	諸 雑費	生鮮 食品
品 目 数	543	207	24	7	58	85	20	36	13	64	29	59
ウ エ イ ト	10,000	3,293	1,376	649	469	804	276	1,157	413	1,103	460	601
1976年平均	69.3	73.1	64.6	59.5	80.5	70.9	71.1	66.6	50.1	71.2	69.4	68.8
1977	74.9	78.0	70.7	65.1	83.6	75.2	74.6	78.8	57.2	75.6	73.6	75.0
1978	78.1	80.7	76.2	64.7	85.2	77.9	81.9	79.8	64.3	79.1	75.7	76.3
1979	81.0	82.4	80.5	67.7	86.7	81.7	83.7	84.6	70.1	81.7	77.9	79.8
1980	87.3	87.4	85.5	90.4	92.9	86.1	85.1	90.0	76.6	87.6	87.3	87.6
1981	91.5	92.0	89.3	97.4	97.1	89.6	87.5	93.1	82.4	92.0	91.3	93.1
1982	94.1	93.7	92.5	100.8	97.9	92.2	90.0	97.8	87.4	93.8	92.9	91.7
1983	95.8	95.6	95.4	100.5	98.5	94.3	91.2	97.0	91.7	96.1	96.5	94.1
1984	98.0	98.3	97.5	100.4	99.3	96.7	94.5	97.9	95.7	98.0	98.7	97.6
1985	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1986	100.6	100.2	102.5	95.0	100.0	102.2	101.9	99.3	103.6	101.5	102.0	97.5
1987	100.7	99.3	105.4	88.0	99.4	103.3	103.8	100.0	107.1	102.0	103.2	95.0
1988	101.4	100.0	107.6	85.9	98.9	104.5	104.2	99.5	110.7	102.6	103.6	99.3

〔備考〕 総務庁『消費者物価指数』

第 23 表 消費者物価の費目別対前年上昇率

区 分	対前年上昇率 (%)			
	1985年	1986年	1987年	1988年
総 合	2.1	0.6	0.1	0.7
食 料	1.7	0.2	- 0.9	0.7
住 居	2.7	2.5	2.8	2.1
光 熱 ・ 水 道	- 0.4	- 5.0	- 7.4	- 2.4
家 具 ・ 家 事 用 品	0.7	0.0	- 0.6	- 0.5
被 服 お よ び 履 物	3.4	2.2	1.1	1.2
保 健 医 療	5.9	1.9	1.9	0.4
交 通 通 信	2.1	- 0.7	0.7	- 0.5
教 育	4.5	3.6	3.4	3.4
教 養 娯 楽	2.1	1.5	0.5	0.6
諸 雑 費	1.3	2.0	1.2	0.4
(生 鮮 食 品) <sup>1)</sup>	2.4	- 2.5	- 2.6	4.5

〔備考〕 1) 生鮮食品は食料のなかから抜き出し再掲したもので、食料のなかにも生鮮食品がふくまれている。

2) 総務庁統計局『昭和63年消費者物価指数年報』1988年3月。

第24表 小売価格の国際比較

(東京=100)

項 目	単 位	東京 (円)	ニューヨーク		ハンブルグ		ロンドン		パ リ	
			換算価格 (円)	価格比	換算価格 (円)	価格比	換算価格 (円)	価格比	換算価格 (円)	価格比
食 パ ン	1 kg	371	293	79	351	95	238	64	282	76
牛 肉	100 g	354	141	40	183	52	252	71	190	54
豚 肉	100 g	146	96	66	127	87	95	65	104	71
鶏 肉	100 g	104	61	59	43	41	56	54	83	80
鶏 卵	1 kg	254	180	71	345	136	330	130	339	133
ソ ー セ ー ジ	100 g	141	133	94	127	90	131	93	88	62
キ ャ ベ ツ	1 kg	226	106	47	79	35	204	90	158	70
た ま ね ぎ	1 kg	144	104	72	159	110	231	160	158	110
バ ナ ナ	1 kg	229	106	46	200	87	299	131	329	144
砂 糖	1 kg	257	158	61	156	61	148	58	153	60
食 用 油	700 g	341	279	82	298	87	352	103	202	59
背 広 服 (冬 物)	1 着	51,300	40,144	78	25,670	50	35,792	70	59,044	115
ワ イ シ ャ ツ (長 袖)	1 枚	3,865	3,590	93	2,166	56	2,956	76	10,978	284
男 子 ブ リ ー フ	1 枚	335	517	134	744	193	568	148	913	237
ス カ ー ト (冬 物)	1 枚	8,810	12,149	138	14,046	159	9,734	110	15,752	179
カ ラ ー テ レ ビ	1 台	125,600	62,615	50	122,150	97	114,555	91	108,733	87
男 子 革 靴	1 足	9,186	10,472	114	8,291	90	8,386	91	9,107	99
洗 濯 用 洗 剤	1 箱 (2.65kg)	879	723	82	779	89	705	80	939	107
カ ラ ー フ ィ ル ム	1 本 (24枚)	535	364	68	513	96	580	108	591	110
ガ ソ リ ン	1 l	125	38	30	69	55	83	66	101	81
通 話 料	1 回 (市内)	10	13	130	17	170	20	200	16	160
理 髪 料	1 回	2,755	1,816	66	2,358	86	1,521	55	3,068	111
パ ー マ ネ ント 代	1 回	5,750	7,646	133	6,657	116	8,462	147	7,753	135
洗 濯 代 (背 広 上 下)	1 着	881	966	110	1,271	144	831	94	1,426	162

〔備考〕 1) 東京の小売価格は総務庁統計局「小売物価統計調査」、その他の都市については世界主要都市の小売価格調査（食料品は、日本貿易振興会調査〈当該都市のスーパーマーケットにおける事例調査〉、その他の品目は経済企画庁委託調査〈日本貿易振興会調べ〉）による。

2) 調査時点は、食料品が87年10月、その他の品目は88年1月である。

3) 円換算は調査時点の各国のレートによる。

4) 価格比は、東京=100としたものである。

5) 品質、規格等が必ずしも一致しないこと、サンプル数がかぎられていることなどから単純比較はできない。

6) 経済企画庁物価局『物価レポート'88』1988年8月。



第 25 表 OECD による GDP 購買力平価・為替レート・物価水準の推移  
(物価水準は各国=100とした場合の日本の物価水準)

	1985 年			1986 年			1987 年		
	購買力平価	為替レート	物価水準	購買力平価	為替レート	物価水準	購買力平価	為替レート	物価水準
アメリカ	222	239	93	220	169	130	214	145	148
西ドイツ	89.5	81.3	110	88.5	77.6	114	86.5	80.5	107
フランス	30.5	26.6	115	29.7	24.3	122	28.8	24.1	120
イギリス	391	306	128	384	247	155	367	237	155

- 〔備考〕 1) 85年はOECD資料(87年7月発表)による。  
 2) 86年、87年の数値は、Economic Outlook No. 43 におけるGNP(GDP)デフレーターの変化率を用いて延長した推計値である。  
 3) 購買力平価、為替レートの単位は「円/各国通貨」。  
 4) 経済企画庁物価局『物価レポート'88』1988年8月。

てみよう。

八七年の時点でアメリカと比較した場合、為替レートは一ドル一四五円であるが、購買力平価は一ドル二四五円であり、アメリカでは一ドルで日本の二四五円分に相当する財・サービスを購入できることを意味する。換言すれば、国際比較上、日本の賃金水準が為替レートの一ドル換算によって大幅にアップしても、それを国内で消費するかぎり、消費内容の向上がもたらされているというわけではない。現在の為替レートと購買力平価の差が大きいことによって、日本の物価の割高感は打ち消しがたくなっている。購買力平価そのものは、品目の内容、食生活の習慣、教育・医療保健制度の国別の相違などによって比較の絶対的基準とはなりえないが、他によりよい指標がない現時点では、物価の一つの目安とはなるだろう。

## 2 労働者家計の収入と支出

### 総務庁統計局の『家計調査』

総務庁統計局の『家計調査報告』によると、八七年の全国勤労者世帯(平均世帯人員三・七七人、平均有業人員一・六二人、世帯主の平均年齢四三・五歳)の実収入は、月平均一か月四六万六一三四円、前年にくらべ名目一・七%、実質一・九%増となった。八二年の実質四・

第26表 勤労者世帯の家計所得動向（1世帯当たり年平均1カ月）

	84年	85年	86年	87年	対前年増加率(%)							
					名目					実質		
					84年	85年	86年	87年	84年	85年	86年	87年
実収入	424,025	444,846	452,942	460,613	4.6	4.9	1.8	1.7	2.3	2.7	1.4	1.9
経常収入	413,690	433,906	443,322	449,839	4.4	4.9	2.2	1.5	2.2	2.7	1.8	1.7
勤め先収入	401,195	419,610	427,110	431,414	4.3	4.6	1.8	1.0	2.1	2.4	1.4	1.2
世帯主収入	351,413	369,036	373,267	376,242	4.2	4.4	1.7	0.8	2.0	2.3	1.3	1.0
定期収入	273,846	284,330	291,751	296,587	4.1	3.8	2.6	1.7	1.9	1.7	2.2	1.9
臨時収入・賞与	77,567	82,705	81,517	79,655	4.5	6.6	-1.4	-2.3	2.3	4.4	-1.8	-2.1
妻の収入	34,698	35,677	37,393	38,302	8.6	2.8	4.8	2.4	6.3	0.7	4.4	2.6
他の世帯員収入	15,084	16,897	16,450	16,871	-2.1	12.0	-2.6	2.6	-4.2	9.7	-3.0	2.8
事業・内職収入	5,808	6,388	6,014	6,468	1.3	10.0	-5.9	7.5	-0.9	7.7	-6.3	7.7
他の経常収入	6,686	7,907	10,198	11,956	17.5	18.3	29.0	17.2	15.0	15.9	28.5	17.4
特別収入	10,335	10,940	9,620	10,774	10.7	5.9	-12.1	12.0	8.3	3.7	-12.5	12.2
実収入以外の収入	184,554	212,976	225,696	247,754	14.7	15.4	6.0	9.8	-	-	-	-
可処分所得	359,353	373,693	379,520	387,314	4.4	4.0	1.6	2.1	2.2	1.9	1.2	2.3
非消費支出	64,671	71,153	73,422	73,299	5.3	10.0	3.2	-0.2	-	-	-	-

〔備考〕 総務庁統計局「家計調査年報」による。



三%増以降、毎年一〜二%の実質増加傾向である。

可処分所得（実収入から税・社会保障費などの非消費支出を差し引いたもの、いわゆる手取収入）は三八万七三二四円、消費者物価の上昇分を除いた実質で、対前年比二・三%増であった。八五年の一・九%、八六年一・二%の伸びをやや上回っている。これは消費者物価が安定し、実収入もほとんど伸びなかったが、八七年に所得税減税が実施され三・二%減となったこと、また、八六年四月の年金制度の改正により勤労者の妻の年金が夫の給与から支払われるようになって社会保障費が一・四%減となったことなど、非消費支出が対前年比マイナス〇・二%となったことにより、可処分所得のゆるやかな伸びとなった。実収入にたいする非消費支出の割合は八七年度は一五・九%であり、七五年の八・七%以降、一貫して拡大基調にあった傾向がここで落ち着いたかにみえる。だが、八九年四月以降には消費税が導入されており、かつ政府財政の見通しをみるかぎり、家計に占める税金の割合は、それが税として計上できるものであれ、あるいは物価上昇分として消費支出にふくまれてしまうものであれ、いずれにせよ今後も増大する公算が大きいだろう。

収入の内訳では、世帯主収入は実質で前年比一・〇%とほとんど増加がみられなかった。これは臨時収入・賞与が、夏期賞与の減少でマイナス二・一%の実質減少となったためである。一方、妻の収入は三万八三〇二円で実質二・六%増であった。実収入に占める妻の収入の割合は、八五年八・〇%、八六年八・三%、八七年八・三%とほぼ安定して推移している。

消費支出は月平均二万九千五百九十五円で、対前年比名目〇・八%増、実質一・〇%の増加となった。八二年に実質三・一%増後は、

第27表 可処分所得・非消費支出の実収入に占める割合および対前年増加率の推移  
全国，勤労者世帯（%）

年次	対前年名目増加率						実収入に対する比
	実収入	可処分所得	非消費支出	勤労所得税	他の税	社会保障費	非消費支出
1972	11.3	10.8	15.9	21.7	18.1	10.0	8.6
73	19.7	19.1	25.6	37.7	21.9	17.9	9.0
74	24.1	24.4	20.4	0.5	24.5	37.5	8.7
75	14.8	14.7	14.9	3.1	21.2	19.2	8.7
76	9.4	8.3	20.0	26.7	21.2	16.0	9.6
77	10.8	9.8	19.9	14.6	17.0	25.2	10.4
78	6.5	5.4	15.3	12.2	18.8	15.8	11.2
79	7.0	6.1	14.4	18.6	17.1	10.9	12.0
80	7.3	6.5	12.6	19.1	10.8	10.5	12.6
81	5.0	3.8	12.9	12.9	14.0	12.5	13.6
82	7.1	5.8	15.4	18.2	19.3	10.7	14.6
83	3.2	2.6	6.8	8.2	8.5	5.2	15.1
84	4.6	4.4	5.3	5.0	6.9	4.6	15.3
85	4.9	4.0	10.0	9.5	9.0	11.2	16.0
86	1.8	1.6	3.2	4.3	4.9	1.3	16.2
87	1.7	2.1	- 0.2	- 3.2	- 5.8	- 1.4	15.9

〔備考〕 総務庁統計局「家計調査年報」による。

第28表 勤労者世帯の家計消費動向（1世帯当たり年平均1カ月）

消費支出 料居道 住居 光熱・水 家具・家事用品 被服および履物 保健医療 交通通信 教養娯楽 その他の消費支出	1984年					1985年					1986年					1987年					1988年				
	円					円					円					円					円				
	平均消費性向(%)	84年	85年	86年	87年	88年	84年	85年	86年	87年	88年	84年	85年	86年	87年	88年	84年	85年	86年	87年	88年				
	282,716	289,489	293,630	295,915	295,915	3.9	2.4	1.4	0.8	1.7	0.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.7	-0.6	-0.7	0.5	-1.0	1.0				
	73,669	74,369	74,889	73,431	73,431	2.2	1.0	0.7	-1.9	-0.6	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	-0.7	-0.7	-0.7	0.5	-1.0	1.0				
	13,551	13,748	14,215	22,630	22,630	4.8	1.5	3.4	6.7	2.1	-1.2	1.3	1.3	1.3	-1.2	2.1	-1.2	1.3	4.2	4.2	4.2				
	17,044	17,125	16,912	15,655	15,655	8.1	0.5	-1.2	-7.4	8.3	0.9	4.0	4.0	4.0	0.9	8.3	8.3	4.0	0.0	0.0	0.0				
	11,666	12,182	11,888	12,182	12,182	4.0	4.4	-2.4	6.3	3.2	3.7	-2.4	6.9	6.9	3.7	3.2	3.2	-2.4	6.9	6.9	6.9				
	19,236	20,176	20,554	20,834	20,834	1.7	4.9	1.9	1.4	-0.9	1.5	-0.3	0.3	0.3	1.5	-0.9	1.5	-0.3	0.3	0.3	0.3				
	6,878	6,814	6,985	7,255	7,255	6.9	-0.9	2.5	3.9	3.3	-6.4	0.6	2.0	2.0	-6.4	3.3	-6.4	0.6	2.0	2.0	2.0				
	27,239	27,950	28,819	30,069	30,069	5.9	2.6	3.1	4.3	5.0	0.5	3.8	3.6	3.6	0.5	5.0	0.5	3.8	3.6	3.6	3.6				
	11,729	12,157	13,118	13,570	13,570	12.6	3.6	7.9	3.4	8.0	-0.9	4.2	0.0	0.0	-0.9	8.0	-0.9	4.2	0.0	0.0	0.0				
	24,628	25,269	26,142	26,072	26,072	5.0	2.6	3.5	-0.3	2.9	0.5	2.0	-0.8	-0.8	0.5	2.9	0.5	2.0	-0.8	-0.8	-0.8				
	77,077	79,699	80,109	81,227	81,227	2.5	3.4	0.5	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
平均消費性向(%)	78.7	77.5	77.4	76.4	76.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

【備考】 総務庁統計局「家計調査年報」による。

一％前後のほぼ横ばい状態が継続している。

消費支出の中身を一〇大費目別にみると、実質ベースで、前年度マイナスであった家具・家事用品が六・九％と高い増加となっているのをはじめ、住居の四・二％、交通通信の三・六％が他費目より高い増加率となっている。家具・家事用品では家庭用耐久財（二・

四％増）、住居では家賃地代（六・四％増）。交通通信では自動車（七・五％増）の費目の増加がめだっている。一方、食料および教養娯楽は実質減少となった。食料では穀類、油脂、酒類などは実質減少だが、相対的に物価下落のみられた乳卵類、飲料、主食的調理食品で実質増加となっている。教養娯楽は、



第29表 勤労者世帯の家計黒字の動向

可処分所得 黒字	84年	85年	86年	87年	対前年名目増加率(%)					対可処分所得比率(%)				
					84年	85年	86年	87年	84年	85年	86年	87年		
					84年	85年	86年	87年	84年	85年	86年	87年		
可処分所得	359,353	373,693	379,520	387,314	4.4	4.0	1.6	2.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
黒字	76,637	84,204	85,890	91,399	6.6	9.9	2.0	6.1	21.3	22.5	22.6	23.6	23.6	
金融資産純増	42,899	49,507	51,788	56,755	0.5	15.4	4.6	9.6	11.9	13.2	13.6	14.7	14.7	
貯蓄純増	41,463	48,181	51,241	54,683	0.1	16.2	6.4	6.7	11.5	12.9	13.6	14.1	14.1	
貯金純増	20,600	25,482	26,377	28,046	-5.7	23.7	3.5	6.3	5.7	6.8	7.0	7.2	7.2	
保険純増	20,863	22,699	24,864	26,637	6.7	8.8	9.5	7.1	5.8	6.1	6.6	6.9	6.9	
有価証券純購入	1,436	1,326	546	2,073	11.1	-7.7	-58.8	279.7	0.4	0.4	0.1	0.5	0.5	
土地家屋借金純減	16,436	13,784	16,683	17,414	11.4	-16.1	21.0	4.4	4.6	3.7	4.4	4.5	4.5	
他の借金純減	2,124	2,506	2,613	2,059	3.4	18.0	4.3	-21.2	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5	
月賦純減	3,033	2,862	2,626	2,471	26.6	-5.5	8.2	5.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	
掛買純減	3	-390	-232	-667	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
財産純増	7,962	12,223	9,125	9,037	30.2	53.5	-25.3	1.0	1.8	3.3	2.4	2.3	2.3	
その他の他純増	160	79	452	354	-18.4	-50.6	472.2	-21.7	-	0.0	0.1	0.1	0.1	
繰越純増	4,021	3,632	2,836	3,975	5.7	-9.7	-21.9	40.2	1.1	1.0	0.7	1.0	1.0	

【備考】 総務庁統計局「家計調査年報」による。

教養娯楽サービス(宿泊料やパック旅行費、月謝等がふくまれる)の七・三%減が費目全体のマイナスに寄与している。  
光熱・水道、被服および履物、教育は横ばいにとどまっている。  
保健医療は二・〇%と微増であった。

平均消費性向(消費支出/可処分所得)は、八七年が七六・四%であり、前年より一%低下した。平均消費性向は、消費支出が大きく伸びた八二年の七九・三%をピークに年々低下傾向にある。土地家屋借金純減や保険純増(保険掛金―保険受取り)など、過去の契約に

もとづいて支払いが固定している性格の強い黒字（契約性黒字）の割合が高まって、平均消費性向と表裏をなす黒字率が増大したことが、平均消費性向の低下に寄与しているよう。また、八七年度にかぎれば、比較的出し入れ自由な黒字（随意性黒字）である貯金純増、有価証券純購入などの金融資産純増が名目九・六%と大きく伸びたことが、平均消費性向の低下の一因ともなっている。

黒字率（可処分所得に占める黒字の比率）は二三・六%、黒字額は九万一三九九円であり、前年比名目六・一%増と前年の伸び二・〇%を大きく上回った。黒字のうち金融資産純増は五万六七五五円で、可処分所得に占める割合は一四・七%となった。貯金純増、保険純増、有価証券純購入のいずれの項目においても可処分所得比率が前年比を上回っていることから、金融資産純増計での高い前年比伸び率となっている。

土地家屋借金純減の対可処分所得比率は四・五%と、前年より〇・一%拡大しただけで、金融資産純増の伸びより小さい。これは、旺盛な住宅需要により土地家屋借入金が増加したため、土地家屋借金返済が大きく増加しても、返済と借入金の差である土地家屋借金純減額の増加は比較的小幅にとどまったからである。

## る 昭和六三年版『国民生活白書』

「多様化する生活と国民意識」という副題をもつ『国民生活白書』

が、八八年一月一八日に発表された。『白書』の中心は、日本経済が大幅な円高を克服して内需主導型の経済成長を実現し、個人消費も伸びたが、こうした消費の伸びがかならずしも個々人の豊かさの実感と結びついていない現状を分析することにあつた。すなわち、近年の円高の影響もあって、日本は各種経済指標では高い経済力を示しているものの、国民の生活にたいする充足感はそのほどでもなく、経済力の認識と生活実感についての乖離がみられた。その理由としては、労働時間が長いこと、円高にもかかわらず依然として生活関連費用が割高感をもつこと、図書館・公園・運動施設など生活関連社会資本の整備が欧米先進諸国よりおこなわれていること、地価が高騰し、大都市圏で住宅問題があること、生活の種々の側面で格差が生じ不公平感が存在していること、などの点が指摘された。

### 第一章 国民の生活充足感

国民の生活についての満足感をみると、ライフステージによる差が大きかった。全体としては、休暇の取得、物価の抑制、収入・財産の格差について不満が高かった。また、生活全般にたいするニーズをみると、年齢階層別、ライフステージ別の差があり、三〇歳代、「第一子義務教育の親」で休暇や住宅のニーズが高かった。所得階層による差は住宅のニーズで大きく、また、第一分位では物価と収入格差を重要視し、一方、第五分位では休暇と住宅を重要視していた。一〇年前と比較すると、休暇の取得、持家、生活関連資本、種々の格差項目へのニーズが大幅に高まっており、国民の要求水準が高度化・多様化していることがうかがわれる。

以上の生活全般にたいする不満感のなから、生活関連費用、地



価の高騰、生活の格差の三項目について、第二章以降でとりあげられ、その実態や背景が分析されている。

## 第二章 暮らしのゆとりと生活関連費用

消費者物価そのものは、八五年以降きわめて安定しているにもかかわらず、第一章でみたように国民の物価安定へのニーズは大きい。この背景には、大幅な円高の進行によって円の対外購買力が高まった結果、国内の商品価格が相対的に高く感じられるようになったこと、また、円高によって増大した海外旅行者がそれを体験として実感するようになったこと、さらに外国の情報が大量に日本に流入し、外国の生活水準と自分の生活水準を比較するようになったこと、などの要因があり、こうした要因が物価への不満感を高めているともいえる。

だが、物価への不満は国民の主観的な要因によるだけではない。購買力平価でみた一人当たりの個人消費支出額をみると、日本は世界第一〇位である。他方、設備投資額および純輸出額をみると、世界第四位であり、日本の生産物は国際的にみて個人消費に向けるウエイトはそれほど高くなっていないことがわかる。

## 第三章 地価高騰と地域別の生活水準

近年の地価高騰が第一次・第二次オイルショック時と異なる点は、それが東京で突出しており、また、商業地が最初に高騰し、それが住宅地へも波及していることである。これは、国際化・情報化の流れが東京への一極集中を生み、オフィスビルへの需要が高まったためである。地価高騰によって、すでに住宅を所有している層は

資産価値が上昇したが、借家住まいの層は住宅取得が困難となり、「持てる者」と「持てない者」との間の資産格差が拡大した。

地域別に生活水準をみると、東京の居住水準は低い、「生活全般の豊かさ」という抽象的命題について東京と地方を比較すると、その評価は東京と地方があいなかばしている。地域別には、東京都区部と人口二〇万人未満都市で東京への評価が高く、東京圏以外の大都市圏や大都市、二〇万人以上の都市で地方の評価が高い。

また学生の比率の高い若年層は、自由時間が長くなっており、その自由時間をさまざまな趣味・娯楽に使える東京へ転入している。東京への転入超過を解消するには、若年層向けに地方においても趣味・娯楽の場を充実させること、中年層には地方の生活環境を充実させて定住させることが必要である。

## 第四章 生活の多様性と格差

国民生活の多様さは、反面で国民生活の格差ともつながっている。所得格差の点では、近年、片働き世帯と共働き世帯の世帯主収入の差が縮まっており、共働き世帯で妻の収入が追加される結果、世帯間の収入格差が拡大してきている。妻の就業が家計補助的性格を薄めていることによってたらされた。

資産格差の点では、土地高騰により土地資産額の格差が拡大したほかに、人口の高齢化の影響がみられる。それは、高年齢層ほど保有する金融資産の格差が大きいので、高年齢層が増大するほど、社会全体で金融資産の保有階層間格差が拡大するからである。

他方、耐久消費財については、これらの実収入にたいする相対的価格が大幅に低下したため、格差は縮小している。また、教育につ

いても格差は縮小してきており、大学生をもつ家庭の所得階層は、第一分位から第五分位までほぼ均等に分布している。

このように個々の生活分野にみられる階層間格差にたいして、国民の意識はどのようなものであろうか。余暇や耐久消費財のように、個々人の選択や努力による生活の格差については国民の容認はあるが、土地・住宅などを典型とする、個人の努力では克服できない外部的要因による格差については不公平感が強い。

以上を政策課題としてまとめると、高年齢層にはとりわけ物価の安定と社会保障の充実が、二〇歳代層には労働時間の短縮が望まれる。そして社会全体としては、このほかに消費生活の充実、居住水準の向上、社会の公平・公正の確保などの課題解決が必要であり、日本の個人消費生活を充実させて、世界経済の発展と結びつけていくことが重要であるとされている。

#### 4 標準生計費と生活保護基準

##### ■ 人事院の「標準生計費」

国家公務員は労働基本権を制約されていることの代償措置として、人事院の給与改定勧告の対象とされている。この勧告の参考資料として算出されるのが「標準生計費」であり、国民一般の標準的な生活水準を表わすものとして、国家公務員のみならず、組織労働

者や最低賃金法の適用を受ける未組織労働者の賃金決定に影響を与えている。八八年四月の世帯人員別生計費は、全国四人世帯で二四万九〇六〇円となっている。

##### ■ 厚生省の「生活保護基準」

生活保護法の適用を受ける場合、その基準となる生計費を「生活保護基準」といい、その生活保護基準を下回るものについて所得補充がおこなわれることになっている。

八七年度から生活水準・生活様式の地域間格差の拡大を考慮し、生活扶助基準の級地区分を三級地制を維持しながら各級地に二つの枝級地を設け、計六区分と細分化した。そして、従来の級地間格差九%を将来的には四・五%等差とする級地制度の見直しのため、下位枝級地間の格差を段階的に拡大してきている。

また、生活扶助基準を一般国民の消費実態に近づけるため、一般低所得世帯の家計における第一類相当経費（個人単位）と第二類相当経費（世帯単位）の消費実態を勘案して、第二類のウェイトが高められた。その結果、単身世帯および二人世帯については、標準三人世帯を上回る改定がおこなわれ、家計の弾力性にとぼしい少人数世帯の処遇が配慮された。

東京都区部の一級地―一における標準三人世帯（三三歳男、二九歳女、四歳子）にたいする生活扶助基準月額額は、八七年度一二万九一三六円から八八年度一三万九四四円となり、対前年比一・四%の伸び率となった。住宅扶助九〇〇〇円の加算は前年にひきつづき据え置かれた。また、ローン付住宅の保有者については、原則として保護の適用はおこなうべきではないとの見解を厚生省は示している。



第30表 費目別・世帯人員別標準生計費（1988年4月）

その1（全 国）

費目	世帯人員 1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	27,850円	49,520円	68,740円	84,270円	96,100円
住居関係費	20,170	34,100	40,100	41,570	41,720
被服・履物費	5,930	10,540	13,850	15,850	16,530
雑 費 I	17,170	32,650	46,400	58,440	68,760
雑 費 II	20,970	36,960	46,070	48,930	45,540
計	92,090	163,770	215,160	249,060	268,650

その2（東 京）

費目	世帯人員 1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	31,410円	55,200円	73,990円	86,920円	93,980円
住居関係費	21,870	37,330	46,380	49,040	49,190
被服・履物費	5,690	10,350	13,970	16,560	18,110
雑 費 I	23,320	44,820	64,490	82,340	98,350
雑 費 II	18,710	33,140	41,390	44,090	41,250
計	101,100	180,840	240,220	278,950	300,880

1988年4月の標準生計費算定方法

国民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務庁）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算出しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費I……保健医療，交通通信，教育，教養娯楽

雑費II……その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 食 料 費

1人世帯の食料費については、家計調査及び「国民栄養調査成績」（厚生省）における食品の摂取状況を参考として作成した独身男子（18歳程度）のマーケット・バスケットにより、家計調査における1988年4月の実効価格を用いて1日当たりの支出額を算定し、これに $\frac{365}{12}$ を乗じて月額に換算して求めた。2人～5人世帯については、世帯人員別生計費換算乗数を用いて1人世帯と各世帯人員との比率で求めた。

なお、マーケット・バスケットの1日当たり基準エネルギー量は「日本人の栄養所要量」（公衆衛生審議会）及び国民栄養調査成績を参考として2,700kcalとした。

(3) 食料費以外の費目

家計調査における1988年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

〔資料：『人事院月報』1988年9月〕